

第3章 対象鉄道建設等事業実施区域及びその周囲の概況

対象区域及びその周囲（以下「調査対象地域」という。）の概況を既存の文献又は資料により把握する。

なお、調査対象地域は、江北町、大町町及び武雄市の3市町とし、記載する図面に関しては図 3.1-1 に枠で示す範囲とする。



※ 本図書で使用する「1:50,000」の図面の範囲

図 3.1-1 調査対象地域

3.1 自然的状況

1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(1) 気象の状況

調査対象地域周辺の気象観測所は、図3.1-2に示すとおり、東北東約14kmに存在する佐賀地方気象台（佐賀市駅前中央）である。佐賀地方気象台における過去10年間の気象概要は、表3.1-1に示すとおりである。平成23年の年間降水量は2,005.5mm、年平均気温は16.6℃、平均風速は3.2m/s となっている。

また、平成23年の月別の降水量、平均気温及び平均風速の状況は表3.1-1及び図3.1-3に示すとおりであり、月別降水量は17.0～441.0mm、月別平均気温は2.7～28.0℃、月別平均風速は2.8～3.8m/s となっている。



図 3.1-2 佐賀地方気象台の位置

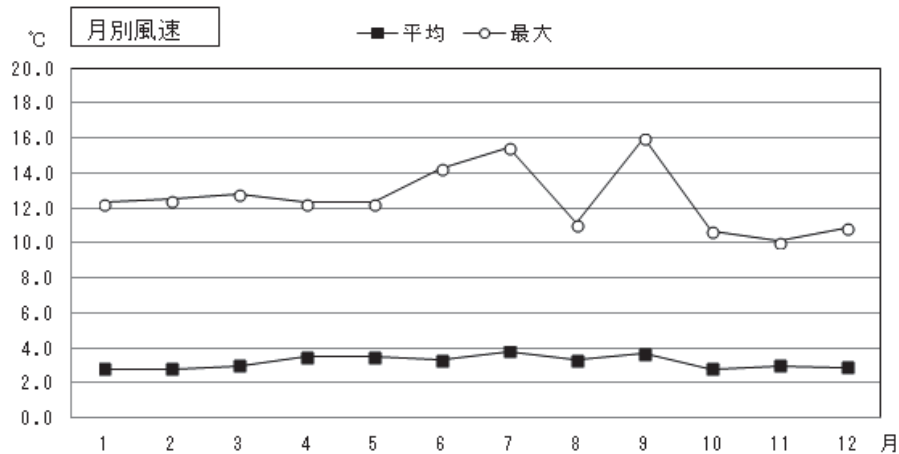
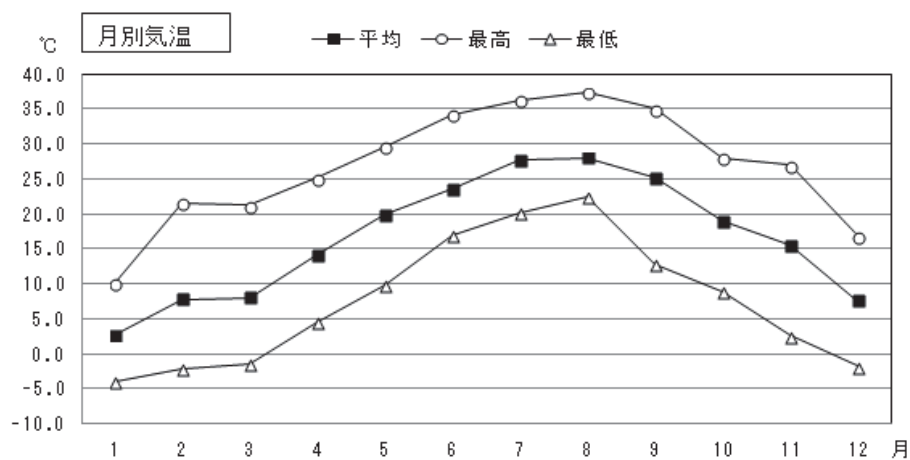
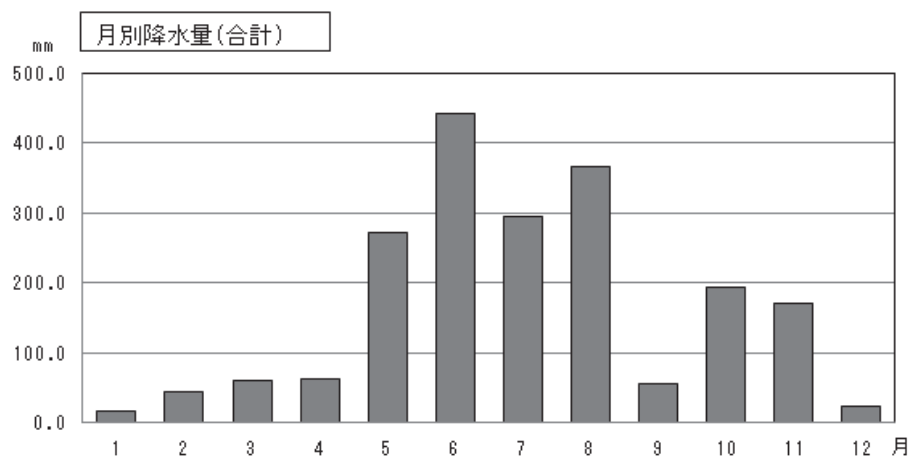
表 3.1-1 気象の状況

年	降水量(mm)				気温(℃)			風向・風速(m/s)					
	合計	最大						平均 風速	最大風速		最大瞬間風速		
		日	1 時間	10 分	平均	最高	最低		風速	風向	風速	風向	
平成 14 年	1,623.0	103.0	39.5	12.5	16.9	36.1	-2.1	3.0	15.1	南南東	27.2	南西	
平成 15 年	1,892.5	67.5	32.5	15.5	16.8	35.7	-2.5	3.0	18.9	南	34.1	南南西	
平成 16 年	1,987.5	105.5	58.5	19.0	17.3	37.1	-5.0	2.9	23.4	北	36.9	東南東	
平成 17 年	1,356.5	114.5	35.5	16.0	16.6	36.6	-3.5	2.8	19.4	北東	27.7	北東	
平成 18 年	2,231.5	147.5	56.0	21.5	17.0	37.6	-4.3	2.8	28.6	南南東	50.3	南南東	
平成 19 年	1,624.5	160.5	65.5	19.0	17.4	37.6	-3.6	2.9	17.4	北東	27.2	北	
平成 20 年	1,825.5	182.0	69.0	21.5	16.8	36.5	-3.0	3.1	20.2	東北東	27.0	東北東	
平成 21 年	1,704.5	170.5	54.0	21.0	16.9	37.8	-2.5	3.2	14.9	東北東	22.1	北北東	
平成 22 年	1,941.0	101.5	49.5	19.5	17.0	36.7	-1.8	3.2	16.0	東北東	21.7	南	
平成 23 年	2,005.5	166.0	49.5	17.5	16.6	37.4	-4.0	3.2	16.0	北	26.0	北	
	1 月	17.0	11.0	2.5	1.5	2.7	10.1	-4.0	2.8	12.3	北西	19.3	北西
	2 月	45.0	11.0	7.0	4.5	7.8	21.6	-2.2	2.8	12.5	北東	18.2	北西
	3 月	61.0	35.5	8.5	2.0	8.0	21.3	-1.5	3.0	12.8	西	18.8	北
	4 月	63.0	24.0	11.0	2.5	14.1	25.2	4.5	3.5	12.3	南南西	18.6	南
	5 月	272.0	108.0	26.0	6.5	19.9	29.6	9.9	3.5	12.3	東北東	17.8	北
	6 月	441.0	104.0	25.5	11.5	23.6	34.2	16.9	3.3	14.3	南	20.4	南
	7 月	295.5	166.0	31.5	17.5	27.7	36.3	20.2	3.8	15.5	北北東	23.1	北東
	8 月	365.5	154.0	49.0	13.5	28.0)	37.4)	22.4)	3.3	11.1	東北東	16.0	北西
	9 月	56.0	23.5	9.5	5.5	25.1	35.0	12.8	3.7	16.0	北	26.0	北
	10 月	194.0	98.0	49.5	12.5	19.0	28.0	9.0	2.8	10.7	東北東	15.3	西
	11 月	171.5	82.0	14.0	4.5	15.5	27.0	2.6	3.0	10.1	北東	14.1	西北西
12 月	24.0	15.5	5.0	1.5	7.6	16.9	-1.8	2.9	10.9	北西	16.2	西	

注 データに付加する記号の意味

表示例	意味	解説
値)	準正常値	品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合。

出典：「気象統計情報 佐賀（平成 14～23 年）」（気象庁）



出典：「気象統計情報 佐賀（平成23年）」（気象庁）

図 3.1-3 月別降水量、月別気温、月別風速の状況（平成 23 年）

(2) 大気質の状況

佐賀県では、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）15局及び道路沿道に設置している自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）2局の、計17局で大気汚染物質を常時観測している。このうち、調査対象地域の市町には、表3.1-2及び図3.1-4に示すとおり、一般局1局が存在する。

なお、大気汚染に係る環境基準は、表3.1-3に示すとおりである。

ここで、有害大気汚染物質（ベンゼン等）、ダイオキシン類、降下ばいじんに関しては、調査対象地域の市町においては観測が行われていない。

また、微小粒子状物質に関しては、調査対象地域の市町においては武雄（一般局）で平成23年12月から観測が行われている。

表 3.1-2 大気測定局

測定項目 測定局名称（区分）	二酸化窒素 (NO ₂)	二酸化 い おう (SO ₂)	一酸化 炭素 (CO)	浮遊 粒 子 状 物 質 (SPM)	光化学 オキシ ダント (O _x)
武雄（一般局）	○	○	—	○	○

注 ○：測定を実施している項目

—：測定を実施していない項目

出典：「平成22年度大気環境調査結果データ集」（佐賀県環境センター）

表 3.1-3(1) 大気汚染に係る環境基準

A:「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日、環境庁告示第25号)

B:「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日、環境庁告示第38号)

根拠法	物質	環境上の条件	測定方法
A	二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
	一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
	浮遊粒子状物質 ^{※1}	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
	光化学オキシダント ^{※2}	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
B	二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 ^{※3}	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法

※1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

※2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

※3 二酸化窒素について、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

注 評価方法(「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年6月12日、環大企第143号))

(「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和53年7月17日、環大企第262号))

【短期的評価】

環境基準が1時間値又は1時間値の1日平均値についての条件として定められているので、測定を行った日又は時間についてその評価を行う。

【長期的評価】

・二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外して評価を行う。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱は行わない。

・二酸化窒素

年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもので評価を行う。

表 3.1-3(2) 大気汚染に係る環境基準

C:「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日、環境庁告示第4号)

D:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)

及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日、環境庁告示第68号)

E:「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日、環境庁告示第33号)

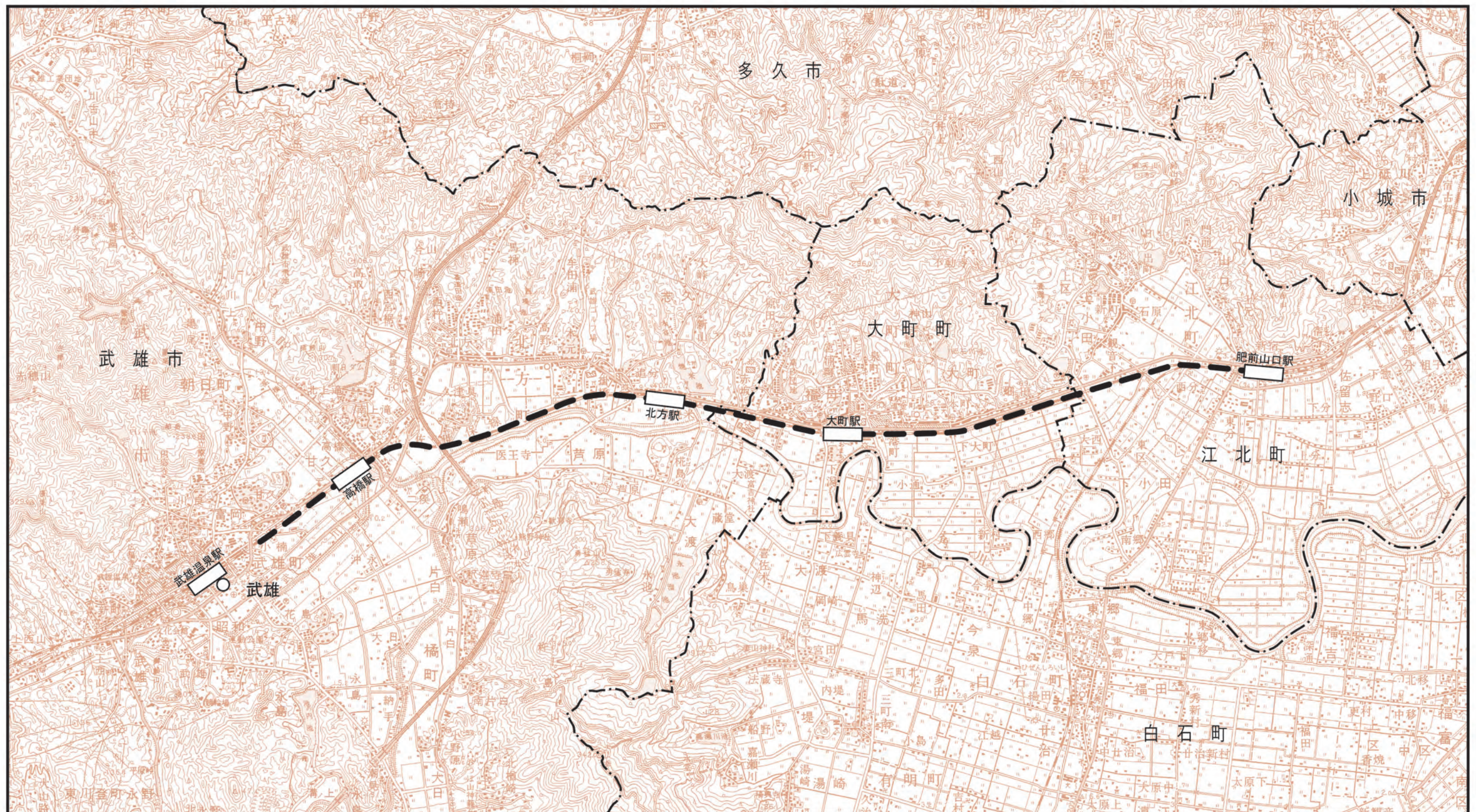
根拠法	物質	環境上の条件	測定方法
C	ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
	トリクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
	テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
	ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
D	ダイオキシン類	$0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
E	微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする

注1 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

注2 ダイオキシン類の基準値は、年間平均値とする。

注3 微小粒子状物質の基準値は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

注4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。



凡 例

- — 対象区域
- - - 市町境
- 大気測定局（一般局）

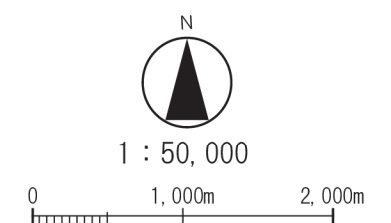


図 3.1-4 大気測定局

出典：「平成22年度大気環境調査結果データ集」（佐賀県環境センター）

(a) 二酸化窒素 (NO₂)

平成 22 年度の二酸化窒素 (NO₂) の測定結果は、表 3.1-4 に示すとおりである。

1 日平均値 (1 時間値の 1 日平均値) の年間 98% 値は 0.016ppm となっており、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日、環境庁告示第 38 号)に定める環境基準を達成している。

過去 5 年間の年平均値の推移は図 3.1-5 に示すとおりであり、緩やかな下降傾向となっている。

表 3.1-4 大気質測定結果 (二酸化窒素) (平成 22 年度)

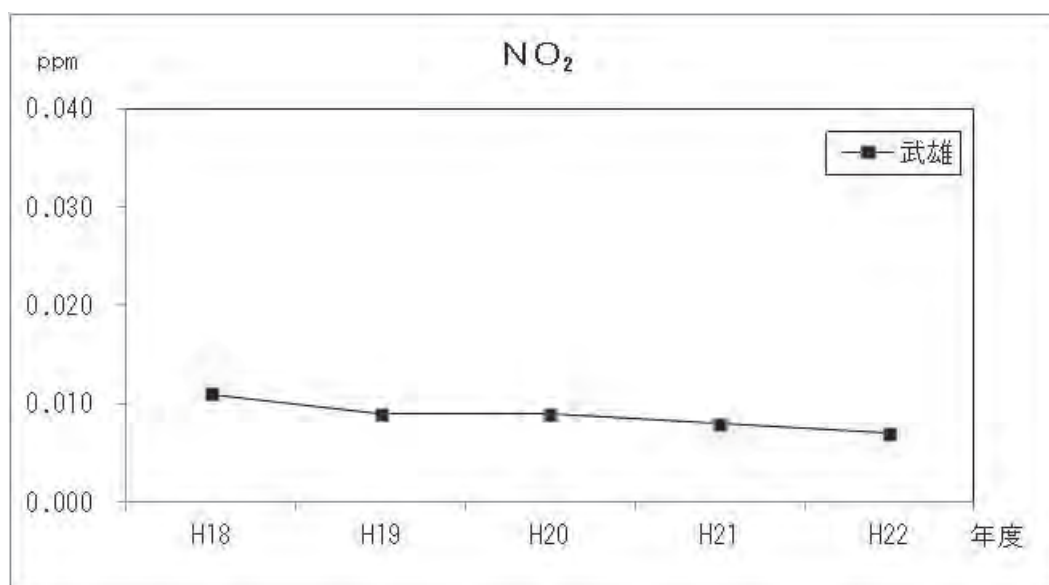
測定局		年平均値	1 日平均値が 0.06ppm を超えた 日数とその割合		1 日平均値の 年間 98% 値	98% 値評価に よる 1 日平均 値が 0.06ppm を超えた日数
			(日)	(%)		
		(ppm)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
1	武雄	0.007	0	0	0.016	0

注 1 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること

注 2 評価：年間にわたる 1 日平均値 (1 時間値の 1 日平均値) について、測定値の低い方から 98% に相当するものが 0.06ppm 以下であること

注 3 二酸化窒素については、環境基準の短期的評価は設定されていない。

出典：「平成 22 年度大気環境調査結果データ集」(佐賀県環境センター)



出典：「平成 22 年度大気環境調査結果データ集」(佐賀県環境センター)

図 3.1-5 経年変化 (二酸化窒素、年平均値)

(b) 二酸化いおう (SO₂)

平成22年度の二酸化いおう (SO₂) の測定結果は、表3.1-5に示すとおりである。

1日平均値（1時間値の1日平均値）が0.04ppmを超えた日はなく、1時間値が0.1ppmを超えた時間もないため、「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日、環境庁告示第25号）による環境基準の短期的評価を達成している。また、1日平均値（1時間値の1日平均値）の年間2%除外値は0.003ppmであり、長期的評価についても達成している。

過去5年間の年平均値の推移は図3.1-6に示すとおりであり、緩やかな下降傾向となっている。

表 3.1-5 大気質測定結果（二酸化いおう）（平成22年度）

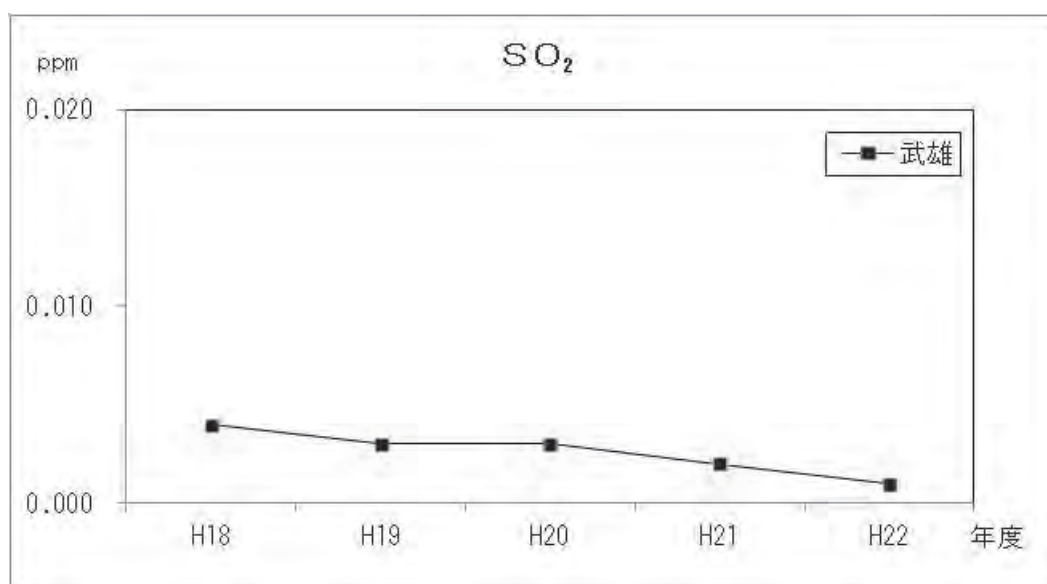
測定局	年平均値	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数	1日平均値が 0.04ppmを 超えた日数	1日平均値の 年間2%除外値	環境基準の 長期的評価 による日平均値 が0.04ppmを 超えた日数
	(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	(日)
1 武雄	0.001	0	0	0.003	0

注1 環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること

注2 短期的評価：測定を行った日についての1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること

注3 長期的評価：年間にわたる1日平均値（1時間値の1日平均値）について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値（1時間値の1日平均値）が0.04ppmを超えず、かつ、年間を通じて1日平均値（1時間値の1日平均値）が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと

出典：「平成22年度大気環境調査結果データ集」（佐賀県環境センター）



出典：「平成22年度大気環境調査結果データ集」（佐賀県環境センター）

図 3.1-6 経年変化（二酸化いおう、年平均値）

(c) 浮遊粒子状物質 (SPM)

平成 22 年度の浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果は、表 3.1-6 に示すとおりである。

1 日平均値 (1 時間値の 1 日平均値) が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が 1 日あることから、「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日、環境庁告示第 25 号)による環境基準の短期的評価を達成していない。ただし、1 日平均値 (1 時間値の 1 日平均値) の年間 2 % 除外値は $0.050\text{mg}/\text{m}^3$ であり、長期的評価は達成している。

過去 5 年間の年平均値の推移は図 3.1-7 に示すとおりであり、横ばいから下降傾向となっている。

表 3.1-6 大気質測定結果 (浮遊粒子状物質) (平成 22 年度)

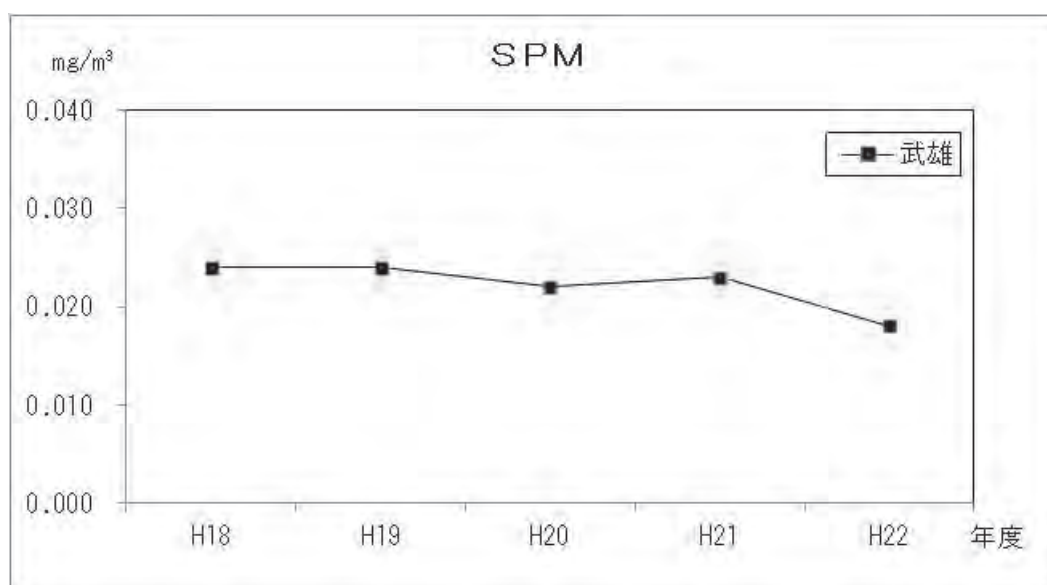
測定局	年平均値	1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた時間数	1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日数と その割合		1 日平均値 の年間 2 % 除外値	環境基準の長期 的評価による日 平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数
	(mg/m^3)	(時間)	(日)	(%)	(日)	(日)
1 武雄	0.018	0	1	0.3	0.050	0

注 1 環境基準: 1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること

注 2 短期的評価: 測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること

注 3 長期的評価: 年間にわたる 1 日平均値 (1 時間値の 1 日平均値) について、測定値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した 1 日平均値 (1 時間値の 1 日平均値) が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えず、かつ、年間を通じて 1 日平均値 (1 時間値の 1 日平均値) が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が 2 日以上連続しないこと

出典: 「平成 22 年度大気環境調査結果データ集」(佐賀県環境センター)



出典: 「平成 22 年度大気環境調査結果データ集」(佐賀県環境センター)

図 3.1-7 経年変化 (浮遊粒子状物質、年平均値)

(d) 光化学オキシダント (Ox)

平成 22 年度の光化学オキシダント (Ox) の測定結果は、表 3.1-7 に示すとおりである。

昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数は 80 日となっており、「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日、環境庁告示第 25 号)による環境基準を達成していない。

また、「佐賀県光化学オキシダント緊急対策要綱」(平成 19 年 3 月、佐賀県くらし環境本部環境課)による注意報の発令基準である、昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日はない。

過去 5 年間の年平均値の推移は図 3.1-8 に示すとおりであり、緩やかな上昇傾向となっている。

表 3.1-7 大気質測定結果 (光化学オキシダント) (平成 22 年度)

測定局	昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間の 1 時間値の最高値
	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)
1 武雄	0.032	80	446	0	0	0.102

注 1 環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること

注 2 昼間とは、5 時から 20 時までの時間帯をいう。

注 3 注意報等の発令基準 (「佐賀県光化学オキシダント緊急時対策要綱」

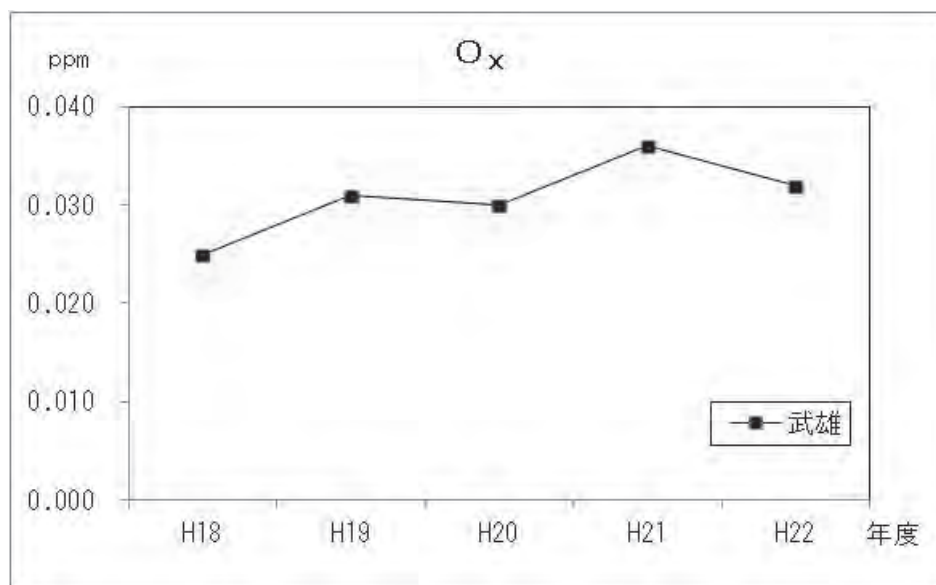
(平成 19 年 3 月、佐賀県くらし環境本部環境課))

注 意 報：発令基準測定局における 1 時間値が、0.12ppm 以上となり、かつ、気象条件からみて、当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき

警 報：発令基準測定局における 1 時間値が、0.24ppm 以上となり、かつ、気象条件からみて、当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき

重大緊急時警報：発令基準測定局における 1 時間値が、0.4 ppm 以上となり、かつ、気象条件からみて、当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき

出典：「平成 22 年度大気環境調査結果データ集」(佐賀県環境センター)



出典：「平成 22 年度大気環境調査結果データ集」(佐賀県環境センター)

図 3.1-8 経年変化 (光化学オキシダント、年平均値)

(3) 騒音の状況

調査対象地域では、武雄市のみ道路沿道の騒音について測定を行っている。

(a) 道路交通騒音の状況

調査対象地域における道路交通騒音の測定は、武雄市により平成 19 年度に実施されており、測定結果は表 3.1-8 に示すとおりである。

測定結果については、昼間 62～72 デシベル、夜間 55～69 デシベルとなっており、県道武雄・伊万里線及び長崎自動車道では、昼間及び夜間ともに「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号)による環境基準値を下回っているが、国道 34 号では夜間に環境基準値を上回っており、また、国道 498 号では、昼間及び夜間ともに環境基準値を上回っている。

また、「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年 3 月 2 日、総理府令第 15 号)による要請限度の値は、すべての地点で昼間及び夜間ともに下回っている。

なお、騒音に係る環境基準は表 3.1-9 に、自動車騒音に係る許容限度（要請限度）は表 3.1-10 に示すとおりである。

表 3.1-8 道路交通騒音測定結果（平成 19 年度）

（単位：デシベル）

番号	測定地点	道路名称	幹線道路	等価騒音レベル (LAeq)		環境基準 (平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)				要請限度 (平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号)			
				昼間	夜間	地域	昼間	夜間	達成	区域	昼間	夜間	適合
1	武雄市武雄町武雄	国道 34 号	○	68	66	C	70	65	△	c	75	70	○
2	武雄市武雄町富岡	県道武雄・伊万里線	○	63	55	A	70	65	○	a	75	70	○
3	武雄市朝日町中野	国道 498 号	○	72	68	(B)	(70)	(65)	×	b	75	70	○
4	武雄市北方町志久	国道 34 号	○	70	69	(C)	(70)	(65)	△	c	75	70	○
5	武雄市北方町芦原	長崎自動車道	○	62	57	(B)	(70)	(65)	○	b	75	70	○
6	武雄市東川登町永野	国道 34 号	○	70	66	(B)	(70)	(65)	△	b	75	70	○

注 1 時間区分 昼間（6 時～22 時） 夜間（22 時～6 時）

注 2 () は環境基準の類型指定を行っていない地域を示しており、参考として、騒音規制法における第 1 種区域を A 類型、第 2 種区域を B 類型、第 3・4 種区域を C 類型とみなし、環境基準の達成状況を評価した。

注 3 達成：環境基準達成状況、適合：要請限度適合状況

○：全部の時間帯で達成、△：昼間又は夜間の時間帯で達成、×：全部の時間帯で非達成。

注 4 いずれも騒音測定期間は 1 日間であるが、要請限度値との比較を行った。

注 5 環境基準を超過した時間帯。

出典：「平成 20 年版佐賀県環境白書」（平成 21 年 3 月、佐賀県くらし環境本部環境課）

表 3.1-9 騒音に係る環境基準

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日、環境庁告示第64号）
「騒音に係る環境基準の地域類型指定」（平成24年3月30日、佐賀県告示第120号）
「 」 （平成24年3月30日、武雄市告示第32号）

（一般地域（道路に面する地域以外の地域））

地域の類型	時間の区分	
	昼間 (6時から22時まで)	夜間 (22時から翌日の6時まで)
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注 A地域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
B地域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
C地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表に掲げるとおりとする。

（道路に面する地域）

地域の区分	時間の区分	
	昼 間 (6時から22時まで)	夜 間 (22時から翌日の6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注1 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する「帯状」の車線部分をいう。
注2 道路に面する地域とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域をいう。
注3 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の目標値の欄に掲げるとおりとする。

また、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表に掲げるとおりとする。

（幹線交通を担う道路に近接する空間）

時 間 の 区 分	
昼 間 (6時から22時まで)	夜 間 (22時から翌日の6時まで)
70デシベル以下	65デシベル以下

注1 「幹線交通を担う道路」とあるのは、次に掲げる道路をいうものとする。
・道路法（昭和27年、法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市道（市道にあっては4車線以上の区間に限る。）
・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年、建設省令第49号）第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
注2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15mまで
・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20mまで

表 3.1-10 騒音規制法に基づく自動車騒音に係る許容限度（要請限度）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
(平成12年3月2日、総理府令第15号)

「自動車騒音の要請限度に係る地域類型指定」(平成24年3月30日、佐賀県告示第121号)

「 〃 」(平成24年3月30日、武雄市告示第35号)

区域の区分		a区域	b区域	c区域
要 請 限 度	1車線を有する道路に面する区域	昼65デシベル以下 夜55デシベル以下	昼65デシベル以下 夜55デシベル以下	昼75デシベル以下 夜70デシベル以下
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	昼70デシベル以下 夜65デシベル以下	昼75デシベル以下 夜70デシベル以下	
	幹線交通を担う道路に近接する区域	昼75デシベル以下 夜70デシベル以下		

注1 昼は6時から22時まで、夜は22時から翌日の6時までをいう。

注2 「幹線交通を担う道路」とは高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道あっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路の敷地の境界線からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2 車線以下の車線を有する道路 15 メートル
- ・ 2 車線を超える車線を有する道路 20 メートル

注3 a 区域：図 3.2-10 (p. 3.2-23) 参照

b 区域：图 3.2-10 (p. 3.2-23) 参照

c 区域：图 3.2-10 (p. 3.2-23) 参照

(b) 鉄道騒音の状況

a 新幹線鉄道騒音

調査対象地域においては、新幹線鉄道騒音の測定は行われていない。

なお、新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、表 3.1-11 に示すとおりである。

表 3.1-11 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年 7 月 29 日、環境庁告示第 46 号）

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」

（平成 24 年 3 月 30 日、佐賀県告示第 120 号）

類型	地域の区分		基準値
I	鳥栖基山 都市計画 区域	第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 準工業地域（鳥栖市山浦町に係る部分に限る） 工業地域（鳥栖市轟木町に係る部分に限る） 用途地域の定めのない地域のうち、鳥栖市山浦町、 原古賀町、村田町、蔵上町、幸津町、轟木町、儀徳 町、下野町及び三島町の地域であって、別添図面に おいて緑色で着色したもの	70デシベル以下
	武雄都市 計画区域 及び 嬉野都市 計画区域	第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域が定められていない地域のうち、 武雄市武雄町、東川登町及び西川登町並び に嬉野市塩田町及び嬉野町の地域であっ て、別添図面において緑色で着色したもの	
II	鳥栖三養 都市計画 区域	工業地域（鳥栖市轟木町に係る部分に限る部分を除く） 用途地域が定められていない地域のうち、鳥栖市幸 津町の地域であって、別添図面において青色で着色 したもの	75デシベル以下
	武雄都市 計画区域 及び 嬉野都市 計画区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域が定められていない地域のうち、武雄市東 川登町及び嬉野市嬉野町の地域であって、別添図面 において黄色で着色したもの	

備考

「当てはめる地域」は、新幹線鉄道の軌道中心線より左右 300m 以内（筑後川橋りょう付近にあっては、佐賀県側の橋けた端部と軌道中心線の交点を中心とした半径 400m の円内）で、別添の図面（図 3.2-11（p.3.2-26）参照）に表示する地域とする。ただし、博多起点から 29.81km の地点から県道中原鳥栖線までの地域、トンネルの出入り口から中央部方向 150m 以奥のトンネル周辺部及び河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に定める河川区域は除く。

b 在来鉄道騒音

調査対象地域においては、在来鉄道騒音の測定は行われていない。

なお、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年12月20日、環大一第174号)に基づく在来鉄道騒音の指針は、表3.1-12に示すとおりである。

表 3.1-12 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について

「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」

(平成7年12月20日、環大一第174号)

新 線	等価騒音レベル(L_{Aeq})として、昼間(7～22時)については60dB(A)以下、夜間(22時～翌日7時)については55dB(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあつては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

備考

鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項の適用を受ける鉄道のうち普通鉄道(ただし、新幹線鉄道を除く)又は軌道法(大正10年法律第76号)の適用を受ける軌道のうち線路構造が普通鉄道と同様であり鉄道運転規則(昭和62年運輸省令第15号)が準用される軌道であつて、新規に供用される区間(以下「新線」という。)及び大規模な改良を行った後供用される区間(以下「大規模改良線」という。)における列車の走行に伴う騒音を対象とする。

ここで、「新線」とは、鉄道事業法第8条又は軌道法第5条の工事の施行認可を受けて工事を施行する区間をいう。また、「大規模改良線」とは、複線化、複々線化、道路との連続立体交差化又はこれに準ずる立体交差化(以下「高架化」という。)を行うため、鉄道事業法第12条の鉄道施設の変更認可又は軌道法施行規則(大正12年内務・鉄道省令)第11条の線路及び工事方法書の記載事項変更認可を受けて工事を施行する区間をいう。ただし、平成7年12月19日以前に既に新線又は大規模改良線として工事が認可申請されている区間は、指針の適用の対象外とする。

なお、本指針は、以下の区間等については適用しないものとする。ただし、これらについても、必要な騒音対策を講じることが望ましい。

- ①住宅を建てることが認められていない地域及び通常住民の生活が考えられない地域。
- ②地下区間(半地下、掘り割りを除く)。
- ③踏切等防音壁(高欄を含む)の設置が困難な区間及び分岐器設置区間、急曲線区間等ロングレール化が困難な区間。
- ④事故、自然災害、大みそか等通常とは異なる運行をする場合。

(4) 振動の状況

調査対象地域では、武雄市のみ道路沿道の振動について測定を行っている。

(a) 道路交通振動の状況

調査対象地域では、平成19年度に道路交通振動の測定が実施されている。測定結果は表3.1-13に示すとおりである。

全ての地点において、「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日、総理府令第58号）による道路交通振動の限度（要請限度）の値を下回っている。

なお、道路交通振動の限度（要請限度）は、表3.1-14に示すとおりである。

表 3.1-13 道路交通振動測定結果（平成 19 年度）

（単位：デシベル）

番号	測定地点	道路名称	指定 地域 種別	振動 レベル (L_{10})		要請限度 (昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号)		
				昼間	夜間	昼間	夜間	適合
1	武雄市武雄町武雄	国道 34 号	2	26	15	70	65	○
2	武雄市武雄町富岡	県道武雄・伊万里線	1	28	18	65	60	○
3	武雄市東川登町永野	国道 34 号	1	30	26	65	60	○
4	武雄市朝日町中野	国道 498 号	1	34	23	65	60	○
5	武雄市北方町志久	国道 34 号	2	50	46	70	65	○

注 1 時間区分 昼間（8～19 時） 夜間（19 時～8 時）

注 2 適合：要請限度の適合状況

○：全部の時間帯で要請限度以下、△：昼間又は夜間の時間帯で要請限度超過、×：全部の時間帯で要請限度超過。

出典：「平成 20 年版佐賀県環境白書」（平成 21 年 3 月、佐賀県くらし環境本部環境課）

表 3.1-14 振動規制法に基づく道路交通振動の限度（要請限度）

「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日、総理府令第58号）

「振動規制法施行規則別表第2の備考の1に規定する区域及び同備考の2に規定する時間」

（平成4年7月30日、佐賀県告示第404号）

（平成24年3月30日、武雄市告示第38号）

時間帯 区域の区分	昼 間 (8時から19時まで)	夜 間 (19時から翌日の8時まで)
第一種区域	65デシベル以下	60デシベル以下
第二種区域	70デシベル以下	65デシベル以下

注 第一種区域：図3.2-12（p.3.2-28）参照

第二種区域：図3.2-12（p.3.2-28）参照

(b) 鉄道振動の状況

a 新幹線鉄道振動

調査対象地域においては、新幹線鉄道振動の測定は行われていない。

なお、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年3月12日、環大特第32号）に基づく新幹線鉄道振動の基準は、表3.1-15に示すとおりである。

表 3.1-15 新幹線鉄道振動についての勧告

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」
(昭和51年3月12日、環大特第32号)

新幹線の勧告	新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
--------	--

注 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。

b 在来鉄道振動

調査対象地域においては、在来鉄道振動の測定は行われていない。

なお、既存の在来鉄道振動については、環境基準等の基準は定められていない。

2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(1) 水象の状況

調査対象地域の主要な河川の概要と位置は、表 3.1-16 及び図 3.1-9 に示すとおりである。主要な河川としては、六角川水系六角川がある。

六角川については、調査対象地域周辺を流れる唯一の一級河川であり、その源を佐賀県武雄市山内町神六山に発し、武雄市二俣において武雄川を合わせ、佐賀平野（白石地区）を屈曲して貫流し、河口部の住ノ江において牛津川を合わせ有明海に注ぐ、幹川流路延長 47km、流域面積 341km² の一級河川である。また、六角川水系の平成 23 年の平均流量は、六角川（溝ノ上観測所）が 1.86 m³/s、武雄川（武雄川観測所）が 0.37 m³/s となっている。

なお、調査対象地域周辺は六角川下流部に位置し、汽水域区間となっている。

表 3.1-16 主要な河川の概要

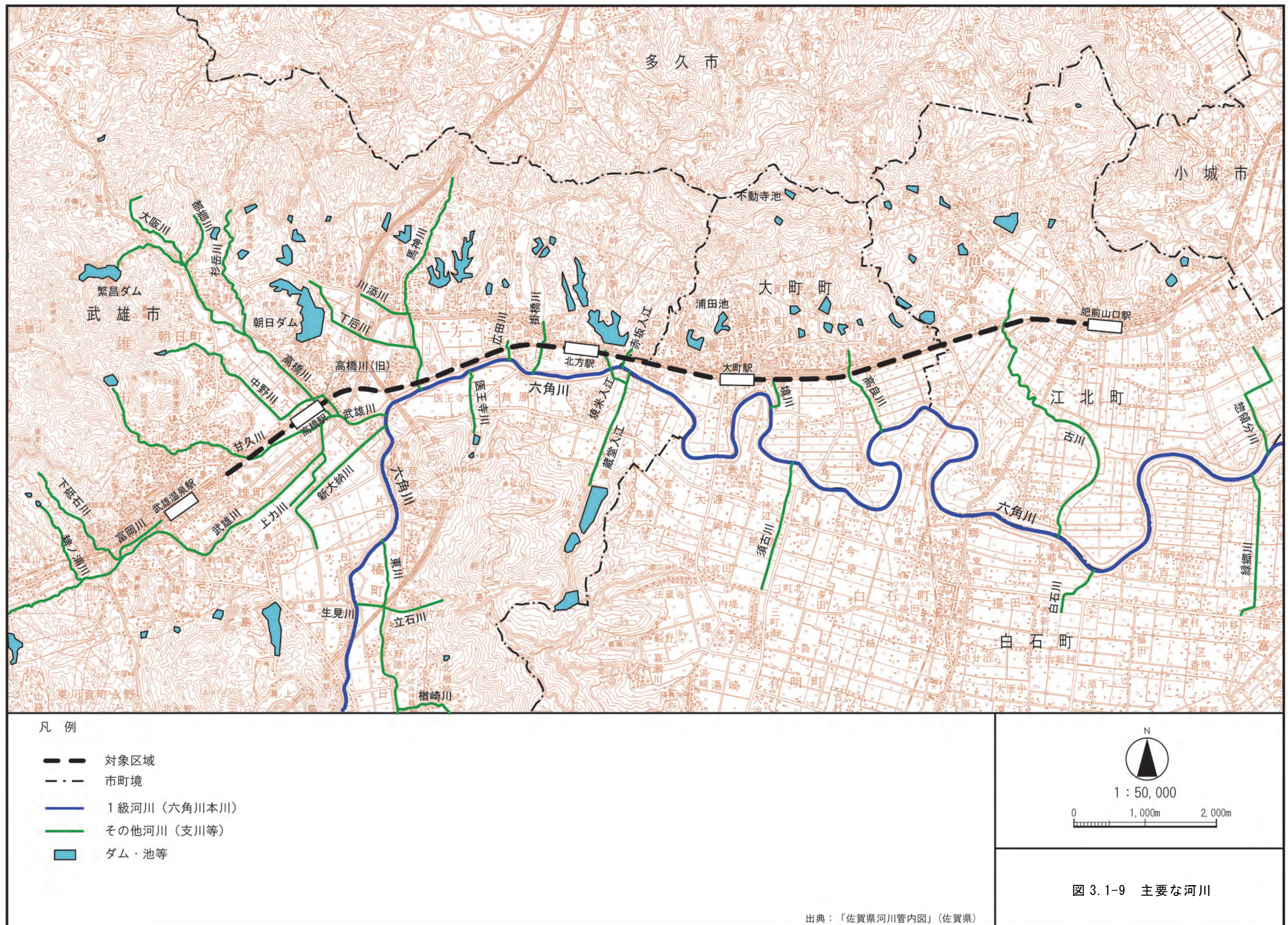
等級区分	水系名	河川名	延長 (km)	流域面積 (県内) (km ²)	流量（平成23年）		
					観測所	観測地点	平均流量 (m ³ /s)
一級河川	六角川	六角川	47	341	溝ノ上	武雄市橘町玉江	1.86
					武雄川	武雄市武雄町武雄	0.37

注 上記以外に調査対象地域周辺の河川には、六角川の支川である大阪川、都郷川、杉岳川、高橋川、中野川、甘久川、武雄川、上力川、新大納川、富岡川、下砥石川、稗ノ浦川、生見川、東川、立石川、檜崎川、丁后川、川添川、馬神川、広田川、医王寺川、掛橋川、蔵堂入江、赤坂入江、焼米入江、境川、高良川、古川、惣領分川等がある。

出典：「九州地方の河川」（国土交通省）

「佐賀県河川管内図」（佐賀県）

「水文水質データベース」（国土交通省）



(2) 水質及び水底の底質の状況

(a) 河川の水質に関する状況

調査対象地域では、佐賀県による水質測定計画により、平成 22 年度に計 4 地点で河川の水質測定が行われている。

平成 22 年度の測定結果は表 3.1-17 に、測定地点は図 3.1-10 に示すとおりである。江北町、大町町及び武雄市では、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）に基づき、六角川の大日堰より上流の区間が A 類型、下流の区間が D 類型に指定されている。

測定地点のうち、潮見橋及び六角橋は環境基準点※であり、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）による「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」である生物化学的酸素要求量について、環境基準達成状況を評価されている。平成 22 年度の調査結果では、2 地点とも環境基準を達成している。新橋についても、環境基準で示されている基準値の範囲内となっている。また、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目については、測定しているすべての項目ともに環境基準値以下となっている。

過去 5 年間の経年変化は表 3.1-18 及び図 3.1-11 に示すとおりで、生物化学的酸素要求量については、潮見橋、六角橋及び高橋橋（中橋）は、横ばいに推移している。新橋は年により変動が見られる。浮遊物質については、六角橋が、他の年に比べ、平成 19 年の値が大きく変動している。溶存酸素量については、六角橋が増加傾向になっている。大腸菌群数については、潮見橋、高橋橋（中橋）ともに減少傾向になっている。

「水質汚濁に係る環境基準について」に基づく「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」は表 3.1-19 に、「人の健康の保護に関する環境基準」は表 3.1-20 に示すとおりである。

※ 環境基準点：類型指定された水域について、環境基準の達成状況を把握するための地点

表 3.1-17(1) 水質測定結果（生活環境項目）（平成 22 年度）

項 目	河川名	地点名	環境基準 ^{※1}		測定結果				
			類型	基準値	最小値	最大値	m ^{※2}	n ^{※2}	日間平均 平均値 ^{※3}
水素イオン 濃度 (pH)	六角川	潮見橋 ^{※4}	A	6.5～8.5	7.6	8.5	0	12	—
		六角橋 ^{※4}	D	6.0～8.5	7.4	7.7	0	12	—
		新橋	D	6.0～8.5	7.5	7.8	0	4	—
	高橋川	高橋橋(中橋)	—	—	7.4	7.6	—	4	—
生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/L)	六角川	潮見橋 ^{※4}	A	2以下	0.7	1.9	0	12	1.2
		六角橋 ^{※4}	D	8以下	<0.5	2.6	0	12	1.3
		新橋	D	8以下	1.9	3.2	0	4	2.1
	高橋川	高橋橋(中橋)	—	—	0.5	2.6	—	4	1.0
浮遊物質 量 (SS) (mg/L)	六角川	潮見橋 ^{※4}	A	25以下	1	12	0	12	5
		六角橋 ^{※4}	D	100以下	12	240	2	12	79
		新橋	D	100以下	26	850	2	4	410
	高橋川	高橋橋(中橋)	—	—	3	7	—	4	5
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	六角川	潮見橋 ^{※4}	A	7.5以上	7.2	14	1	12	10
		六角橋 ^{※4}	D	2以上	3.9	10	0	12	6.9
		新橋	D	2以上	5.9	7.1	0	4	6.6
	高橋川	高橋橋(中橋)	—	—	9.7	13	—	4	11
大腸菌群数 (MPN/100mL)	六角川	潮見橋 ^{※4}	A	1,000以下	3.3×10^2	4.9×10^4	11	12	1.3×10^4
		六角橋 ^{※4}	D	—	—	—	—	—	—
		新橋	D	—	—	—	—	—	—
	高橋川	高橋橋(中橋)	—	—	1.7×10^3	9.4×10^4	—	—	1.7×10^4

※1 「—」は基準値が設定されていないことを示す。

※2 「m」は、環境基準値を超える検体数、「n」は、総検体数である。

※3 数値は、BOD 以外は日間平均値の年平均値、BOD は 75%値である。

※4 潮見橋及び六角橋は環境基準点である。

出典：「平成 22 年度公共用水域及び地下水水質測定結果」（平成 23 年 12 月、佐賀県環境センター）

表 3.1-17(2) 水質測定結果（健康項目）（平成 22 年度）

項 目	河川名	地点名	環境基準	測定結果				
				最小値	最大値	m [※]	n [※]	年平均値
カドミウム (mg/L)	六角川	潮見橋	0.003以下	<0.001	<0.001	0	4	<0.001
		六角橋		<0.001	<0.001	0	2	<0.001
全シアン (mg/L)	六角川	潮見橋	検出され ないこと	ND	ND	0	4	ND
		六角橋		ND	ND	0	2	ND
鉛 (mg/L)	六角川	潮見橋	0.01以下	<0.001	<0.001	0	4	<0.001
		六角橋		<0.001	<0.001	0	2	<0.001
六価クロム (mg/L)	六角川	潮見橋	0.05以下	<0.01	<0.01	0	4	<0.01
		六角橋		<0.01	<0.01	0	2	<0.01
砒素 (mg/L)	六角川	潮見橋	0.01以下	<0.001	<0.001	0	4	<0.001
		六角橋		<0.001	<0.001	0	2	<0.001
総水銀 (mg/L)	六角川	潮見橋	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	0	4	<0.0005
		六角橋		<0.0005	<0.0005	0	2	<0.0005

※ 「m」は、環境基準値を超える検体数、「n」は、総検体数である。

出典：「平成 22 年度公共用水域及び地下水水質測定結果」（平成 23 年 12 月、佐賀県環境センター）

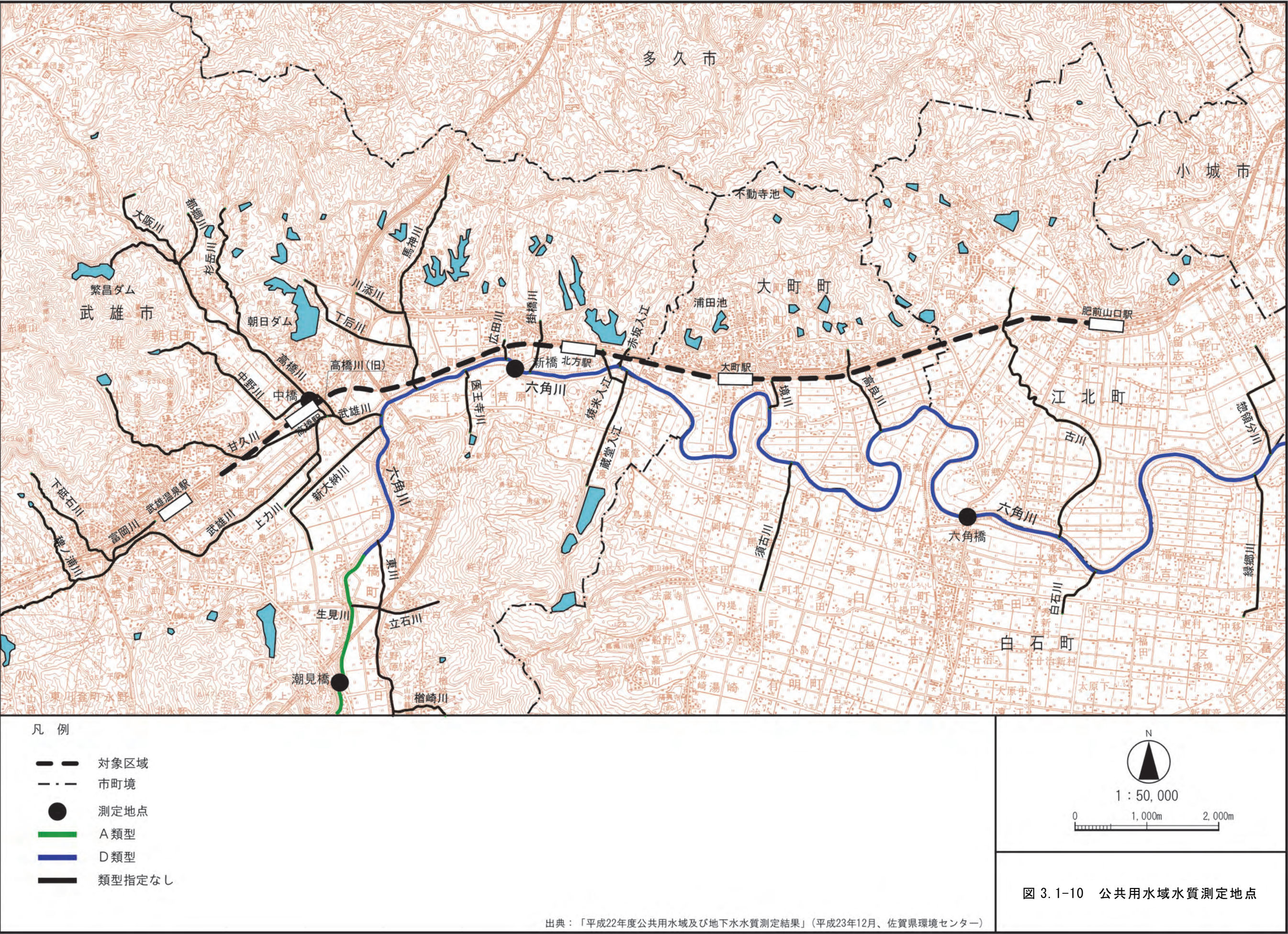


表 3.1-18 経年変化（水質）

項 目 単 位	河川名	地点名	環境 基準 類型	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
水素イオン 濃度(pH)	六角川	潮見橋	A	7.6～8.9	7.6～8.4	7.5～9.2	7.3～8.8	7.6～8.5
		六角橋	D	7.2～7.6	7.3～7.6	7.2～7.8	7.3～7.6	7.4～7.7
		新橋	D	7.5～7.8	7.6～7.6	7.4～7.7	7.4～7.7	7.5～7.8
	高橋川	高橋橋(中橋)	—	7.5～7.6	7.3～8.8	7.5～7.8	7.4～7.8	7.4～7.6
生物化学的 酸素要求量 (BOD)mg/L	六角川	潮見橋	A	1.3	1.4	1.4	1.4	1.2
		六角橋	D	0.9	1.0	1.0	0.9	1.2
		新橋	D	1.8	2.9	2.6	1.8	2.3
	高橋川	高橋橋(中橋)	—	1.0	1.6	1.3	1.2	1.2
浮遊物質 量(SS)mg/L	六角川	潮見橋	A	4.0	8.0	5.0	5	5
		六角橋	D	89	98	78	130	79
		新橋	D	94	1000	450	470	410
	高橋川	高橋橋(中橋)	—	3.0	6.0	4.0	4	5
溶存酸素量 (DO)mg/L	六角川	潮見橋	A	10	10	11	10	10
		六角橋	D	6.6	6.0	6.1	6.5	6.9
		新橋	D	8.2	6.0	7.1	6.6	6.6
	高橋川	高橋橋(中橋)	—	9.8	12	10	10	11
大腸菌群数 MPN/100mL	六角川	潮見橋	A	3.5×10^4	3.3×10^4	2.7×10^4	1.9×10^4	1.3×10^4
		六角橋	D	—	—	—	—	—
		新橋	D	—	—	—	—	—
	高橋川	高橋橋(中橋)	—	7.3×10^4	7.2×10^4	7.3×10^4	2.9×10^4	1.7×10^4

注 各数値は、pHは最小値～最大値、その他の項目は日間平均値の平均値である。

出典：「平成18年度～平成22年度公共用水域及び地下水水質測定結果」

(平成19年8月～平成23年12月、佐賀県環境センター)

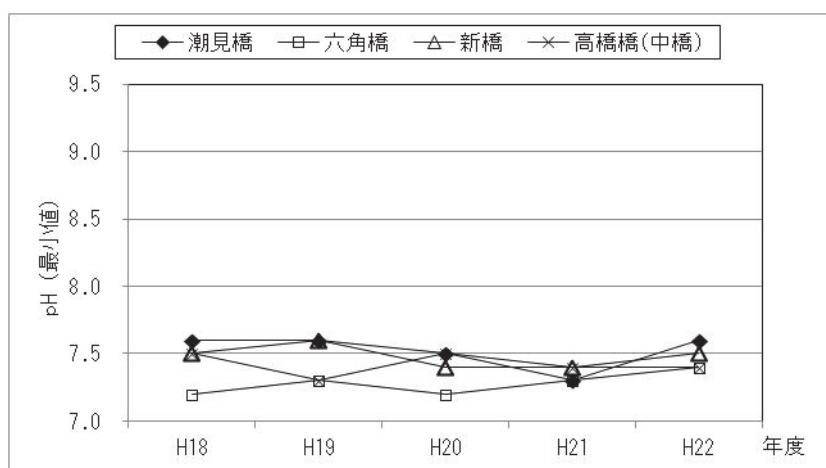


図 3.1-11(1) 経年変化 (pH、最小値)

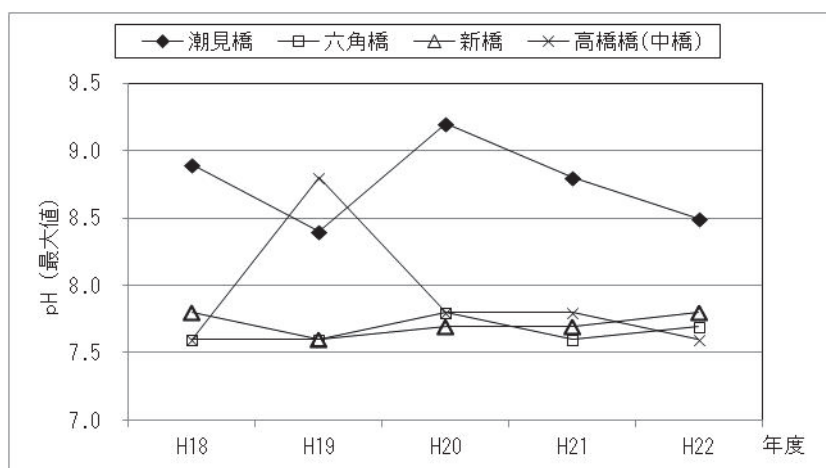
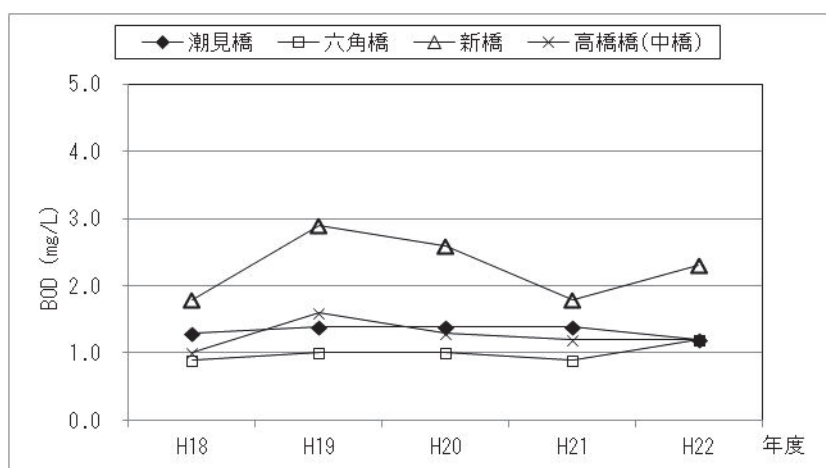


図 3.1-11(2) 経年変化 (pH、最大値)



出典:「平成 18 年度～平成 22 年度公共用水域及び地下水水質測定結果」
(平成 19 年 8 月～平成 23 年 12 月、佐賀県環境センター)

図 3.1-11(3) 経年変化 (BOD、年平均値)

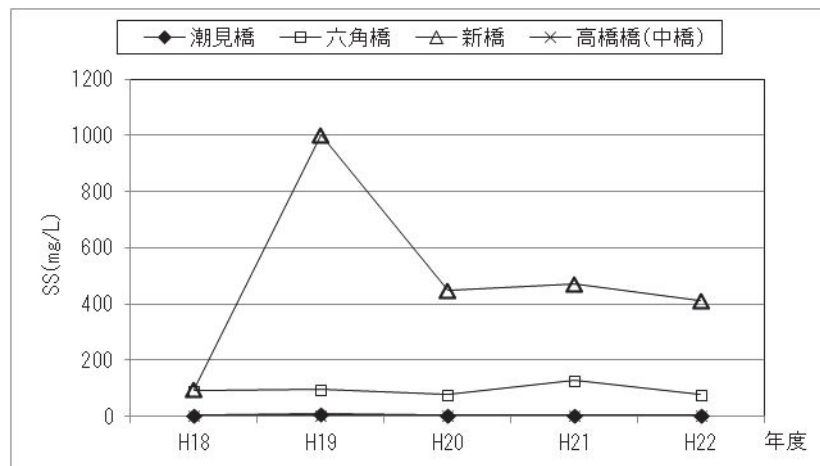


図 3.1-11(4) 経年変化 (SS、年平均値)

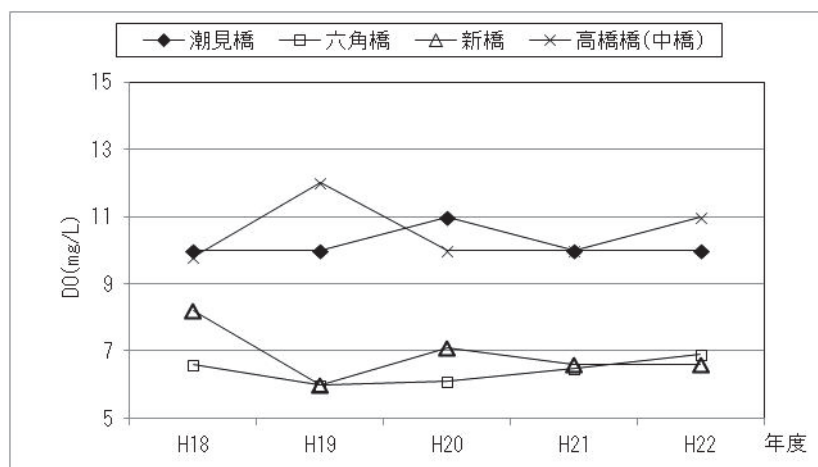
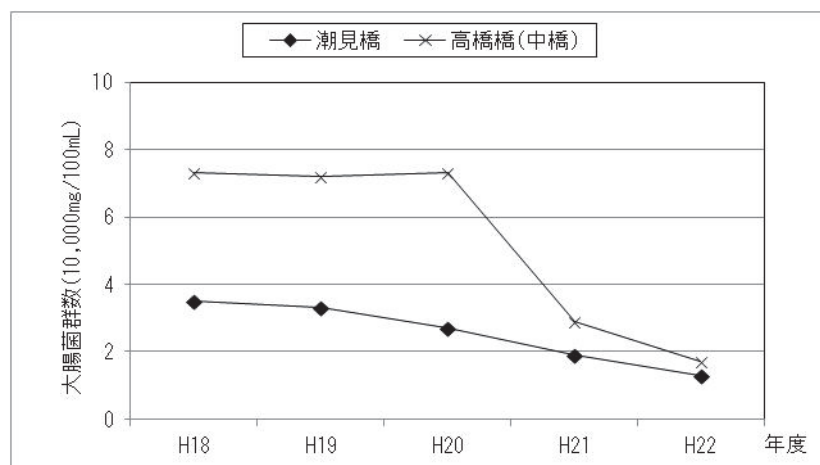


図 3.1-11(5) 経年変化 (DO、年平均値)



出典:「平成 18 年度～平成 22 年度公共用水域及び地下水水質測定結果」
(平成 19 年 8 月～平成 23 年 12 月、佐賀県環境センター)

図 3.1-11(6) 経年変化 (大腸菌群数、年平均値)

表3.1-19(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶 存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25mg/L以下	5 mg/L 以上	5,000MPN /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50mg/L以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100mg/L以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2 mg/L 以上	—

(備考)

- 1 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）
- 3 「—」は基準値の設定無し。

注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3.1-19(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

（備考）

- 1 基準値は、年平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

表 3.1-20 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(b) 地下水に関する状況

調査対象地域では、佐賀県による地下水質測定計画に基づき、概況調査が実施されている。概況調査における測定項目は、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目のとおりであり表 3.1-21 に示す。また、概況調査で汚染が確認された井戸については、継続監視調査、拡大調査、継続監視フォローアップ調査が実施されている。

平成 21 年度から平成 25 年度に実施した調査井戸数は表 3.1-22 に、結果は表 3.1-23 に示すとおりである。

調査対象地域では、平成 21 年度から平成 25 年度において、基準値を超過している箇所は存在しない。

表 3.1-21 概況調査における測定項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日、環境省告示第10号、平成24年環境省告示改正)

項 目	基 準 値	報告下限値
カドミウム	0.003mg/L以下	0.0003mg/L
全シアン	検出されないこと。	0.1mg/L
鉛	0.01mg/L以下	0.001mg/L
六価クロム	0.05mg/L以下	0.04mg/L
ヒ素	0.01mg/L以下	0.001mg/L
総水銀	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L
アルキル水銀	検出されないこと。	0.0005mg/L
P C B	検出されないこと。	0.0005mg/L
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.002mg/L
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002mg/L
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.002mg/L
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.008mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.0006mg/L
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	0.002mg/L
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.0005mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.0002mg/L
チウラム	0.006mg/L以下	0.0006mg/L
シマジン	0.003mg/L以下	0.0003mg/L
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.002mg/L
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001mg/L
セレン	0.01mg/L以下	0.001mg/L
硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	0.02mg/L
ふっ素	0.8mg/L以下	0.1mg/L
ほう素	1mg/L以下	0.1mg/L
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005mg/L

注1 基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については最高値。

注2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「平成25年度公共用水域及び地下水水質測定結果」

(平成26年12月、佐賀県くらし環境本部環境課)

表 3.1-22 地下水の市町別調査井戸数（平成 21 年度～平成 25 年度）

調査の種類※	市町名	調査年度				
		H21	H22	H23	H24	H25
概況調査	江北町	0	0	0	0	0
	大町町	0	3	0	0	0
	武雄市	4	5	0	0	4
継続監視調査	江北町	0	0	0	0	2
	大町町	0	0	0	0	0
	武雄市	0	0	0	0	0
拡大調査	江北町	0	0	0	0	0
	大町町	0	0	0	0	0
	武雄市	0	0	0	0	0
継続監視フォローアップ調査	江北町	0	0	0	0	0
	大町町	0	0	0	0	0
	武雄市	0	0	0	0	0

※ 調査の種類

① 概況調査

県下の全体的な地下水水質の状態を把握するための調査

② 継続監視調査（従来の定期モニタリング調査）

過去に有害物質が検出された地区の地下水の動向を経年的に把握するための調査

③ 拡大調査

継続監視の結果、すべての測定井戸で 5 年以上基準値以内となっている地区における安全確認調査

④ 継続監視フォローアップ調査（測定計画外の臨時調査）

継続監視地区のうち、汚染発覚から長時間経過した地区における、再確認調査

出典：「平成21年度 公共用水域及び地下水水質測定結果」（平成22年 9 月、佐賀県環境センター）

「平成22年度 公共用水域及び地下水水質測定結果」（平成23年12月、佐賀県環境センター）

「平成23年度 公共用水域及び地下水水質測定結果」（平成25年 2 月、佐賀県くらし環境本部環境課）

「平成24年度 公共用水域及び地下水水質測定結果」（平成25年12月、佐賀県くらし環境本部環境課）

「平成25年度 公共用水域及び地下水水質測定結果」（平成26年12月、佐賀県くらし環境本部環境課）

表 3.1-23 地下水の概況調査結果（平成 21 年度～平成 25 年度）

（単位：mg/L）

市町名	調査年度	地区名	検出項目	測定結果
大町町	H22	大字福母	鉛	0.001
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.03
			ふっ素	0.6
			ほう素	0.3
武雄市	H21	北方町志久	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02
			ふっ素	0.3
			ほう素	0.3
	H22	岩木町大字川古	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2.4
	H25	西川登町(1)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2.1
		西川登町(2)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.1
		東川登町(1)	ジクロロメタン	0.002
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.88
		東川登町(2)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5.7

注 調査結果のうち、報告下限値を超えて検出された項目のみ記載

出典：「平成21年度 公共用水域及び地下水水質測定結果」（平成22年 9 月、佐賀県環境センター）

「平成22年度 公共用水域及び地下水水質測定結果」（平成23年12月、佐賀県環境センター）

「平成23年度 公共用水域及び地下水水質測定結果」（平成25年 2 月、佐賀県くらし環境本部環境課）

「平成24年度 公共用水域及び地下水水質測定結果」（平成25年12月、佐賀県くらし環境本部環境課）

「平成25年度 公共用水域及び地下水水質測定結果」（平成26年12月、佐賀県くらし環境本部環境課）

(c) ダイオキシン類に関する状況

調査対象地域では、佐賀県により、平成 22 年度に 2 地点でダイオキシン類に係る水質及び水底の底質の調査が行われている。

平成 22 年度の調査結果は、表 3.1-24 に示すとおりである。

調査結果は、河川 0.12 pg-TEQ/L、地下水 0.023 pg-TEQ/L で、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日、環境庁告示第 68 号）（以下「ダイオキシン類に係る環境基準」という。）の環境基準値を下回っている。

なお、ダイオキシン類に係る環境基準（水質及び水底の底質）は、表 3.1-25 に示すとおりである。

表 3.1-24 ダイオキシン類測定結果（水質及び水底の底質）

（単位：pg-TEQ/L）

項目	測定地点	調査結果	環境基準
河 川	六角川（潮見橋）	0.12	1
地下水	武雄市若木町川古	0.023	
水底の底質	六角川（潮見橋）	1.1	150

出典：「平成 22 年度ダイオキシン類常時監視結果」

（平成 23 年 7 月、佐賀県環境センター）

表 3.1-25 ダイオキシン類に係る環境基準（水質及び水底の底質）

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日、環境庁告示第 68 号）

媒 体	基準値	測定方法
水 質 （水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ／1 以下	日本工業規格 K 0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ／g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

注 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

(d) 水底の底質の状況

調査対象地域においては、ダイオキシン類以外は、水底の底質の測定は行われていない。

3) 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の分類

調査対象地域の土壌の状況は、図 3.1-12 に示すとおりである。

調査対象地域における丘陵地や低地には、乾性褐色森林土壌、黄色土壌や細粒灰色低地土壌、細粒グライ土壌、黒泥土壌等が分布しているが、その他の区間は市街地となっている。

(2) 土壌汚染の状況

調査対象地域では、「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月 29 日、法律第 53 号)に基づく指定区域はない(「平成 23 年版佐賀県環境白書」(平成 24 年 4 月、佐賀県くらし環境部)より)。「土壌の汚染に係る環境基準について」に基づく環境基準は表 3.1-26 に、「土壌汚染対策法」に基づく区域の指定に係る基準は表 3.1-27 に示すとおりである。

また、佐賀県では土壌のダイオキシン類を測定しており、調査対象地域では平成 22 年度に武雄市において 1 地点で測定が行われている。測定結果は表 3.1-28 に示すとおりであり、ダイオキシン類に係る環境基準値を下回っている。なお、江北町及び大町町では、測定は行われていない。

また、ダイオキシン類に係る環境基準(土壌)は、表 3.1-29 に示すとおりである。

表 3.1-26 土壌の汚染に係る環境基準

「土壌の汚染に係る環境基準」（平成 3 年 8 月 23 日、環境庁告示第 46 号）

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。	

表 3.1-27(1) 区域の指定に係る基準（土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量）

「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年 12 月 26 日、環境省令第 29 号）

特定有害物質の種類	要 件
カドミウム及びその化合物	検液 1 リットルにつきカドミウム 0.01 ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液 1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム以下であること。
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1 リットルにつき砒素 0.01 ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1 リットルにつきふっ素 0.8 ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

表 3.1-27(2) 区域の指定に係る基準（土壌に含まれる特定有害物質の量）

「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年 12 月 26 日、環境省令第 29 号）

特定有害物質の種類	要 件
カドミウム及びその化合物	土壌 1 キログラムにつきカドミウム 150 ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1 キログラムにつき六価クロム 250 ミリグラム以下であること。
シアン化合物	土壌 1 キログラムにつき遊離シアン 50 ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき水銀 15 ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1 キログラムにつきセレン 150 ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき鉛 150 ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき砒素 150 ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1 キログラムにつきふっ素 4,000 ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1 キログラムにつきほう素 4,000 ミリグラム以下であること。

表 3.1-28 ダイオキシン類測定結果（土壌）

（単位：pg-TEQ/g）

測定地点	測定結果	環境基準
武雄市山内町大野（山内西小学校）	0.47	1,000

出典：「平成 22 年度ダイオキシン類常時監視結果」（平成 23 年 7 月、佐賀県環境センター）

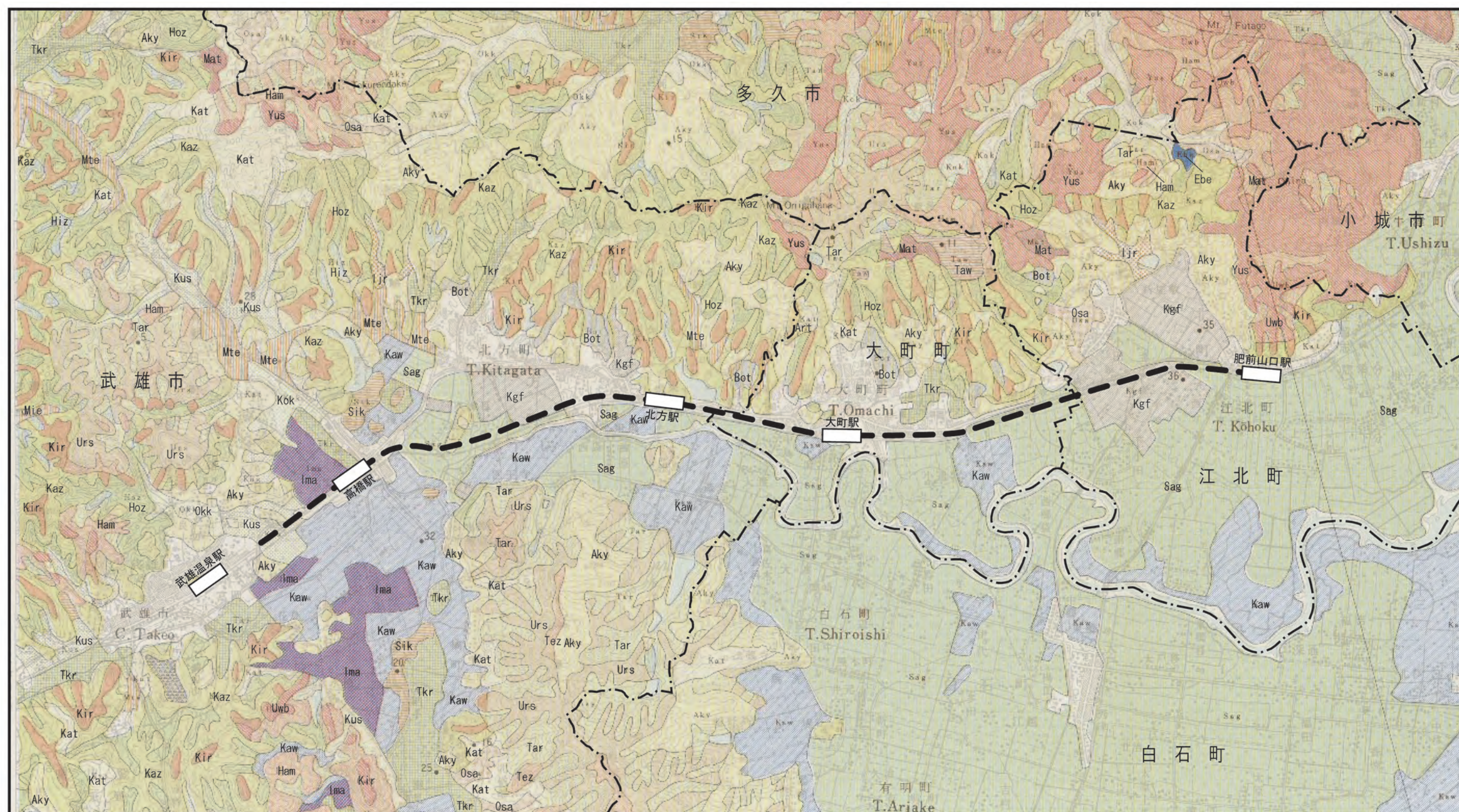
表 3.1-29 ダイオキシンに係る環境基準（土壌）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日、環境庁告示第 68 号）

媒 体	基準値	測定方法
土 壌	1,000pg-TEQ／g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

注 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ／g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。



凡 例

- 対象区域
- 市町境

	岩石地		褐色森林土壌 (黄褐色系) (Kaz, Hoz)		淡色黒ボク 土壌(Taw, Sak)		黄色土壌 (Aky, Kat, Osi, Art, Kit)		褐色低地土壌 (Sik, Ijr, Osa, Mte)		灰色低地土壌 (Tkr, Km, Kyt, Kus)		細粒グライ 土壌(Kaw)
	石灰鉱滓堆積 未熟土壌(Bot)		湿性褐色森林 土壌(Hiz)		暗赤色土壌 (Yus, Mat)		暗赤色土壌 (Uwb, Ham)		粗粒灰色低地 土壌(Toy, Kok)		黒泥土壌 (Ima)		粗粒グライ 土壌(Ebe)
	乾性褐色森林 土壌(Tez, Kir)		暗赤色土壌 (Uwb, Ham)		粗粒灰色低地 土壌(Toy, Kok)		細粒灰色低地 土壌(Sag)		黒泥土壌 (Ima)		鉱害復旧田 (Kgf)		
	褐色森林土壌 (Urs, Tar)		粗粒灰色低地 土壌(Okk)										

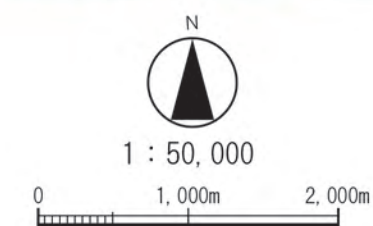


図 3.1-12 土壌図

出典：「土地分類基本調査 土壌図 武雄」（昭和49年3月、佐賀県）

(3) 農用地土壌汚染の状況

「農用地の土壌の汚染等に関する法律」は、農用地の土壌に含まれる特定有害物質により、「人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止」することを目的として制定されたものであり、特定物質としてカドミウム、銅及び砒素が規定されている。

「農用地の土壌の汚染等に関する法律」に関する、特定有害物質及び指定要件は、表 3.1-30 に示すとおりである。

なお、調査対象地域においては、この法律に基づく指定地は存在しない。

表 3.1-30 農用地の土壌の汚染等に関する法律の特定有害物質及び指定要件

特定有害物質	指定要件
カドミウム及び その他化合物	○その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が 0.4mg/kg を超えると認められる地域であること。 ○上記地域の近傍の地域のうち次のイ及びロに掲げる要件に該当する地域であって、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量及び同号の地域との距離その他の立地条件からみて、当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が 0.4mg/kg を超えるおそれが著しいと認められたものであること。 イ その地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量が前号の地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量と同程度以上であること。 ロ その地域内の農用地内の土性が前号の地域内の農用地の土性とおおむね同一であること。
銅及びその他化合物	その地域内の農用地（田に限る。）の土壌に含まれる銅の量が土壌中 125mg/kg 以上であると認められる地域であること。
砒素及びその他化合物	その地域内の農用地（田に限る。以下この号において同じ。）の土壌に含まれる砒素の量が土壌中 15mg/kg [※] 以上であると認められる地域であること。

注 その地域の自然的条件に特別の事情があり、この値によることが当該地域内の農用地における農作物の生育の阻害を防止するために適切でないと認められる場合には、都道府県知事が土壌中 10mg/kg 以上 20mg/kg 以下の範囲内で定める別の値

(4) 地盤の状況

佐賀県では、「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 11 日、法律第 146 号）、「温泉法」（昭和 23 年 7 月 10 日、法律第 125 号）、「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」（昭和 60 年 8 月 15 日、環水企 291 号）及び「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成 14 年 10 月 7 日、佐賀県条例第 48 号）に基づき地下水採取に関して規制を行い、地盤沈下の防止を図る目的から、県内に設置された水準点の標高を測定し、地盤変動状況を観測している。白石地区※における最大沈下量・沈下面積・地下水採取量は表 3.1-31 に、調査対象地域の位置及び主要水準点は図 3.1-14 に示すとおりである。このうち、調査対象地域に近接する水準点における地盤変動観測結果は、表 3.1-32 及び図 3.1-13 に示すとおりである。

※ 白石地区：武雄市（旧北方町）、鹿島市、嬉野市（旧塩田町）、大町町、江北町、白石町（旧白石町、旧福富町、旧有明町）
行政区域面積 313km²、平野部面積 146km²

表 3.1-31 最大沈下量・沈下面積・地下水採取量の推移

地区	項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
白石地区	最大沈下量（mm）	7.6	11	4.9	8.6	-0.8
	1cm以上沈下面積（km ² ）	—	0.3	—	—	—
	地下水採取量（万m ³ ）	317	455	279	265	64

注 1 沈下面積については、四捨五入の上 1 km² 単位で表示

注 2 沈下面積 0 km² は「—」と表示

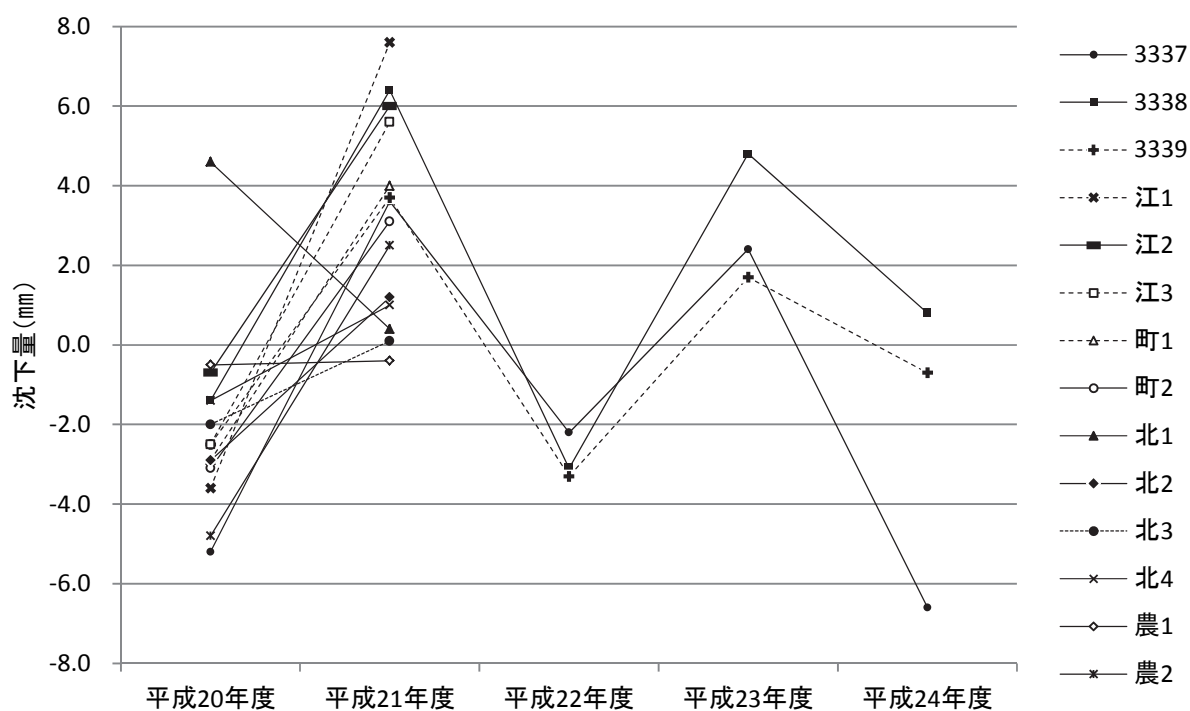
出典：「平成 24 年度地盤沈下の概況」（平成 27 年 1 月、佐賀県くらし環境本部環境課）

表 3.1-32 水準測量結果

(単位：mm)

市町	水準点 番号	標高 (m)	所在地	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
江北町	3337	2.3866	八丁	-5.2	3.6	-2.2	2.4	-6.6
	3338	3.6260	山口	-1.4	6.4	-3.1	4.8	0.8
	3339	5.1620	惣領分	-2.5	3.7	-3.3	1.7	-0.7
	江 1	1.3977	八町南区	-3.6	7.6	—	—	—
	江 2	1.6760	佐留志	-0.7	6.0	—	—	—
	江 3	1.9941	惣領分	-2.5	5.6	—	—	—
大町町	町 1	2.6953	下潟	-2.9	4.0	—	—	—
	町 2	2.4506	下大町	-3.1	3.1	—	—	—
武雄市	北 1	3.6765	北方町芦原	4.6	0.4	—	—	—
	北 2	3.8747	北方町芦原	-2.9	1.2	—	—	—
	北 3	3.7223	北方町大渡	-2.0	0.1	—	—	—
	北 4	3.3778	北方町大渡	-1.4	1.0	—	—	—
	農 1	4.8556	北方町志久	-0.5	-0.4	—	—	—
	農 2	3.1824	蔵堂	-4.8	2.5	—	—	—

出典：「平成 24 年度地盤沈下の概況」（平成 27 年 1 月、佐賀県くらし環境本部環境課）



出典：「平成 24 年度地盤沈下の概況」（平成 27 年 1 月、佐賀県くらし環境本部環境課）

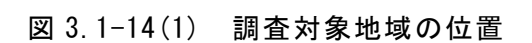
図 3.1-13 沈下量状況

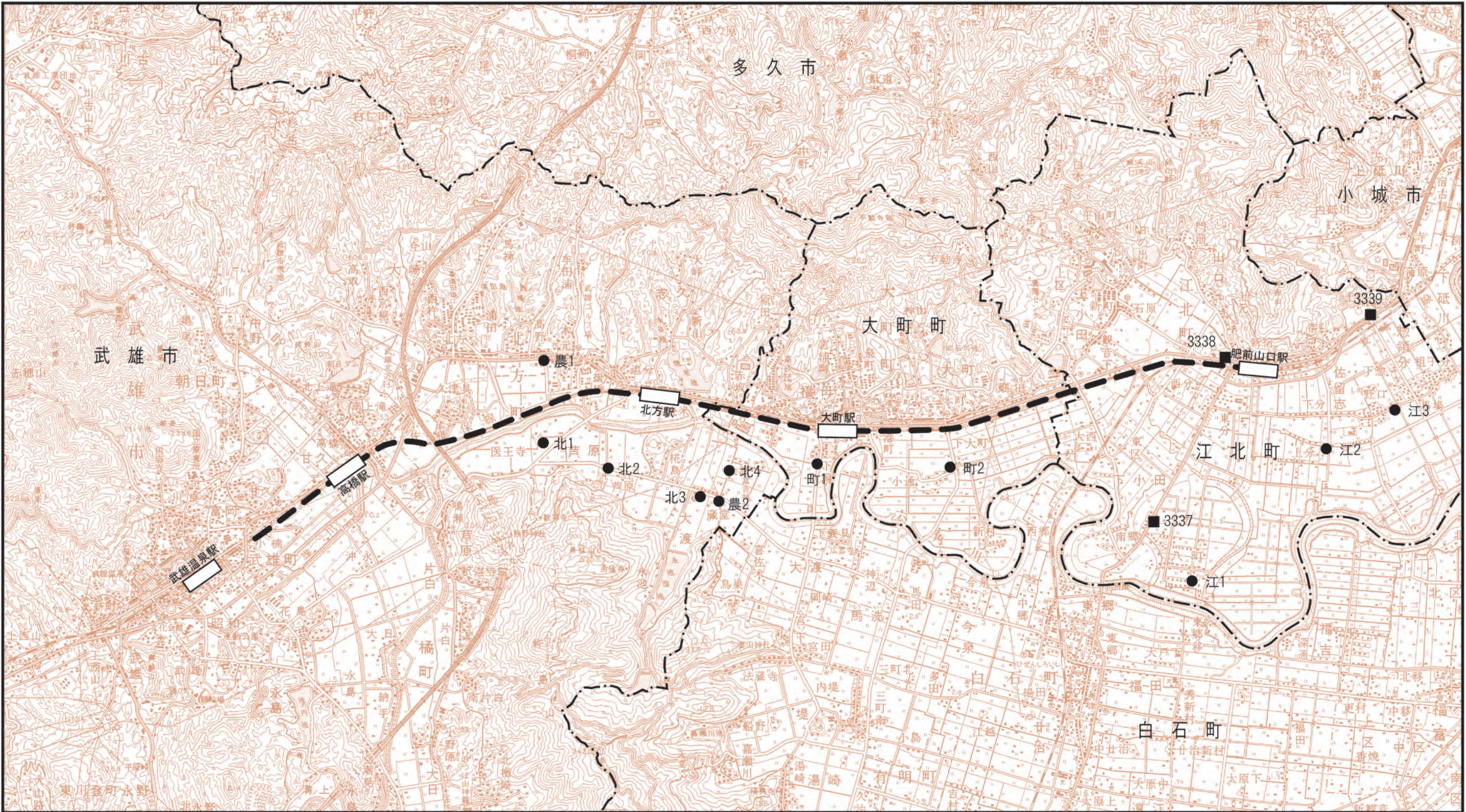
平成23年2月1日～平成24年2月1日



	市町村界
	地下水採取規制地域
	佐賀地区・白石地区
	観測地域・その他地域

※沈下量数値下のアンダーラインは、
2年間の沈下量を示す。





凡 例

- 対象区域
- 市町境
- 一等水準点
- 県水準点

※ 水準点名における「北」は旧北方町を、「町」は大町町を、「江」は江北町を示す。

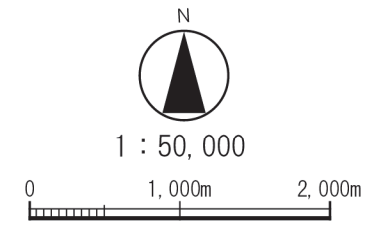


図 3.1-14 (2) 調査対象地域の主要水準点

出典：「平成21年度地盤沈下の概況」（平成24年4月、佐賀県くらし環境本部環境課）

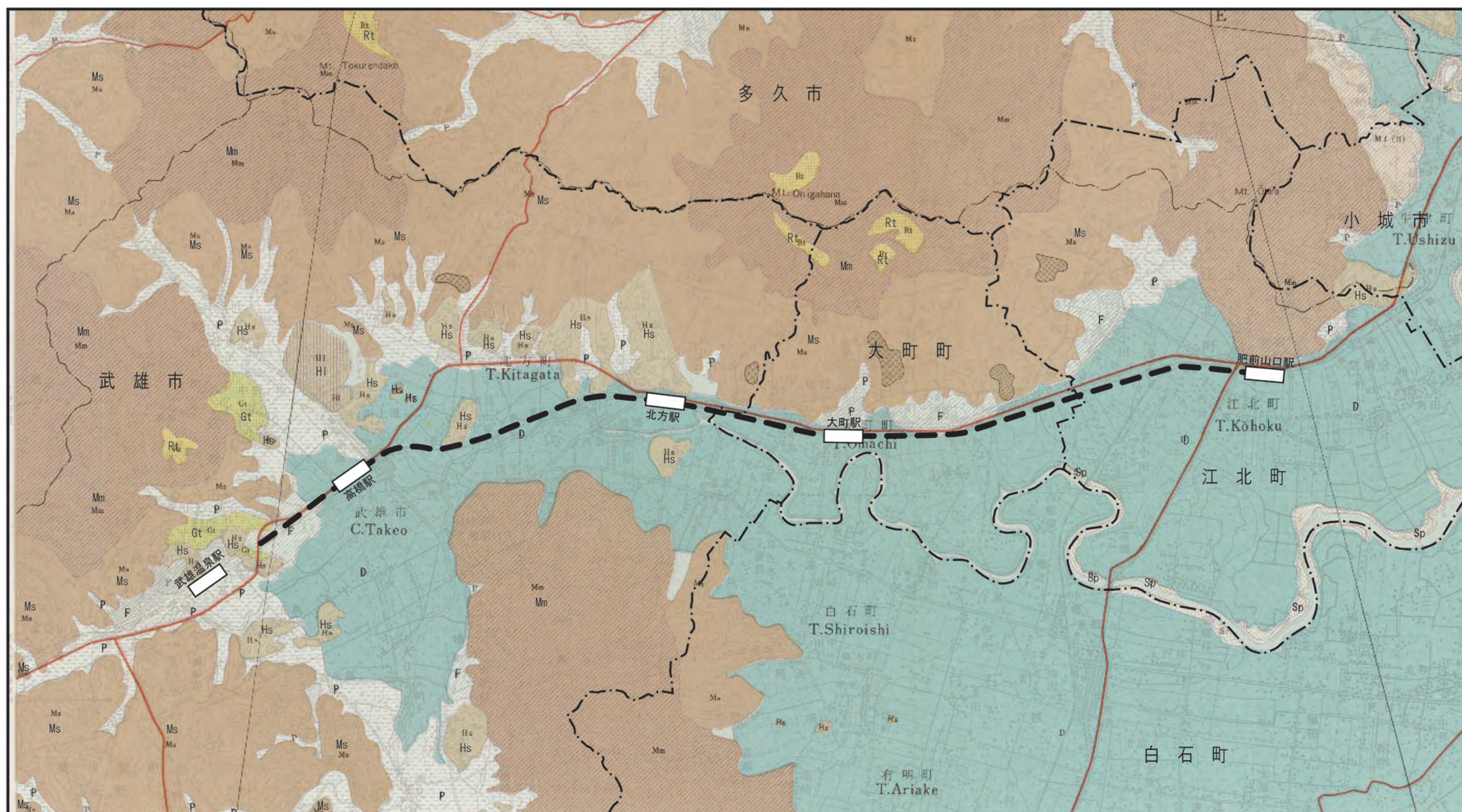
4) 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

調査対象地域の地形の状況は、図 3.1-15 に示すとおりである。

調査対象地域は、佐賀平野（白石地区）が広がっており、北側に徳連岳・鬼ノ鼻山が連なっており、西側に赤穂山、南西側に御船山及び杵島山がある。

佐賀平野（白石地区）には、六角川とその支流が流れる三角州及び海岸平野となっており、水田や住宅地として利用されている。



凡 例

—— 対象区域

--- 市町境



中起伏山地(Mm)



小起伏山地(Ms)



山麓地Ⅱ(Mt(Ⅱ))



丘陵地(Ⅰ)(HI)



丘陵地(Ⅱ)(Hs)



岩石台地(Rt)



岩石台地(Gt)



谷底平野(p)



扇状地(F)



三角洲及び海岸平野(D)



河原(Sp)



1 : 50,000

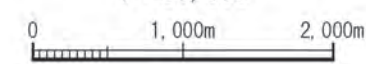


図 3.1-15 地形分類図

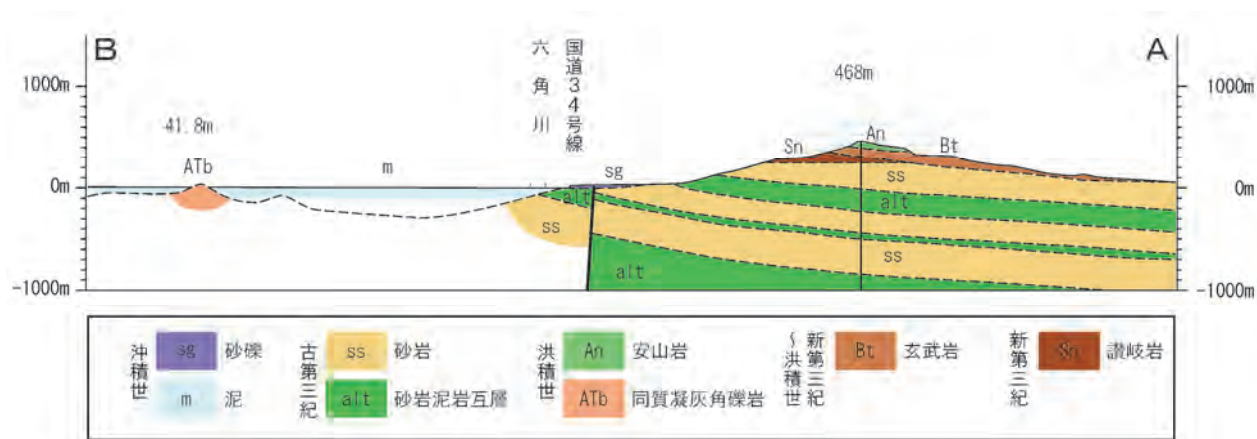
出典：『土地分類基本調査 地形分類図 武雄』（昭和49年3月、佐賀県）

(2) 地質の状況

調査対象地域の地質断面図は図 3.1-16 に、表層地質の状況は図 3.1-17 に示すとおりである。

調査対象地域は、山地や丘陵地は、砂岩、砂岩泥岩互層、安山岩からなり、六角川やその支流沿いは、砂礫、泥から構成されている。

調査対象地域は、主に泥から構成されている。泥の厚さは図 3.1-17 中の A－B 断面で、約 100m となっている。



出典：「土地分類基本調査 地質断面図 佐賀県」（昭和 49 年、佐賀県）

図 3.1-16 地質断面図

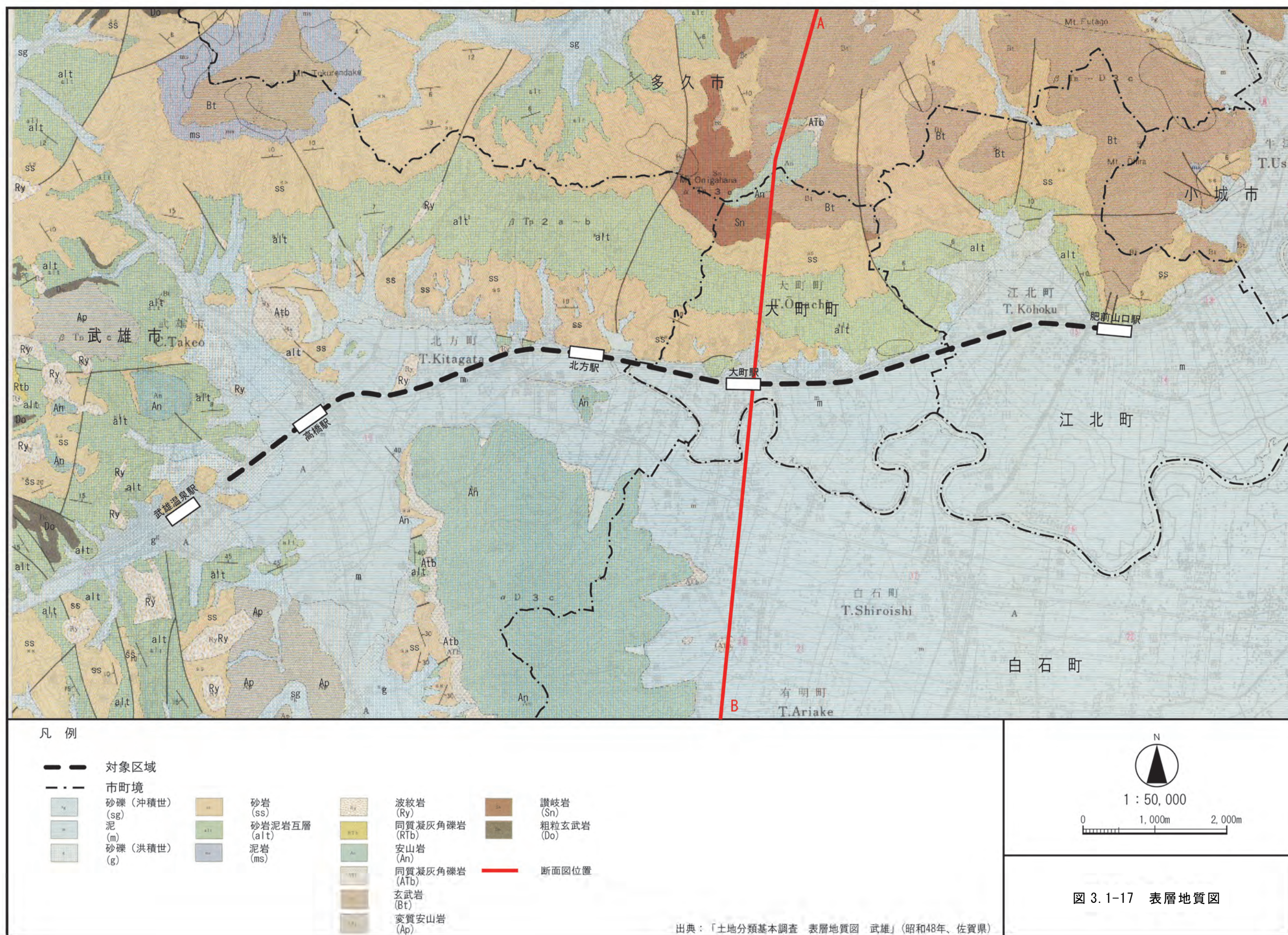


図 3.1-17 表層地質図

(3) 学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質の分布及び概要

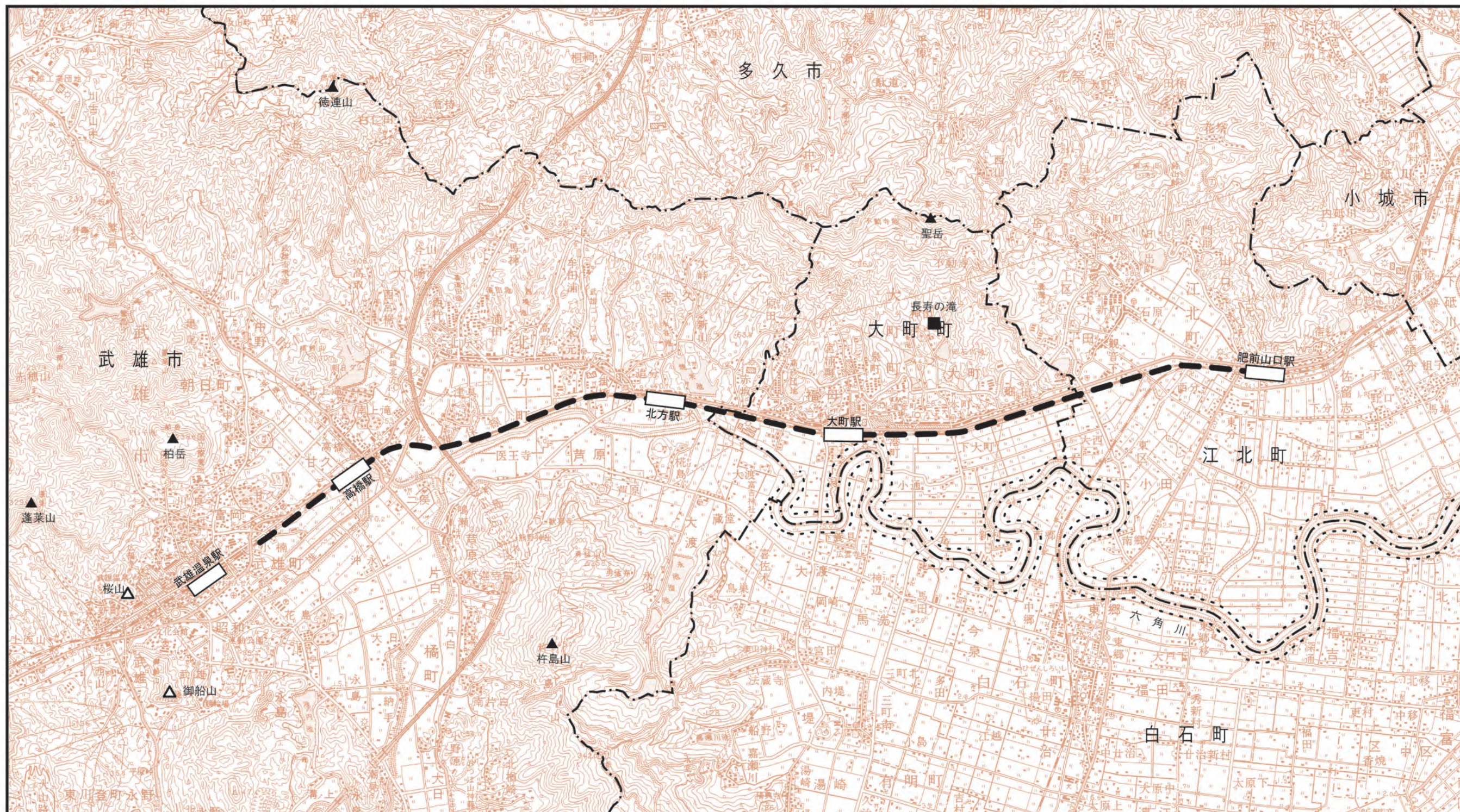
学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質の選定基準は、表 3.1-33 に示すとおりである。

調査対象地域には「六角川」が存在し、この川は「日本の典型的地形 都道府県別一覧」（平成 11 年 4 月、建設省国土地理院）によると、自由蛇行（自然蛇行）であるとされている。「第 3 回自然環境保全基礎調査」（昭和 63 年、環境庁）によると、自然景観資源として、非火山性孤峰の「聖岳」、「徳連山」、「柏岳」、「蓬莱山」及び「杵島山」、岩峰・岩柱として「桜山」及び「御船山」、滝として「長寿の滝」、自由蛇行河川として「六角川」が存在している（図 3.1-18 参照）。

また、「日本の地形レッドデータブック第 1 集－危機にある地形－」（平成 12 年 12 月、小泉武栄・青木賢人）、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日、法律第 214 号）、「佐賀県文化財保護条例」（昭和 51 年 3 月 30 日、佐賀県条例第 22 号）、「江北町文化財保護条例」（昭和 49 年 6 月 18 日、江北町条例第 20 号）、「大町町文化財保護条例」（昭和 63 年 7 月 12 日、大町町条例第 21 号）、「武雄市文化財保護条例」（平成 18 年 3 月 1 日、武雄市条例第 108 号）、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 9 月 28 日、条約第 7 号）、「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日、法律第 85 号）に基づく重要な地形及び地質は存在しない。

表 3.1-33 学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質の選定基準

法律及び文献名	選定基準となる区分
「文化財保護法」 （昭和 25 年 5 月 30 日、法律第 214 号）	地質鉱物に係る天然記念物
「佐賀県文化財保護条例」 （昭和 51 年 3 月 30 日、佐賀県条例第 22 号）	自然的構成要素に係るもの
「江北町文化財保護条例」 （昭和 49 年 6 月 18 日、江北町条例第 20 号）	自然的構成要素に係るもの
「大町町文化財保護条例」 （昭和 63 年 7 月 12 日、大町町条例第 21 号）	自然的構成要素に係るもの
「武雄市文化財保護条例」 （平成 18 年 3 月 1 日、武雄市条例第 108 号）	自然的構成要素に係るもの
「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」 （平成 4 年 9 月 28 日、条約第 7 号）	地形及び地質に係る登録基準に該当するもの
「自然環境保全法」 （昭和 47 年 6 月 22 日、法律第 85 号）	地形及び地質に係る指定基準に該当するもの
「第 3 回自然環境保全基礎調査」 （昭和 63 年、環境庁）	自然景観資源に係るもの
「日本の典型的地形 都道府県別一覧」 （平成 11 年 4 月、建設省国土地理院）	地域を特徴づける地形として記載されたもの
「日本の地形レッドデータブック第 1 集－危機にある地形－」 （平成 12 年 12 月、小泉武栄・青木賢人）	危機にある地形、保存すべき地形として記載されているもの



凡 例

- — 対象区域
- . - 市町境

自然景観資源

- ▲ 非火山性孤峰
- △ 岩峰・岩柱
- 滝
- ⋯⋯⋯ 自由蛇行河川

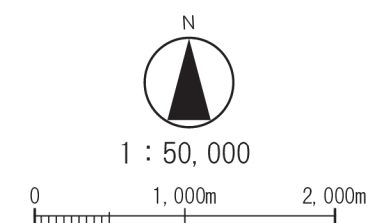


図 3.1-18 重要な地形、地質分布図

出典：「日本の典型的な地形 都道府県別一覧」（平成11年4月、環境庁）
「第3回自然環境保全基礎調査」（昭和63年、環境庁）

5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の生息状況

(a) 動物相の状況

a 哺乳類

調査対象地域では「第2回自然環境保全基礎調査」(昭和55～56年、環境庁)、「第3回自然環境保全基礎調査」(昭和63年、環境庁)、「第4回自然環境保全基礎調査」(平成5年、環境庁)、「第5回自然環境保全基礎調査」(平成14年、環境省)及び「第6回自然環境保全基礎調査」(平成16年、環境省)及び「佐賀県レッドリスト Red List 2003」(平成16年、佐賀県)において哺乳類の分布調査が行われている。また、六角川では「河川水辺の国勢調査」(平成19年度、国土交通省)において哺乳類の調査が行われている。

調査対象地域では、チョウセンイタチ等 16 の哺乳類が確認されている(表 3.1-34 参照)。

表 3.1-34 調査対象地域で確認された哺乳類

分 類	確認種数	調査時期
哺乳類	16	第2回自然環境保全基礎調査：昭和53年 第3回自然環境保全基礎調査：昭和59年度 第4回自然環境保全基礎調査：平成元～3年度 第5回自然環境保全基礎調査：平成9・10年度 第6回自然環境保全基礎調査：平成12～16年度 河川水辺の国勢調査：平成19年度

注1 佐賀県レッドリストによる確認種数は、調査対象地域の市町についての結果を集計したものである。

注2 河川水辺の国勢調査による確認種数は、六角川(調査対象地域の上下流含む)についての結果を集計したものである。

出典：「第2回自然環境保全基礎調査」(昭和55～56年、環境庁)

「第3回自然環境保全基礎調査」(昭和63年、環境庁)

「第4回自然環境保全基礎調査」(平成5年、環境庁)

「第5回自然環境保全基礎調査」(平成14年、環境省)

「第6回自然環境保全基礎調査」(平成16年、環境省)

「佐賀県レッドリスト Red List 2003」(平成16年、佐賀県)

「河川環境データベース 河川水辺の国勢調査」

(平成14～21年度、国土交通省)

b 鳥類

「佐賀県の生物」（平成 8 年 8 月、佐賀県生物部会）によると、佐賀県内では鳥類 18 目 56 科 333 種（亜種を含む）が確認されている。

調査対象地域では、「第 2 回自然環境保全基礎調査」（昭和 55 年、環境庁）、「第 3 回自然環境保全基礎調査」（昭和 63 年、環境庁）、「第 4 回自然環境保全基礎調査」（平成 6 年、環境庁）及び「第 6 回自然環境保全基礎調査」（平成 16 年、環境省）及び「佐賀県レッドリスト Red List 2003」（平成 16 年、佐賀県）において鳥類の分布調査が行われている。また、六角川では「河川水辺の国勢調査」（平成 17 年度、国土交通省）において鳥類の調査が行われている。

調査対象地域では、チュウサギ、ツクシガモ、ミサゴ等 90 種が確認されている（表 3.1-35 参照）。

表 3.1-35 調査対象地域で確認された鳥類

分 類	確認種数	調査時期
鳥 類	90	第 2 回自然環境保全基礎調査：昭和53年度 第 3 回自然環境保全基礎調査：昭和59年度 第 4 回自然環境保全基礎調査：平成元～3 年度 第 6 回自然環境保全基礎調査：平成12～16年度 河川水辺の国勢調査：平成17年度

- 注 1 佐賀県レッドリストによる確認種数は、調査対象地域の市町についての結果を集計したものである。
- 注 2 河川水辺の国勢調査による確認種数は、六角川（調査対象地域の上下流含む）についての結果を集計したものである。

出典：「第 2 回自然環境保全基礎調査」（昭和55年、環境庁）
「第 3 回自然環境保全基礎調査」（昭和63年、環境庁）
「第 4 回自然環境保全基礎調査」（平成 6 年、環境庁）
「第 6 回自然環境保全基礎調査」（平成16年、環境省）
「佐賀県レッドリスト Red List 2003」（平成16年、佐賀県）
「河川環境データベース 河川水辺の国勢調査」
（平成14～21年度、国土交通省）

c 両生類・爬虫類

「佐賀県の生物」（平成 8 年 8 月、佐賀県生物部会）によると、佐賀県内では両生類 15 種、爬虫類 14 種が確認されている。

調査対象地域では、「第 2 回自然環境保全基礎調査」（昭和 54・56 年、環境庁）、「第 3 回自然環境保全基礎調査」（昭和 63 年、環境庁）、「第 4 回自然環境保全基礎調査」（平成 5 年、環境庁）及び「第 5 回自然環境保全基礎調査」（平成 13 年、環境省）及び「佐賀県レッドリスト Red List 2003」（平成 16 年、佐賀県）において両生類・爬虫類の分布調査が行われている。また、六角川では「河川水辺の国勢調査」（平成 19 年度、国土交通省）において両生類・爬虫類の調査が行われている。

調査対象地域では、ニホンスッポン等 18 種が確認されている（表 3.1-36 参照）。

表 3.1-36 調査対象地域で確認された両生類・爬虫類

分 類	確認種数	調査時期
両生類・爬虫類	18	第 2 回自然環境保全基礎調査：昭和 53 年度 第 3 回自然環境保全基礎調査：昭和 59 年度 第 4 回自然環境保全基礎調査：平成 元～3 年度 第 5 回自然環境保全基礎調査：平成 9・10 年度 河川水辺の国勢調査：平成 19 年度

注 1 佐賀県レッドリストによる確認種数は、調査対象地域の市町についての結果を集計したものである。

注 2 河川水辺の国勢調査による確認種数は、六角川（調査対象地域の上下流含む）についての結果を集計したものである。

出典：「第 2 回自然環境保全基礎調査」（昭和 54・56 年、環境庁）

「第 3 回自然環境保全基礎調査」（昭和 63 年、環境庁）

「第 4 回自然環境保全基礎調査」（平成 5 年、環境庁）

「第 5 回自然環境保全基礎調査」（平成 13 年、環境省）

「佐賀県レッドリスト Red List 2003」（平成 16 年、佐賀県）

「河川環境データベース 河川水辺の国勢調査」

（平成 14～21 年度、国土交通省）

e 昆虫類

調査対象地域では、「第2回自然環境保全基礎調査」（昭和55～56年、環境庁）、「第3回自然環境保全基礎調査」（昭和63年、環境庁）、「第4回自然環境保全基礎調査」（平成5年、環境庁）及び「第5回自然環境保全基礎調査」（平成14年、環境省）及び「佐賀県レッドリスト Red List 2003」（平成16年、佐賀県）において昆虫類の分布調査が行われている。また、六角川では「河川水辺の国勢調査」（平成14年度、国土交通省）において昆虫類の調査が行われている。

調査対象地域では、センショウグモ、アジイトトンボ等 827 種が確認されている（表 3.1-37 参照）。

表 3.1-37 調査対象地域で確認された昆虫類

分 類	確認種数	調査時期
昆虫類 (クモ類を含む)	827	第2回自然環境保全基礎調査：昭和53年度 第3回自然環境保全基礎調査：昭和59年度 第4回自然環境保全基礎調査：平成元～3年度 第5回自然環境保全基礎調査：平成9・10年度 河川水辺の国勢調査：平成14年度

注1 佐賀県レッドリストによる確認種数は、調査対象地域の市町についての結果を集計したものである。

注2 河川水辺の国勢調査による確認種数は、六角川（調査対象地域の上下流含む）についての結果を集計したものである。

出典：「第2回自然環境保全基礎調査」（昭和55～56年、環境庁）

「第3回自然環境保全基礎調査」（昭和63年、環境庁）

「第4回自然環境保全基礎調査」（平成5年、環境庁）

「第5回自然環境保全基礎調査」（平成14年、環境省）

「佐賀県レッドリスト Red List 2003」（平成16年、佐賀県）

「河川環境データベース 河川水辺の国勢調査」

（平成14～21年度、国土交通省）

f 魚類

「佐賀県の生物」（平成 8 年 8 月、佐賀県生物部会）によると、佐賀県内では淡水魚類 40 科 122 種（亜種を含む）が確認されている。

調査対象地域では、「第 2 回自然環境保全基礎調査」（昭和 54・56 年、環境庁）、「第 3 回自然環境保全基礎調査」（昭和 63 年、環境庁）、「第 4 回自然環境保全基礎調査」（平成 5 年、環境庁）及び「第 5 回自然環境保全基礎調査」（平成 14 年、環境省）及び「佐賀県レッドリスト Red List 2003」（平成 16 年、佐賀県）において魚類の分布調査が行われている。また、六角川では「河川水辺の国勢調査」（平成 21 年度、国土交通省）において魚類の調査が行われている。

調査対象地域では、ニホンウナギ、エツ等 61 種が確認されている（表 3.1-38 参照）。

表 3.1-38 調査対象地域で確認された魚類

分 類	確認種数	調査時期
魚 類	61	第 2 回自然環境保全基礎調査：昭和 53 年度 第 3 回自然環境保全基礎調査：昭和 59 年度 第 4 回自然環境保全基礎調査：平成 元～3 年度 第 5 回自然環境保全基礎調査：平成 9・10 年度 河川水辺の国勢調査：平成 21 年度

注 1 佐賀県レッドリストによる確認種数は、調査対象地域の市町についての結果を集計したものである。

注 2 河川水辺の国勢調査による確認種数は、六角川（調査対象地域の上下流含む）についての結果を集計したものである。

出典：「第 2 回自然環境保全基礎調査」（昭和 54・56 年、環境庁）
「第 3 回自然環境保全基礎調査」（昭和 63 年、環境庁）
「第 4 回自然環境保全基礎調査」（平成 5 年、環境庁）
「第 5 回自然環境保全基礎調査」（平成 14 年、環境省）
「佐賀県レッドリスト Red List 2003」（平成 16 年、佐賀県）
「河川環境データベース 河川水辺の国勢調査」
（平成 14～21 年度、国土交通省）

g 底生生物

調査対象地域では、「河川水辺の国勢調査」（平成 20 年度、国土交通省）により、六角川において底生生物の調査が行われており、オオタニシ、オカミミガイ等 142 種が確認されている（表 3.1-39 参照）。

表 3.1-39 調査対象地域で確認された底生生物

分 類	確認種数	調査時期
底生生物	142	平成 20 年度

注 河川水辺の国勢調査による確認種数は、六角川（調査対象地域の上下流含む）についての結果を集計したものである。

出典：「河川環境データベース 河川水辺の国勢調査」
（平成 14～21 年度、国土交通省）

(b) 重要種及び注目すべき生息地の状況

調査対象地域で確認された動物相について、表 3.1-40 に示す資料より重要種の選定を行った。

表 3.1-40 動物の重要種の選定基準

出 典	基 準（ランク）
「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日、法律第75号）	・国際希少野生動植物種 ・国内希少野生動植物種
「文化財保護法」（昭和25年5月30日、法律第214号）	・史跡名勝天然記念物
「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成14年10月7日、佐賀県条例第48号）	・希少野生動植物種
「佐賀県文化財保護条例」（昭和51年3月30日、佐賀県条例第22号）	・県指定史跡名勝天然記念物
「江北町文化財保護条例」（昭和49年6月18日、江北町条例第20号）	・町指定史跡名勝天然記念物
「大町町文化財保護条例」（昭和63年7月12日、大町町条例第21号）	・町指定史跡名勝天然記念物
「武雄市文化財保護条例」（平成18年3月1日、武雄市条例第108号）	・市指定史跡名勝天然記念物
「第4次レッドリストの公表について（お知らせ）」 （平成24年8月28日、環境省報道発表資料） 平成24年8月公表 ・哺乳類 ・鳥類 ・爬虫類 ・両生類 ・昆虫類 ・貝類 ・その他無脊椎動物	・絶滅（EX） 我が国（佐賀県）ではすでに絶滅したと考えられる種 ・野生絶滅（EW） 飼育・栽培下でのみ存続している種 ＜絶滅危惧＝絶滅のおそれのある種＞ ・絶滅危惧Ⅰ類（CR＋EN） 絶滅の危機に瀕している種 ・絶滅危惧ⅠA類（CR） ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの ・絶滅危惧ⅠB類（EN） ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの ・絶滅危惧Ⅱ類（VU） 絶滅の危険が増大している種 ・準絶滅危惧（NT） 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 ・情報不足（DD） 評価するだけの情報が不足している種 ＜付属資料＞ ・絶滅のおそれのある地域個体群（LP） 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
「佐賀県レッドリスト Red List 2003」（平成16年、佐賀県）	

a 哺乳類

調査対象地域では、表 3.1-41 に示すとおり佐賀県レッドリストによる準絶滅危惧種（NT）であるカヤネズミ等が確認されている。

なお、調査対象地域では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日、法律第 75 号）による「国内希少野生動植物種」、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日、法律第 214 号）等に基づく「天然記念物」、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成 14 年 10 月 7 日、佐賀県条例第 48 号）による「希少野生動植物種」は確認されていない。

表 3.1-41 哺乳類の重要種の確認状況

項 目	目 名	科 名	種 名	選定基準 ^{※1} 及びランク	
				A ^{※2}	B ^{※2}
哺乳類	ネズミ	ネズミ	カヤネズミ	—	NT
	ネコ	イタチ	イタチ	—	VU

※1 選定基準は、以下のとおりである。

A：「第 4 次レッドリストの公表について（お知らせ）」（平成 24 年 8 月 28 日、環境省報道発表資料）

B：「佐賀県レッドリスト Red List 2003」（平成 16 年、佐賀県）

※2 A、B の選定基準のランクは、以下のとおりである。

絶滅（EX）：我が国（佐賀県）ではすでに絶滅したと考えられる種

野生絶滅（EW）：飼育・栽培下でのみ存続している種

絶滅危惧Ⅰ類（CR＋EN）：絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧ⅠA類（CR）：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

絶滅危惧ⅠB類（EN）：ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

絶滅危惧Ⅱ類（VU）：絶滅の危険が増大している種

準絶滅危惧（NT）：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

情報不足（DD）：評価するだけの情報が不足している種

絶滅のおそれのある地域個体群（LP）：地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

注 イタチについては、チョウセンイタチとの誤認も考えられる。

出典：「第 4 次レッドリストの公表について（お知らせ）」（平成 24 年 8 月 28 日、環境省報道発表資料）
「佐賀県レッドリスト Red List 2003」（平成 16 年、佐賀県）

b 鳥類

調査対象地域では、表 3.1-42 に示すとおり環境省レッドリストによる絶滅危惧Ⅰ類（EN）のクロツラヘラサギや絶滅危惧Ⅱ類（VU）のツクシガモ、ハヤブサ、シロチドリ、アカアシシギ等が確認されている。

また、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日、法律第 214 号）では、江北町、大町町及び武雄市が「カササギ生息地」として天然記念物に指定されている。

なお、調査対象地域では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日、法律第 75 号）による「国内希少野生動植物種」としてオオタカ及びハヤブサが該当する。その他、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成 14 年 10 月 7 日、佐賀県条例第 48 号）による「希少野生動植物種」、「佐賀県文化財保護条例」（昭和 51 年 3 月 30 日、佐賀県条例第 22 号）等に基づく県及び市町の「天然記念物」は確認されていない。

表 3.1-42 鳥類の重要種の確認状況

項 目	目 名	科 名	種 名	選定基準 ^{※1} 及びランク		
				A ^{※2}	B ^{※3}	C ^{※3}
鳥 類	コウノトリ	サギ	ササゴイ		—	CR + EN
			チュウサギ		NT	—
		トキ	クロツラヘラサギ		EN	CR + EN
	カモ	カモ	ツクシガモ		VU	CR + EN
			オシドリ		DD	NT
	タカ	タカ	ミサゴ		NT	CR + EN
			オオタカ	国内	NT	VU
			ハイタカ		NT	NT
		ハヤブサ	ハヤブサ	国内	VU	CR + EN
	ツル	クイナ	ヒクイナ		NT	—
	チドリ	チドリ	シロチドリ		VU	—
		シギ	ハマシギ		NT	—
			アカアシシギ		VU	VU
			ホウロクシギ		VU	VU
		カモメ	ズグロカモメ		VU	VU
	フクロウ	フクロウ	フクロウ		—	NT

※1 選定基準は、以下のとおりである。

A：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日、法律第 75 号）

B：「第 4 次レッドリストの公表について（お知らせ）」（平成 24 年 8 月 28 日、環境省報道発表資料）

C：「佐賀県レッドリスト Red List 2003」（平成 16 年、佐賀県）

※2 A の選定基準のランクは、以下のとおりである。

国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種

※3 B、C の選定基準のランクは、以下のとおりである。

絶滅（EX）：我が国（佐賀県）ではすでに絶滅したと考えられる種

野生絶滅（EW）：飼育・栽培下でのみ存続している種

絶滅危惧Ⅰ類（CR + EN）：絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧ⅠA類（CR）：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

絶滅危惧ⅠB類（EN）：ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

絶滅危惧Ⅱ類（VU）：絶滅の危険が増大している種

準絶滅危惧（NT）：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

情報不足（DD）：評価するだけの情報が不足している種

絶滅のおそれのある地域個体群（LP）：地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

出典：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日、法律第 75 号）

「第 4 次レッドリストの公表について（お知らせ）」（平成 24 年 8 月 28 日、環境省報道発表資料）

「佐賀県レッドリスト Red List 2003」（平成 16 年、佐賀県）

c 両生類・爬虫類

調査対象地域では、表 3.1-43 に示すとおり環境省レッドリストによる絶滅危惧Ⅱ類（VU）及び佐賀県レッドリストによる準絶滅危惧（NT）のカスミサンショウウオ等が確認されている。

なお、調査対象地域では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日、法律第 75 号）による「国内希少野生動植物種」、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日、法律第 214 号）等に基づく「天然記念物」、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成 14 年 10 月 7 日、佐賀県条例第 48 号）による「希少野生動植物種」は確認されていない。

表 3.1-43 両生類・爬虫類の重要種の確認状況

項 目	目 名	科 名	種 名	選定基準 ^{※1} 及びランク	
				A ^{※2}	B ^{※2}
爬虫類	カメ	スッポン	ニホンスッポン	DD	—
両生類	サンショウウオ	サンショウウオ	カスミサンショウウオ	VU	NT
	カエル	ヒキガエル	ニホンヒキガエル	—	DD
		アカガエル	トノサマガエル	NT	DD

※1 選定基準は、以下のとおりである。

A：「第4次レッドリストの公表について（お知らせ）」（平成 24 年 8 月 28 日、環境省報道発表資料）

B：「佐賀県レッドリスト Red List 2003」（平成 16 年、佐賀県）

※2 A、B の選定基準のランクは、以下のとおりである。

絶滅（EX）：我が国（佐賀県）ではすでに絶滅したと考えられる種

野生絶滅（EW）：飼育・栽培下でのみ存続している種

絶滅危惧Ⅰ類（CR＋EN）：絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧ⅠA類（CR）：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

絶滅危惧ⅠB類（EN）：ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

絶滅危惧Ⅱ類（VU）：絶滅の危険が増大している種

準絶滅危惧（NT）：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

情報不足（DD）：評価するだけの情報が不足している種

絶滅のおそれのある地域個体群（LP）：地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

出典：「第4次レッドリストの公表について（お知らせ）」（平成 24 年 8 月 28 日、環境省報道発表資料）
「佐賀県レッドリスト Red List 2003」（平成 16 年、佐賀県）

e 昆虫類

調査対象地域では、表 3.1-44 に示すとおり環境省レッドリストによる絶滅危惧Ⅱ類（VU）のウラナミジャノメ本土亜種、キイロコガシラミズムシ、コガタガムシ等が確認されている。

なお、調査対象地域では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日、法律第 75 号）による「国内希少野生動植物種」、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日、法律第 214 号）等に基づく「天然記念物」、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成 14 年 10 月 7 日、佐賀県条例第 48 号）による「希少野生動植物種」は確認されていない。

表 3.1-44 昆虫類の重要種の確認状況

項 目	目 名	科 名	種 名	選定基準 ^{※1} 及びランク	
				A ^{※2}	B ^{※2}
昆虫類 (クモ類を含む)	クモ	トタテグモ	キノボリトタテグモ	N T	D D
		コガネグモ	オオトリノフンダマシ	—	D D
	トンボ	イトトンボ	ベニイトトンボ	N T	—
			ムスジイトトンボ	—	N T
		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ	—	N T
		サナエトンボ	キイロサナエ	N T	—
			タベサナエ	N T	—
		ヤンマ	サラサヤンマ	—	N T
	カメムシ	セミ	ハルゼミ	—	N T
		キンカメムシ	ニシキンカメムシ	—	D D
	コウチュウ	コガシラミズムシ	キイロコガシラミズムシ	V U	N T
		ガムシ	コガムシ	D D	—
			コガタガムシ	V U	—
		クワガタムシ	オオクワガタ	V U	V U
		カミキリムシ	ベーツヒラタカミキリ	—	N T
			ムネホシシロカミキリ	—	N T
	チョウ	ボクトウガ	ハイイロボクトウ	N T	—
		セセリチョウ	オオチャバネセセリ	—	N T
		シジミチョウ	ミズイロオナガシジミ	—	N T
		タテハチョウ	ヒオドシチョウ	—	N T
			ウラナミジャノメ本土亜種	V U	V U

※ 1 選定基準は、以下のとおりである。

A：「第 4 次レッドリストの公表について（お知らせ）」（平成 24 年 8 月 28 日、環境省報道発表資料）

B：「佐賀県レッドリスト Red List 2003」（平成 16 年、佐賀県）

※ 2 A、B の選定基準のランクは、以下のとおりである。

絶滅（EX）：我が国（佐賀県）ではすでに絶滅したと考えられる種

野生絶滅（EW）：飼育・栽培下でのみ存続している種

絶滅危惧Ⅰ類（CR＋EN）：絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧ⅠA類（CR）：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

絶滅危惧ⅠB類（EN）：ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

絶滅危惧Ⅱ類（VU）：絶滅の危険が増大している種

準絶滅危惧（NT）：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

情報不足（DD）：評価するだけの情報が不足している種

絶滅のおそれのある地域個体群（LP）：地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

出典：「第 4 次レッドリストの公表について（お知らせ）」（平成 24 年 8 月 28 日、環境省報道発表資料）
「佐賀県レッドリスト Red List 2003」（平成 16 年、佐賀県）

f 魚類

調査対象地域では、表 3.1-45 に示すとおり環境省レッドリストによる絶滅危惧ⅠA類（CR）及び佐賀県レッドリストによる絶滅危惧Ⅰ種（CR＋EN）のセボシタビラ等が確認されている。また、絶滅のおそれのある地域個体群（LP）の佐賀平野のドジョウと有明海のスズキが確認されている。

なお、調査対象地域では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日、法律第75号）による「国内希少野生動植物種」、「文化財保護法」（昭和25年5月30日、法律第214号）等に基づく「天然記念物」、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成14年10月7日、佐賀県条例第48号）による「希少野生動植物種」は確認されていない。

表 3.1-45 魚類の重要種の確認状況

項 目	目 名	科 名	種 名	選定基準※ ¹ 及びランク	
				A※ ²	B※ ²
魚 類	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	DD	—
	ニシン	カタクチイワシ	エツ	VU	NT
	コイ	コイ	ゲンゴロウブナ	EN	—
			ヤリタナゴ	NT	—
			アブラボテ	NT	—
			セボシタビラ	CR	CR＋EN
			ニッポンバラタナゴ	CR	CR＋EN
			カゼトゲタナゴ	EN	VU
			カワバタモロコ	EN	CR＋EN
			ハス	VU	—
			カワヒガイ	NT	—
			ツチフキ	VU	—
		ドジョウ	ドジョウ	—	LP
			ヤマトシマドジョウ	VU	—
			アリアケスジシマドジョウ	CR	CR＋EN
	サケ	シラウオ	アリアケヒメシラウオ	CR	CR＋EN
	ダツ	メダカ	メダカ南日本集団	VU	NT
	カサゴ	カジカ	ヤマノカミ	EN	VU
	スズキ	スズキ	オヤニラミ	VU	VU
			スズキ	LP	NT
		ハゼ	ムツゴロウ	EN	NT
			トビハゼ	NT	VU
			ワラスボ	VU	NT
			ハゼクチ	VU	NT
			ショウキハゼ	NT	VU

※1 選定基準は、以下のとおりである。

A：「第4次レッドリストの公表について（お知らせ）」（平成24年8月28日、環境省報道発表資料）

B：「佐賀県レッドリスト Red List 2003」（平成16年、佐賀県）

※2 A、Bの選定基準のランクは、以下のとおりである。

絶滅（EX）：我が国（佐賀県）ではすでに絶滅したと考えられる種

野生絶滅（EW）：飼育・栽培下でのみ存続している種

絶滅危惧Ⅰ類（CR＋EN）：絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧ⅠA類（CR）：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

絶滅危惧ⅠB類（EN）：ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

絶滅危惧Ⅱ類（VU）：絶滅の危険が増大している種

準絶滅危惧（NT）：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

情報不足（DD）：評価するだけの情報が不足している種

絶滅のおそれのある地域個体群（LP）：地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

出典：「第4次レッドリストの公表について（お知らせ）」（平成24年8月28日、環境省報道発表資料）

「佐賀県レッドリスト Red List 2003」（平成16年、佐賀県）

g 底生生物

調査対象地域では、表 3.1-46 に示すとおり環境省レッドリストによる絶滅危惧Ⅱ類（VU）及び佐賀県レッドリストによる絶滅危惧Ⅰ種（CR＋EN）のオカミミガイ、クリイロコミミガイ等が確認されている。

なお、調査対象地域では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日、法律第 75 号）による「国内希少野生動植物種」、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日、法律第 214 号）等に基づく「天然記念物」、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成 14 年 10 月 7 日、佐賀県条例第 48 号）による「希少野生動植物種」は確認されていない。

表 3.1-46 底生生物の重要種の確認状況

項 目	目 名	科 名	種 名	選定基準 ^{※1} 及びランク	
				A ^{※2}	B ^{※2}
底生生物	原始紐舌	タニシ	オオタニシ	NT	—
	基眼	オカミミガイ	オカミミガイ	VU	CR＋EN
			クリイロコミミガイ	VU	CR＋EN
		モノアラガイ	モノアラガイ	NT	—
	マルスターレガイ	フナガタガイ	ウネナシトマヤガイ	NT	—
	エビ	ムツハアリアケガニ	アリアケガニ	—	VU
		コメツキガニ	ハラグクレチゴガニ	NT	NT
		スナガニ	シオマネキ	VU	VU
	トンボ	サナエトンボ	タベサナエ	NT	—
	カメムシ	コオイムシ	コオイムシ	NT	—
	コウチュウ	ヒメドロムシ	ヨコミゾドロムシ	VU	NT

※1 選定基準は、以下のとおりである。

A：「第 4 次レッドリストの公表について（お知らせ）」（平成 24 年 8 月 28 日、環境省報道発表資料）

B：「佐賀県レッドリスト Red List 2003」（平成 16 年、佐賀県）

※2 A、B の選定基準のランクは、以下のとおりである。

絶滅（EX）：我が国（佐賀県）ではすでに絶滅したと考えられる種

野生絶滅（EW）：飼育・栽培下でのみ存続している種

絶滅危惧Ⅰ類（CR＋EN）：絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧ⅠA類（CR）：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

絶滅危惧ⅠB類（EN）：ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

絶滅危惧Ⅱ類（VU）：絶滅の危険が増大している種

準絶滅危惧（NT）：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

情報不足（DD）：評価するだけの情報が不足している種

絶滅のおそれのある地域個体群（LP）：地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

出典：「第 4 次レッドリストの公表について（お知らせ）」（平成 24 年 8 月 28 日、環境省報道発表資料）
「佐賀県レッドリスト Red List 2003」（平成 16 年、佐賀県）

(2) 植物の生育、植生の状況

(a) 植生及び植物相

調査対象地域では、「レッドデータブックさが 2010 植物編」(平成 23 年 3 月、佐賀県くらし環境本部環境課)において植物の分布調査が行われている。また、「河川水辺の国勢調査」(平成 19 年度、国土交通省)において植物調査が行われている。

調査対象地域で確認された植物相は表 3.1-47 に示すとおりであり、シダ植物ではスギナ等 9 種、被子植物ではオニグルミ、ネコヤナギ、テイカカズラ等 426 種、地衣類ではウスイロマツゲゴケ 1 種、菌類ではアリノタイマツ 1 種、合計 437 種が確認されている。

また、調査対象地域では、「第 3 回自然環境保全基礎調査 現存植生図 武雄」(昭和 62 年、環境庁)により植生調査が行われている。

調査対象地域における植生の状況は、図 3.1-19 に示すとおりであり、調査対象地域にはシイ・カシ萌芽林、ヒノキ・スギ・サワラ植林地、水田雑草群落が多く、アカマツ群落や常緑果樹園も確認されている。

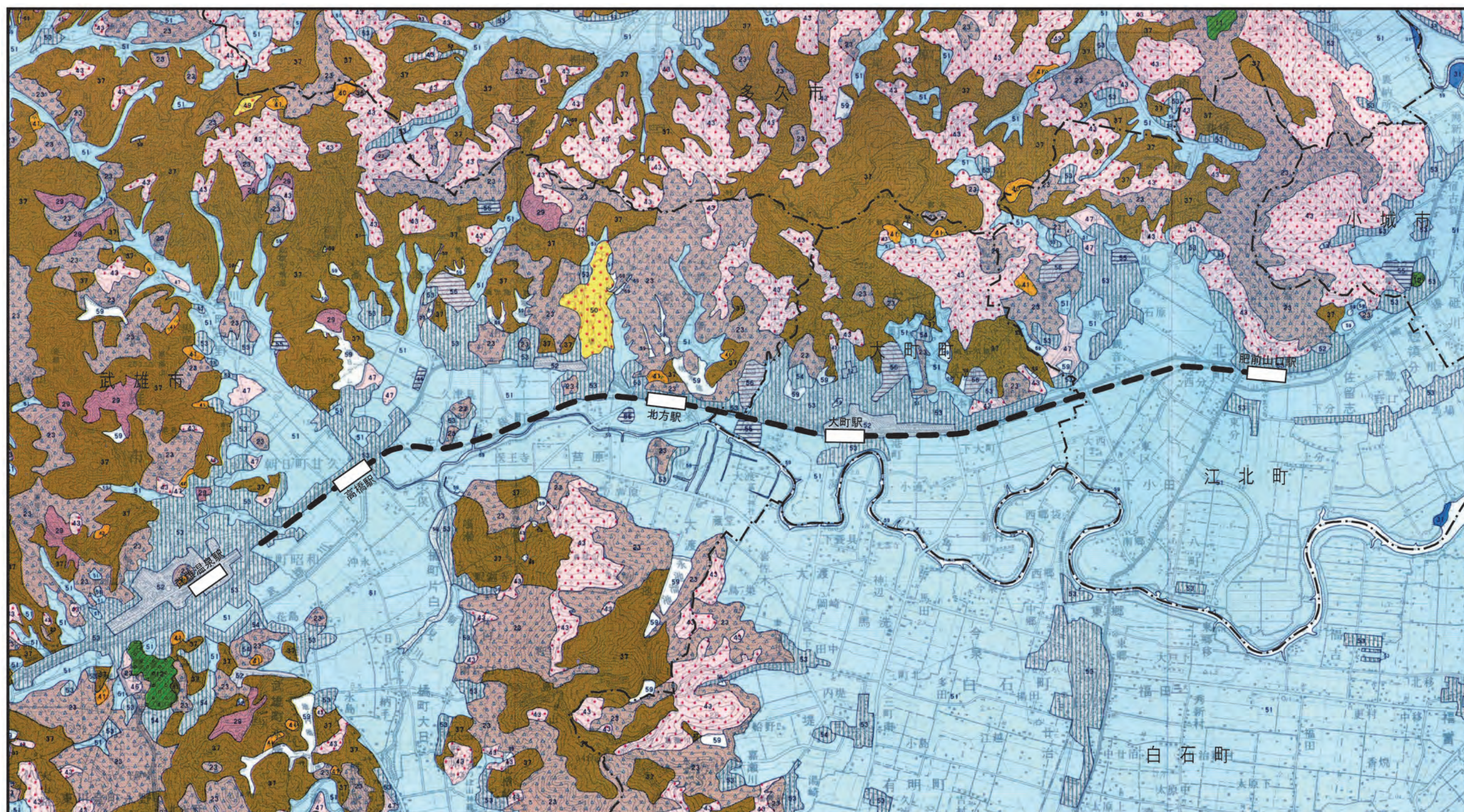
表 3.1-47 調査対象地域で確認された植物相

分 類				確認種数
維管束植物	シダ植物			9
	裸子植物			0
	被子植物	双子葉植物	離弁花類	181
			合弁花類	101
		単子葉植物		144
蘚苔類				0
地衣類				1
菌類				1

注 1 レッドデータブックさが 2010 による確認種数は、調査対象地域の市町についての結果を集計したものである。

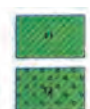
注 2 河川水辺の国勢調査による確認種数は、六角川(対象区域の上下流含む)についての結果を集計したものである。

出典:「レッドデータブックさが 2010 植物編」
(平成 23 年 3 月、佐賀県くらし環境本部環境課)
「河川環境データベース 河川水辺の国勢調査」
(平成 19 年度、国土交通省)



凡 例

— 対象区域
- - - 市町境



ヤブコウジ
スダジイ群集(11)
ミズバイ
スダジイ群集(12)



ヨシクラス(21)



シイ・カシ萌芽林(23)



アカマツ群落(29)



クロマツ植林(36)



スギ・ヒノキ・
サウラ植林(37)



落葉広葉樹植林(40)



モウソウチク林(41)



マダケ・ハチク林(42)



常緑果樹園(43)



茶畑(46)



畑地雑草群落(47)



牧草地(人口草地)(49)



水田雑草群落
(イネクラス)(51)



茶畑(52)



緑の多い住宅地(53)



公園、墓地等(54)



工場地帯(55)

造成地(56)

採石場(57)



市街地(52)



緑の多い住宅地(53)



公園、墓地等(54)



工場地帯(55)



造成地(56)



採石場(57)



開放水域(59)



1 : 50,000

0 1,000m 2,000m

図 3.1-19 現存植生図

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 現存植生図 武雄」(昭和62年、環境庁)

(b) 重要な植物種及び重要な植物群落等の状況

調査対象地域である江北町、大町町及び武雄市（旧山内町を除く）で確認された種及び群落について、表 3.1-48 に示す資料より重要種の選定を行った。選定を行った結果、調査対象地域で確認された重要種は表 3.1-49 に示すとおりである。調査対象地域では環境省レッドリスト絶滅危惧ⅠＡ類（ＣＲ）及び佐賀県レッドデータブック絶滅危惧Ⅱ類のカンラン、環境省レッドリスト絶滅危惧ⅠＢ類（ＥＮ）及び佐賀県レッドデータブック絶滅危惧Ⅰ類（ＣＲ＋ＥＮ）のツクシガヤ等が確認されている。

また、調査対象地域では、表 3.1-50 及び図 3.1-20 に示すように、特定植物群落として御船山のシイ林及び六角川のシチメンソウ群落が確認されている。また、県指定天然記念物として「大聖寺のまき」、巨樹・巨木林として黒尾の大銀杏、塚崎の大楠、武雄の大楠が確認されている。

なお、調査対象地域では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年６月５日、法律第 75 号）による「国内希少野生動植物種」、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日、法律第 214 号）等に基づく国及び市指定の「天然記念物」、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成 14 年 10 月 7 日、佐賀県条例第 48 号）による「希少野生動植物種」並びに「植物群落レッドデータブック」（平成 8 年 4 月、（財）日本自然保護協会、（財）世界自然保護基金日本委員会）による「緊急な保護を必要とする植物群落」は確認されていない。

表 3.1-48 植物の重要種の選定基準

出 典	基 準（ランク）
「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日、法律第75号）	・国内希少野生動植物種
「文化財保護法」（昭和25年5月30日、法律第214号）	・史跡名勝天然記念物
「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成14年、佐賀県条例第48号）	・希少野生動植物種
「佐賀県文化財保護条例」（昭和51年3月30日、佐賀県条例第22号）	・県指定史跡名勝天然記念物
「江北町文化財保護条例」（昭和49年6月18日、江北町条例第20号）	・町指定史跡名勝天然記念物
「大町町文化財保護条例」（昭和63年7月12日、大町町条例第21号）	・町指定史跡名勝天然記念物
「武雄市文化財保護条例」（平成18年3月1日、武雄市条例第108号）	・市指定史跡名勝天然記念物
「第4次レッドリストの公表について（お知らせ）」 （平成24年8月28日、環境省報道発表資料） 平成24年8月公表 ・維管束植物 ・維管束植物以外	・絶滅（EX） ・野生絶滅（EW） ＜絶滅危惧＝絶滅のおそれのある種＞ ・絶滅危惧Ⅰ類（CR＋EN） ・絶滅危惧ⅠA類（CR） ・絶滅危惧ⅠB類（EN） ・絶滅危惧Ⅱ類（VU） ・準絶滅危惧（NT） ・情報不足（DD） ＜付属資料＞ ・絶滅のおそれのある地域個体群（LP）
「レッドデータブックさが2010 植物編」 （平成23年3月、佐賀県くらし環境本部環境課）	
「植物群落レッドデータブック」 （平成8年4月、（財）日本自然保護協会、 （財）世界自然保護基金日本委員会）	・緊急な保護を必要とする植物群落
「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査 報告書」（昭和55年12月、環境庁） 「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査 報告書」（昭和63年8月、環境庁） 「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査 報告書」（平成12年3月、環境庁）	・特定植物群落（代表的・典型的、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれる植物群落）

表 3.1-49(1) 植物の重要種の確認状況

項 目		科 名	種 名	選定基準 ^{※1} 及びランク	
				A ^{※2}	B ^{※2}
維管束植物 シダ植物		オシダ	ミヤジマシダ	—	V U
			ツルダカナワラビ	C R	V U
		ウラボシ	ビロードシダ	—	V U
維管束植物 被子植物 双子葉類	離弁花類	タデ	シマヒメタデ	—	V U
			サイコクヌカボ	V U	N T
			コギシギシ	V U	—
		アカザ	シチメンソウ	V U	N T
			ヒロハマツナ	V U	N T
		スイレン	オニバス	V U	C R + E N
		ウマノスズクサ	ツクシアオイ	V U	N T
		オトギリソウ	ツクシネコノメソウ	—	N T
			ウメバチソウ	—	V U
			タコノアシ	N T	N T
		バラ	カワラサイコ	—	E X
			コジキイチゴ	—	N T
			ワレモコウ	—	N T
	合弁花類	マチン	ヒメナエ	V U	C R + E N
		リンドウ	イヌセンブリ	V U	C R + E N
		ムラサキ	オニルリソウ	—	C R + E N
		ガガイモ	スズサイコ	N T	N T
		アカネ	ヒロハコンロンカ	—	N T
		シソ	ミズネコノオ	N T	C R + E N
			ミゾコウジュ	N T	—
		ゴマノハグサ	オオアブノメ	V U	C R + E N
			クチナシグサ	—	V U
			カワヂシャ	N T	—
		タヌキモ	ノタヌキモ	V U	N T
		キキョウ	ツルギキョウ	V U	N T
		キク	フクド	N T	—
			ウラギク	N T	—
			チョウセンスイラン	N T	C R + E N
			ホソバオグルマ	V U	V U
			オナモミ	V U	C R + E N

※1 選定基準は、以下のとおりである。

A:「第4次レッドリストの公表について（お知らせ）」（平成24年8月28日、環境省報道発表資料）

B:「レッドデータブックさが2010 植物編」（平成23年3月、佐賀県くらし環境本部環境課）

※2 A、Bの選定基準のランクは、以下のとおりである。

絶滅（E X）：我が国（佐賀県）ではすでに絶滅したと考えられる種

野生絶滅（E W）：飼育・栽培下でのみ存続している種

絶滅危惧Ⅰ類（C R + E N）：絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧ⅠA類（C R）：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

絶滅危惧ⅠB類（E N）：ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

絶滅危惧Ⅱ類（V U）：絶滅の危険が増大している種

準絶滅危惧（N T）：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

情報不足（D D）：評価するだけの情報が不足している種

出典：「第4次レッドリストの公表について（お知らせ）」（平成24年8月28日、環境省報道発表資料）

「レッドデータブックさが2010 植物編」（平成23年3月、佐賀県くらし環境本部環境課）

表 3.1-49(2) 植物の重要種の確認状況

項 目	科 名	種 名	選定基準 ^{※1} 及びランク	
			A ^{※2}	B ^{※2}
維管束植物 被子植物 単子葉類	オモダカ	アギナシ	N T	C R + E N
	ホンゴウソウ	ホンゴウソウ	V U	C R + E N
	ユリ	ホソバナコバイモ	N T	N T
		ノカンゾウ	—	C R + E N
	ヒガンバナ	キツネノカミソリ	—	V U
	アヤメ	カキツバタ	N T	C R + E N
	ヒナノシャクジョウ	シロシャクジョウ	—	C R + E N
	イネ	ヒメコヌカグサ	N T	N T
		ツクシガヤ	V U	C R + E N
		ウキシバ	—	N T
	ミクリ	ナガエミクリ	N T	N T
	ラン	ヒナラン	E N	V U
		マメツタラン	N T	N T
		ムギラン	N T	V U
		エビネ	N T	N T
		カンラン	E N	V U
		ボウラン	N T	V U
		ムカデラン	V U	V U
		クモラン	—	V U
		ササバラン	E N	N T
	カヤツリグサ	フサナキリスゲ	—	N T
		ゲンカイモエギスゲ	E N	V U
		ノハラテンツキ	V U	N T
地衣類	ウメノキゴケ	ウスイロマツゲゴケ	—	N T
菌類	シロソウメンタケ	アリノタイマツ	—	D D

※1 選定基準は、以下のとおりである。

A：「第4次レッドリストの公表について（お知らせ）」（平成24年8月28日、環境省報道発表資料）

B：「レッドデータブックさが2010 植物編」（平成23年3月、佐賀県くらし環境本部環境課）

※2 A、Bの選定基準のランクは、以下のとおりである。

絶滅（E X）：我が国（佐賀県）ではすでに絶滅したと考えられる種

野生絶滅（E W）：飼育・栽培下でのみ存続している種

絶滅危惧Ⅰ類（C R + E N）：絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧ⅠA類（C R）：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

絶滅危惧ⅠB類（E N）：ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

絶滅危惧Ⅱ類（V U）：絶滅の危険が増大している種

準絶滅危惧（N T）：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

情報不足（D D）：評価するだけの情報が不足している種

出典：「第4次レッドリストの公表について（お知らせ）」（平成24年8月28日、環境省報道発表資料）

「レッドデータブックさが2010 植物編」（平成23年3月、佐賀県くらし環境本部環境課）

表 3.1-50 特定植物群落、天然記念物及び巨樹・巨木林の確認状況

区 分	名 称	選定理由※1
特定植物群落	御船山のシイ林	A
	六角川のシチメンソウ群落	B
天然記念物	大聖寺のまき	県指定天然記念物
巨樹・巨木林	黒尾の大銀杏	C
	塚崎の大楠	
	武雄の大楠	

※1 選定理由は、以下のとおりである。

A：原生林もしくはそれに近い自然林

B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群

C：原則として地上から1.3mの高さでの幹周りが3m以上の木（幹周りが3m以上に育ちにくい樹種（ツバキ、マユミなど）については、3m未満でも対象）

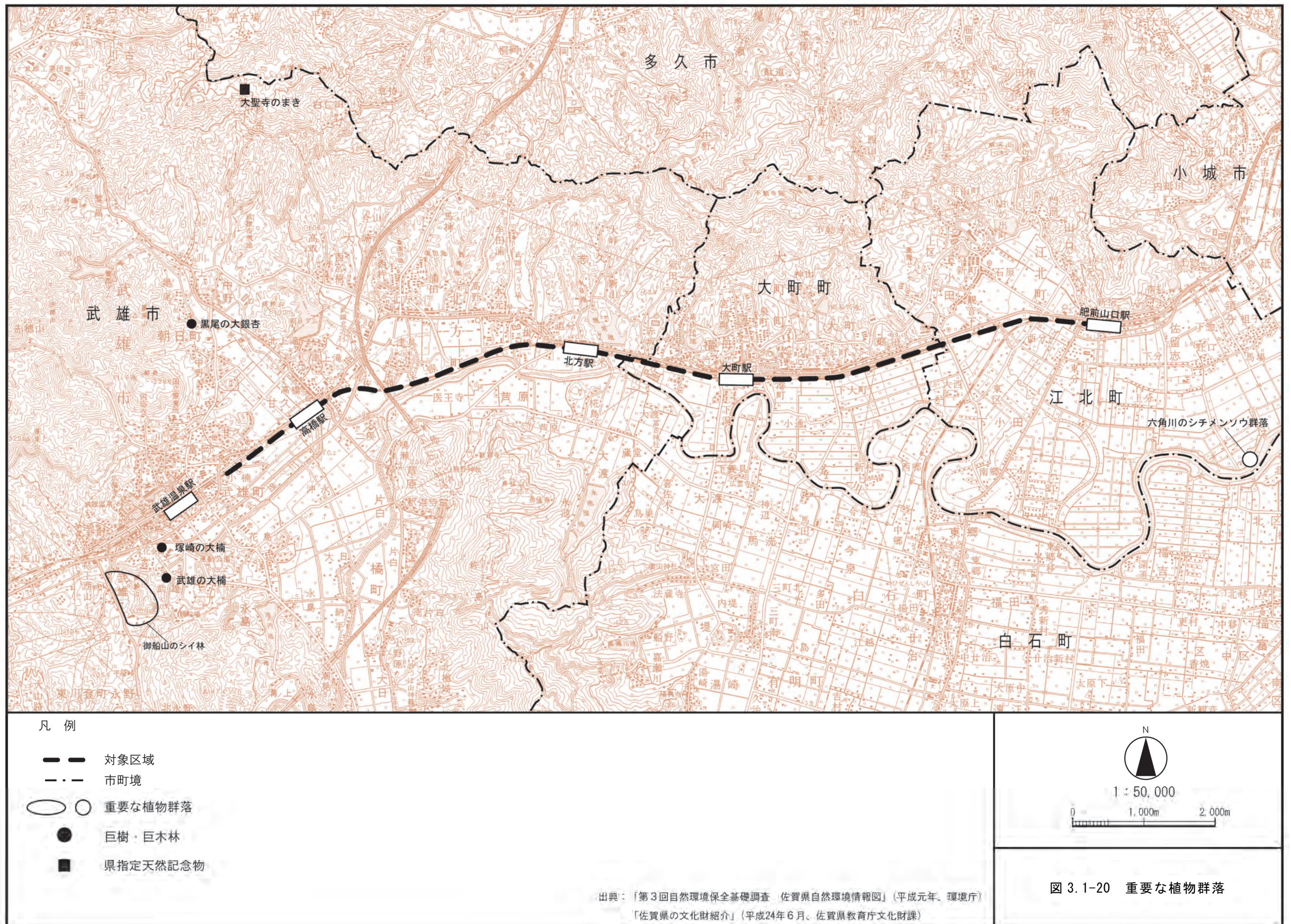
出典：「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査 報告書」
（昭和55年12月、環境庁）

「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査 報告書」
（昭和63年8月、環境庁）

「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査 報告書」
（平成12年3月、環境庁）

「第3回自然環境保全基礎調査 佐賀県自然環境情報図」
（平成元年、環境庁）

「佐賀県の文化財紹介」（平成24年6月、佐賀県教育庁文化財課）



(3) 生態系の状況

(a) 自然環境類型区分

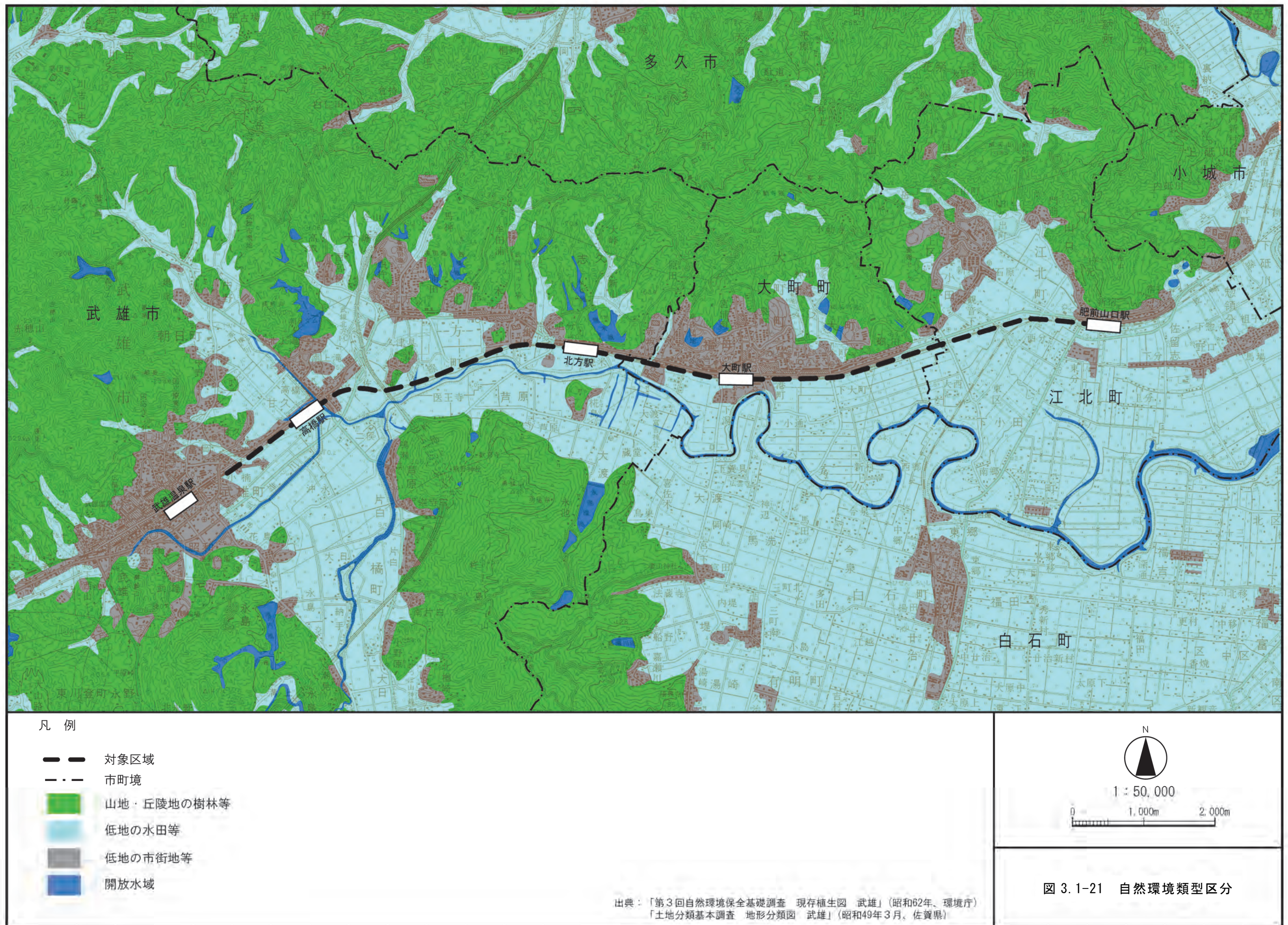
調査対象地域は、山地・丘陵地と低地に大別され、これら両方にまたがって六角川等の河川、ため池、水路等の開放水域が存在している。

山地・丘陵地は概ねスギ・ヒノキ・サワラ植林、シイ・カシ萌芽林、常緑果樹園等の樹林等となっている。低地は、水田等の農耕地と市街地となっており、水田等の農耕地には水田雑草群落、畑地雑草群落等が見られる他、民家が点在している。市街地は、大町駅、武雄温泉駅等の駅周辺や国道 34 号沿いに形成されている。開放水域のうち六角川等の河川は汽水となっており、ヨシク拉斯の植生が見られる他、シチメンソウ、ヒロハマツナ、フクド等の塩生植物が見られる。

自然環境類型区分は、表 3.1-51 及び図 3.1-21 に示すとおりである。

表 3.1-51 調査対象地域の自然環境の類型化

類型区分	類型の特徴			
	地形の概況	地質の状況	土壌の状況	植物群落等の状況
山地・丘陵地の樹林等	調査対象地域の北側及び南西側は小起伏山地や中起伏山地となっており、北側には鬼ノ鼻山（434.6 m）、徳連岳（443.7 m）等が、南西側には杵島山（345.0 m）、御船山（207.4 m）等が存在している。	山地の上部は玄武岩、泥岩となっており、中腹から下部は砂岩や砂岩泥岩互層となっている。一部に讃岐岩や安山岩等が存在している。	褐色森林土壌、黄色土壌、暗赤色土壌等となっている。	スギ・ヒノキ・サワラ植林、シイ・カシ萌芽林、常緑果樹園、アカマツ群落等となっている。
低地の水田等	三角州及び海岸平野や谷底平野からなる低地となっている。	大部分が泥、砂礫等となっている。	細粒グライ土壌、細粒灰色低地土壌、黒泥土壌、灰色低地土壌、鈹害復旧田等となっている。	水田雑草群落、畑地雑草群落等となっている。
低地の市街地等	多くは谷底平野や三角州及び海岸平野からなる低地となっている。一部は丘陵地や山地となっている。	泥、砂礫の他、砂岩、砂岩泥岩互層となっている。	細粒灰色低地土壌、灰色低地土壌、黄色土壌等となっている。	市街地、緑の多い住宅地、公園、墓地、工場地帯等となっている。
開放水域	六角川、ため池、水路	泥、砂礫等となっている。	細粒グライ土壌、細粒灰色低地土壌等となっている。	開放水域、ヨシク拉斯等となっている。



(b) 自然環境類型区分の概要

調査対象地域の自然環境類型区分の概要は、表 3.1-52 に示すとおりである。

山地・丘陵地の樹林等では、スダジイ等の樹木や草本が主要な生産者となり、食物連鎖の高位にはタヌキやキツネ、チョウセンイタチやオオタカ等が位置していると考えられる。

低地の水田等では、ヨモギ等の草本が主要な生産者となり、食物連鎖の高位にはチョウセンイタチやハイイロチュウヒ、チョウゲンボウ等が位置していると考えられる。

低地の市街地では、ヒメジョオン等の路傍や空き地の雑草が主要な生産者となり、食物連鎖の高位には、ハシボソガラスやカササギと考えられるが、山地・丘陵地や水田等の生物もある程度利用していると考えられる。

開放水域では、植物プランクトンやヨシ等が生産者となり、食物連鎖の高位には、チョウセンイタチやミサゴ、サギ類、スッポン等が位置していると考えられる。

表 3.1-52 自然環境類型区分の概要

類型区分	生息・生育環境の状況	主な動物の状況	主な植物の状況
山地・丘陵地の樹林等	スギ・ヒノキ・サワラ植林、シイ・カシ萌芽林、常緑果樹園、アカマツ群落等からなる山地、丘陵地等	タヌキ、キツネ、チョウセンイタチ、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、カササギ、ホトトギス、カスミサンショウウオ、ヒオドシチョウ、ベーツヒラタカミキリ	スダジイ、ミミズバイ、アカマツ、ヤブコウジ、マダケ、モウソウチク、キツネノカミソリ、ツルギキョウ、エビネ
低地の水田等	水田、畑地、水田雑草群落、畑地雑草群落等	チョウセンイタチ、ハイイロチュウヒ、チョウゲンボウ、カササギ、メダカ南日本集団、ドジョウ、オオタニシ	ヨモギ、エノコログサ、スギナ、コハコベ、タガラシ、セイタカアワダチソウ、スズメノテッポウ、カゼクサ、ススキ
低地の市街地等	市街地、緑の多い住宅地、公園、墓地、工場地帯等	ハツカネズミ、スズメ、ツバメ、ハシボソガラス、カササギ	ヒメジョオン、イヌムギ、カタバミ、アメリカフウロ、コニシキソウ、タチイヌノフグリ、アメリカセンダングサ
開放水域	河川、ため池、水路、ヨシクラス等	チョウセンイタチ、カヤネズミ、チュウサギ、オオヨシキリ、ツクシガモ、カワセミ、ミサゴ、ニホンスッポン、エツ、ニッポンバラタナゴ、ヤリタナゴ、ヤマノカミ、オカミミガイ、シオマネキ	ヨシ、ツルヨシ、ネコヤナギ、タコノアシ、ヒシ、シチメンソウ、ヒロハマツナ、ヒメガマ、カキツバタ

6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観資源の状況

「第3回自然環境保全基礎調査」(平成元年、環境庁)によると、調査対象地域では、桜山、御船山、長寿の滝及び六角川等が自然景観資源として挙げられている。

調査対象地域における名勝地は、御船山楽園が挙げられ、これは「文化財保護法」(昭和25年5月30日、法律第214号)において国の登録記念物に指定されている。

調査対象地域における主要な眺望地点は、きたがた四季の丘公園、浦田自然公園などが挙げられる(表3.1-53参照)。

調査対象地域には「都市計画法」(昭和43年6月15日、法律第100号)に基づく風致地区は、存在しない。

さらに、「都市緑地法」(昭和48年9月1日、法律第72号)に定める特別緑地保全地区も存在しない。

調査対象地域における景観資源及び主要な眺望地点の状況は、図3.1-22に示すとおりである。

表 3.1-53 景観資源

市町名	名 称
江北町	自然景観資源 六角川 主要な眺望地点 桜山公園、白木パノラマ公園
大町町	自然景観資源 六角川、聖岳、長寿の滝 主要な眺望地点 浦田自然公園、聖岳展望所
武雄市	自然景観資源 徳連山、柏岳、蓬莱山、杵島山、桜山、御船山 名勝地 御船山楽園 主要な眺望地点 きたがた四季の丘公園

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 佐賀県自然環境情報図」
(平成元年、環境庁)
「文化財保護法」(昭和25年5月30日、法律第214号)

(2) 人と自然との触れ合いの活動の状況

調査対象地域の人と自然との触れ合いの活動の場については、江北町には白木パノラマ孔園、鳴江河畔公園等、大町町には楠の群生林、浦田自然公園、大町温泉等、武雄市には武雄温泉、御船山楽園等がある。

調査対象地域の人と自然との触れ合いの活動の場等は、表 3.1-54 及び図 3.1-23 に示すとおりである。

表 3.1-54 人と自然との触れ合いの活動の場

市町名	名称
江北町	白木パノラマ孔園、鳴江河畔公園、桜山公園、ひだまりの丘公園
大町町	楠の群生林、長寿の滝、浦田自然公園、大町温泉、聖岳
武雄市	武雄温泉、御船山楽園、慧洲園、大聖寺、高野寺、きたがた四季の丘公園、保養村、桜山、円応寺、廣福寺、文化会館庭園、御船が丘梅林、北方温泉、高橋自然観察園

出典：「あそぼーさが」((社)佐賀県観光連盟)
「観光案内・観光情報」(江北町役場)
「大町町の観光スポット」(大町町役場)
「武雄市のみどころ」(武雄市営業部観光課)



7) 一般環境中の放射性物質の状況

対象区域は、佐賀県武雄市武雄町、杵島郡大町町、杵島郡江北町に位置している。

佐賀県は、表 3.1-55 及び図 3.1-24 に示すとおり、対象区域から南西約 0.8 km に位置する武雄市武雄総合庁舎において、平成 24 年 4 月より大気中の放射線量－空間線量率（マイクロシーベルト/時）を定期的に計測しており、平成 26 年度における年平均の空間線量率は 0.055（マイクロシーベルト/時）である。

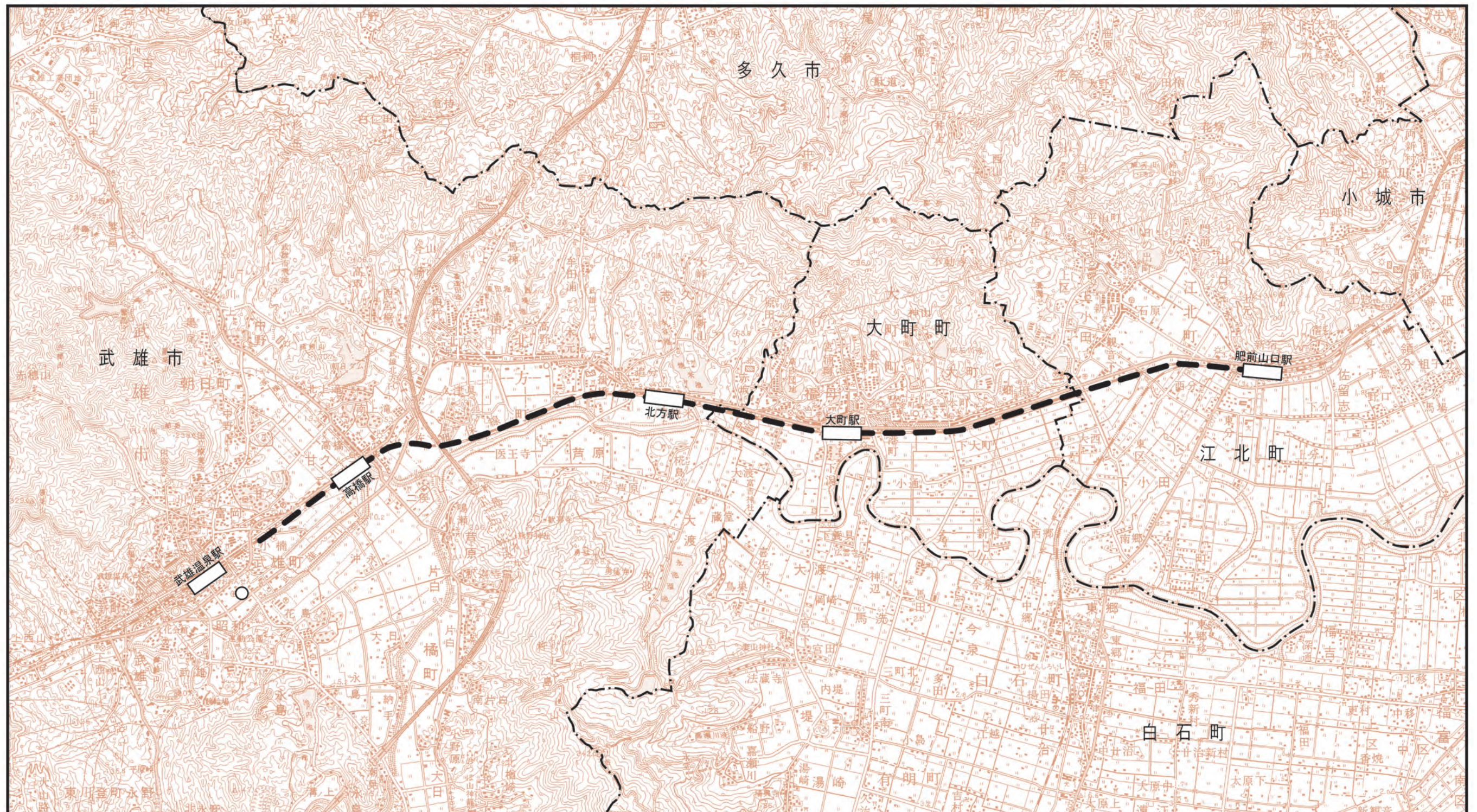
【参考資料】：原子力規制委員会HP

<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/index.html>

表 3.1-55 一般環境中の放射性物質のモニタリングポスト

設置場所	測定項目
武雄市武雄総合庁舎	空間線量率

出典：「放射線モニタリング情報 全国及び福島県の空間線量測定結果」
（原子力規制委員会）



凡 例

- 対象区域
- - - 市町境
- 一般環境中の放射性物質のモニタリングポイント

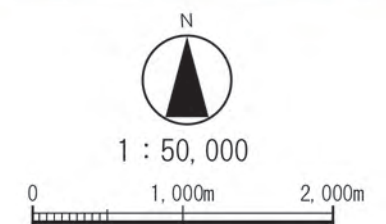


図 3.1-24 一般環境中の放射性物質のモニタリングポイント

出典：「放射線モニタリング情報 全国及び福島県の空間線量測定結果」（原子力規制委員会）

3.2 社会的状況

1) 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

江北町、大町町及び武雄市の人口、世帯数等は、表 3.2-1 に示すとおりである。

江北町、大町町及び武雄市では、人口はそれぞれ、約 1 万人、約 7 千人、約 5 万 1 千人で、過去 10 年間では、3 市町とも減少傾向である。

表 3.2-1 人口及び世帯数等

区 分	世帯数 (件)	人口 (人)				面積 km ²
		平成12年	平成17年	平成22年	H12年比	
佐賀県	295,038	876,654	866,369	849,788	0.97	2,439.65
江北町	3,076	9,584	9,628	9,515	0.96	24.48
大町町	2,694	8,503	7,956	7,369	0.87	11.46
武雄市	16,674	53,068	51,497	50,699	0.99	195.44

注 平成 12 年人口及び平成 17 年の人口及び世帯数は、平成 22 年 10 月 1 日現在の市町境界に基づいて組み替えた人口及び世帯数である。

出典：「さが統計情報館 国勢調査」(佐賀県)

(2) 産業の状況

江北町、大町町及び武雄市の産業分類別の事業所数及び従業者数は、表 3.2-2 に示すとおりである。江北町、大町町及び武雄市では、事業所数、従業者数とも第三次産業が最も多くなっている。

また、農業、工業及び商業の概要は、表 3.2-3 に示すとおりである。大町町及び江北町では工業に従事する人口が多く、武雄市では商業に従事する人口が多くなっている。

表 3.2-2 業種大分類別従業者数

平成 21 年 10 月 1 日現在

		事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
佐賀県	全産業	41,914	394,499
	第一次産業	305	4,343
	第二次産業	7,193	96,066
	第三次産業	33,910	278,740
	公務	506	15,350
	江北町	全産業	416
		第一次産業	4
		第二次産業	65
		第三次産業	332
		公務	15
	大町町	全産業	305
		第一次産業	2
		第二次産業	50
		第三次産業	234
		公務	19
	武雄市	全産業	2,795
		第一次産業	18
		第二次産業	535
		第三次産業	2,137
		公務	105

出典：「さが統計情報館 平成 21 年経済センサス—基礎調査」
(佐賀県経営支援本部統計調査課)

表 3.2-3 農業、工業及び商業の概要

農業：平成22年 2 月 1 日現在

工業：平成21年12月31日現在

商業：平成19年 6 月 1 日現在

業 種 地 区	農 業			工 業			商 業		
	農家数 (戸)	農業人口 (人)	経 営 耕地面積 (ha)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (億)	事業所数 (件)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)
佐賀県	25,108	33,827	47,071	1,532	58,777	15,535	11,969	71,221	18,359
江北町	276	498	1,055	7	1,103	283	137	932	141
大町町	79	121	259	14	1,230	301	109	407	41
武雄市	1,493	1,021	2,361	101	2,947	525	709	3,900	918

出典：「平成 23 年版佐賀県統計年鑑」(平成 24 年 7 月、佐賀県経営支援本部統計調査課)

2) 土地利用の状況

調査対象地域の民有地土地面積は表3.2-4に、土地利用基本計画図は図3.2-1に示すとおりである。民有地の状況は、江北町及び大町町では田が、それぞれ1,027ha、287haと、武雄市では山林が8,013haと最も多くなっている。

土地利用の状況は、対象区域の南側の大部分が農業地域、北側は高橋駅付近から武雄温泉駅付近は都市地域、その他は農業地域や森林地域となっている。

また、調査対象地域の都市計画区域及び用途地域の状況は、表3.2-5及び図3.2-2に示すとおりである。

調査対象地域の用途地域の指定状況は、武雄市にのみ用途地域が指定されており、江北町及び大町町には用途地域は指定されていない。

表 3.2-4 民有地面積

平成 22 年 1 月 1 日現在
(単位：ha)

地 目 市町	総数	田	畑	宅地	山林	原野	その他
佐賀県	157,998	45,104	22,537	15,654	63,197	6,433	5,073
江北町	1,698	1,027	78	205	263	35	90
大町町	726	287	48	135	166	53	36
武雄市	14,588	2,813	1,653	1,041	8,013	557	510

注 1 市町村の土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地のうち、課税対象外の土地（官、公有地、公共用地、墳墓地、公共用水路、用悪水路、ため池、保安林、学校用地及び神社・寺院などの境内など）を除く。

注 2 端数処理により、計が合わない場合がある。

出典：「佐賀県統計年鑑平成 23 年版」（平成 24 年 7 月、佐賀県経営支援本部統計調査課）

表 3.2-5 都市計画区域及び用途地域状況

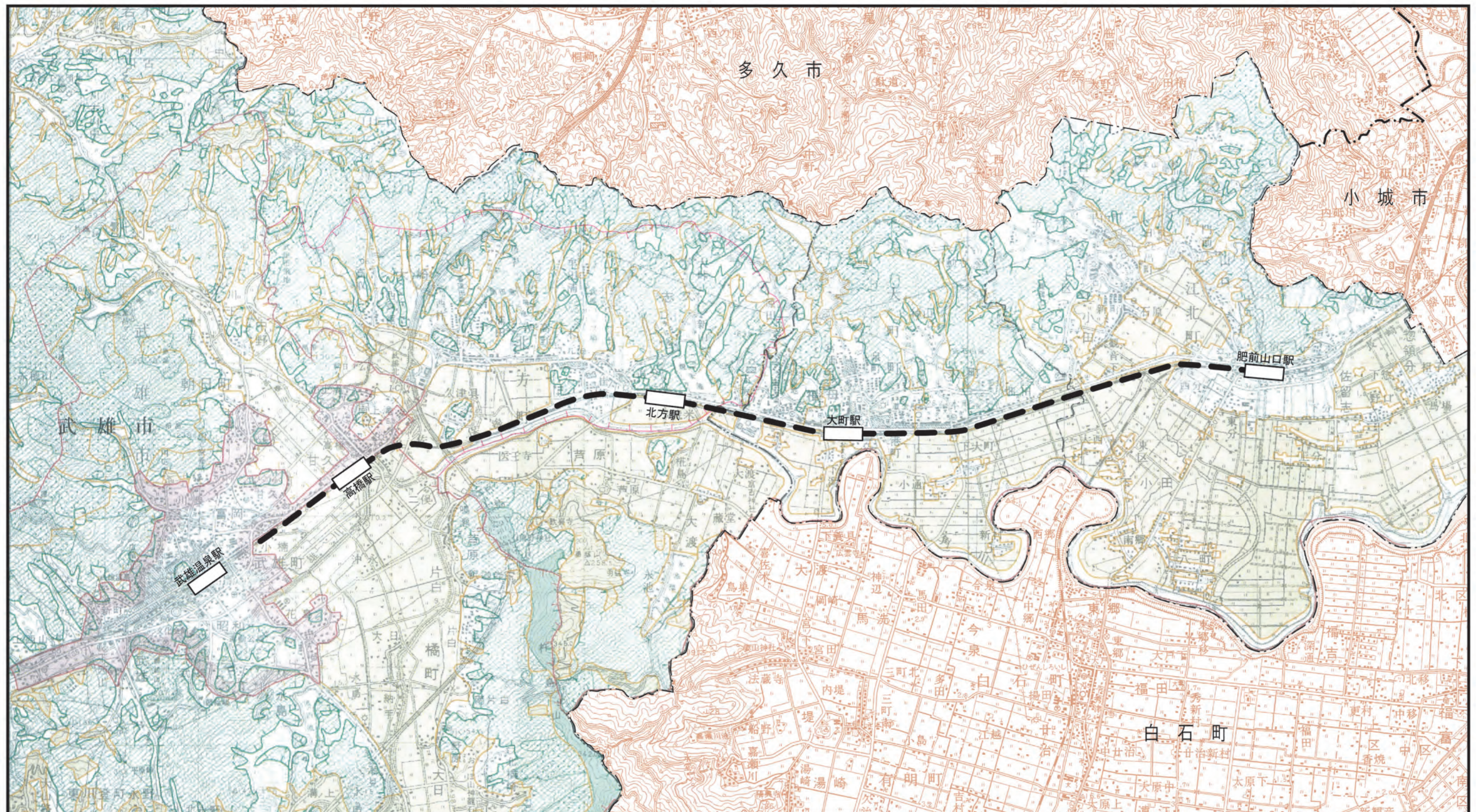
平成 24 年 3 月 30 日現在

(単位：ha)

用途区分 地 区	都市計画区域				準都市 計画区域	用 途 地 域												
	総 面 積	市 街 化 区 域	市 街 化 調 整 区 域	市 街 化 区 域 の 割 合 (%)	総 面 積	総 面 積	第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域	第 二 種 低 層 住 居 専 用 地 域	第 一 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	第 二 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	第 一 種 住 居 地 域	第 二 種 住 居 地 域	準 住 居 地 域	近 隣 商 業 地 域	商 業 地 域	準 工 業 地 域	工 業 地 域	工 業 専 用 地 域
佐賀県	112,327	5,273	26,197	5	2,550	9,966	864	241	1,826	328	3,051	397	198	410	504	1,152	589	406
江北町	0	0	0	0	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大町町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
武雄市	8,829	0	0	0	0	606	31	132	64	22	222	5	5	63	45	17	0	0

出典：「佐賀県の準都市計画区域図」（平成 24 年 3 月、佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課）

「武雄市都市計画総括図」（平成 24 年 1 月、武雄市まちづくり部都市計画課）



凡 例

—— 対象区域
- - - 市町境

 都市地域	 農業地域	 森林地域
 その他都市計画区域 における用途区域	 農用地区域	 国有林 地域森林計画 対象民有林 保安林

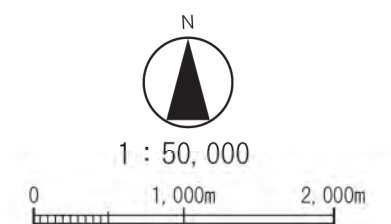
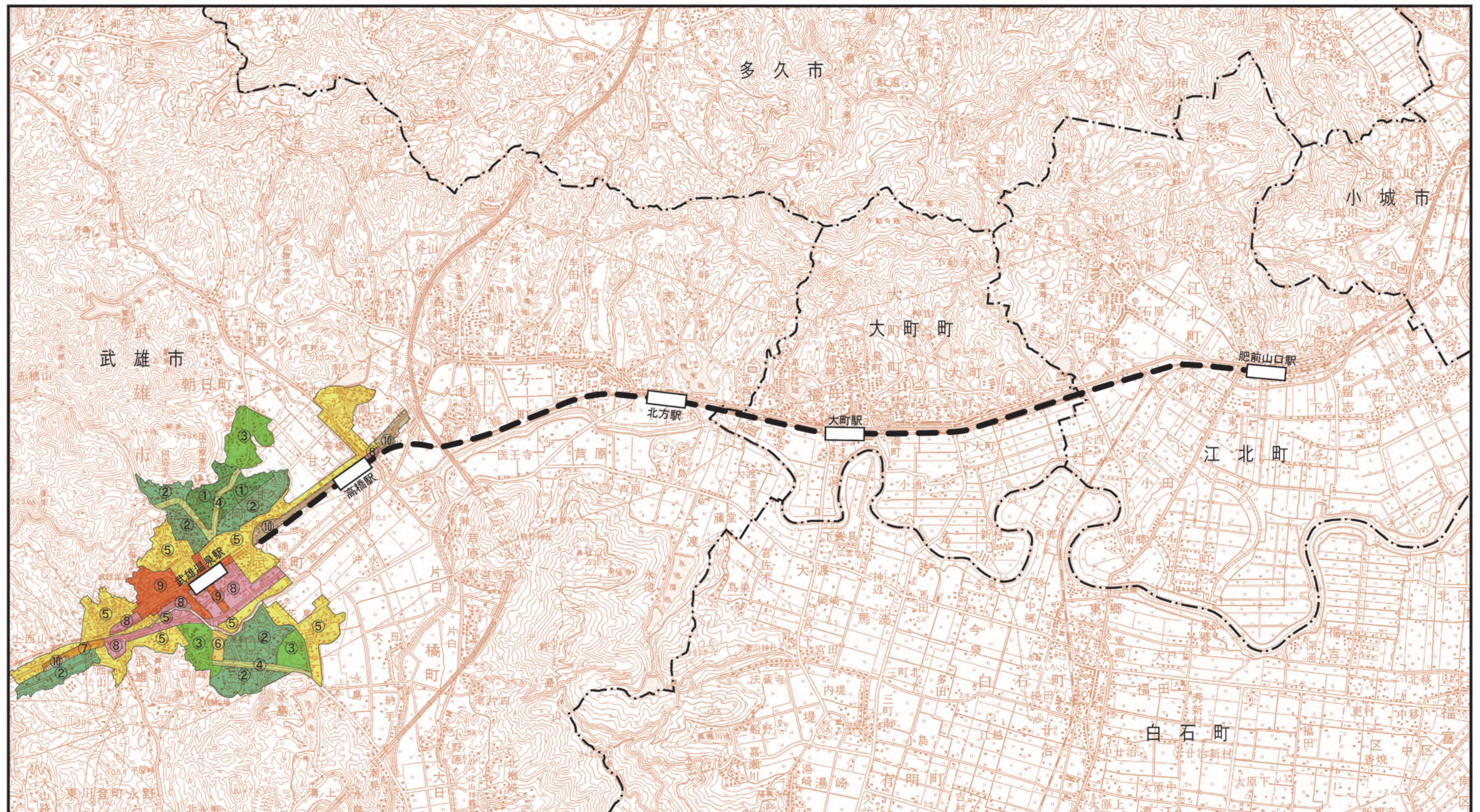


図 3.2-1 土地利用計画図

出典：「佐賀県土地利用基本計画図 3-3」（平成21年3月、佐賀県）
「佐賀県告示第八十七号」（平成24年3月、佐賀県）



凡 例

— — 対象区域
- - - 市町境

- | | |
|----------------|-----------|
| ① 第一種低層住居専用地域 | ⑥ 第二種住居地域 |
| ② 第二種低層住居専用地域 | ⑦ 準住居地域 |
| ③ 第一種中高層住居専用地域 | ⑧ 近隣商業地域 |
| ④ 第二種中高層住居専用地域 | ⑨ 商業地域 |
| ⑤ 第一種住居地域 | ⑩ 準工業地域 |

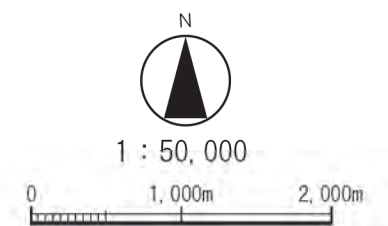


図 3.2-2 用途地域図

出典：「武雄市都市計画総括図」(平成24年1月、武雄市まちづくり部都市計画課)

3) 河川の利用の状況

調査対象地域においては、河川における内水面漁業権の設定はないが、武雄市内の朝日ダムにおいて内水面漁業権が設定されている。

朝日ダムに設定されている内水面漁業権の概要は、表 3.2-6 に示すとおりである。

表 3.2-6 内水面漁業権の概要

免許番号	内共第 8 号
漁業の種類	第 5 種共同漁業権
漁業の名称	こい漁業 ふな漁業 おいかわ、かわむつ漁業
漁業の期間	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
漁業位置	武雄市朝日町及び武雄市北方町の朝日ダムの水域

注 こい、ふな漁業については、6 月 1 日から 6 月 30 日までは禁漁となっている。

4) 地下水の利用の状況

(1) 地下水の利用の状況

佐賀県では「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成 14 年 10 月 7 日、佐賀県条例第 48 号）に基づき地下水採取に関して規制を行っている※¹。

白石地区※²には、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成 14 年 10 月 7 日、佐賀県条例第 48 号）の対象となる井戸として、表 3.2-7 に示すとおり、151 本の井戸が存在し、平成 22 年度の揚水量は 0.805 千 m³/日となっている。

※ 1 佐賀県環境の保全と創造に関する条例では、地下水採取規制地域内において揚水施設を設置しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならないとされている。また、規制地域内において、井戸を掘削し、揚水施設を設置する場合には、吐出口断面積に応じた構造上の規制（構造基準）がある。

※ 2 白石地区とは、武雄市北方町、大町町、江北町、白石町の全域

表 3.2-7 地下水揚水の状況（平成 25 年度）

地 区	井戸本数 (本)	揚水量 (千 m ³ /日)
白石地区	151	0.805

出典：「全国地盤環境情報ディレクトリ（平成 25 年度版）」
(環境省水・大気環境局土壌環境課)

(2) 湧水の状況

調査対象地域では、表 3.2-8 に示す湧水が存在する。その位置を図 3.2-3 に示す。

表 3.2-8 代表的な湧水

名称	所在地	概要等	アクセス制限 ◎：可 ○：可（制限有り） ×：不可 －：不明	湧水保全活動
鎌倉水	武雄市武雄町大字富岡	県道沿いにあり、水の持ち帰りは、自由。	◎	川良区による周辺の清掃活動

出典：「湧水保全ポータルサイト」（平成 27 年 5 月、環境省水・大気環境局水環境課／土壌環境課）

(3) 農業用水の状況

白石地区※では、平成 21 年度においては、4,561 千 m³ の地下水が採取されており、そのうち 4,425 千 m³ が農業用水として利用されている。

※ 白石地区：武雄市（旧北方町）、鹿島市、嬉野市（旧塩田町）、大町町、江北町、白石町（旧白石町、旧福富町、旧有明町）
行政区域面積 313km²、平野部面積 146km²

出典：「平成 21 年度地盤沈下の概況」（平成 24 年 4 月、佐賀県くらし環境本部環境課）

(4) 温泉の状況

調査対象地域には、大町温泉、武雄温泉及び北方温泉がある。

調査対象地域の温泉の概況は、表 3.2-9 に示すとおりである。

また、その位置は、図 3.2-3 に示すとおりである。

表 3.2-9 温泉の概況

市町名	温泉地名	源泉数	泉 温	泉 質	利用許可 施設数
大町町	大町温泉	1	60.6	ナトリウム - 塩化物泉	1
武雄市	武雄温泉	22	19.7～49.8	アルカリ性単純温泉	23
	北方温泉	2	21.0～36.5	ナトリウム - 炭酸水素塩泉	2

出典：「平成 23 年版佐賀県統計年鑑」（平成 24 年 7 月、佐賀県経営支援本部統計調査課）



- 凡 例
- 対象区域
 - 市町境
 - 代表的な湧水
 - 温泉

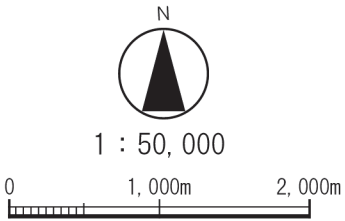


図 3.2-3 地下水の状況

出典：「湧水保全ポータルサイト」（平成22年9月、環境省水・大気環境局水環境課／土壌環境課）
「平成23年版佐賀県統計年鑑」（平成24年7月、佐賀県経営支援本部統計調査課）

5) 交通の状況

(1) 道路の状況

調査対象地域には長崎自動車道や一般国道 34 号などの道路が多数整備され、また各道路について「平成 22 年度道路交通センサス」(国土交通省)により、14 地点で交通量調査が実施されている。

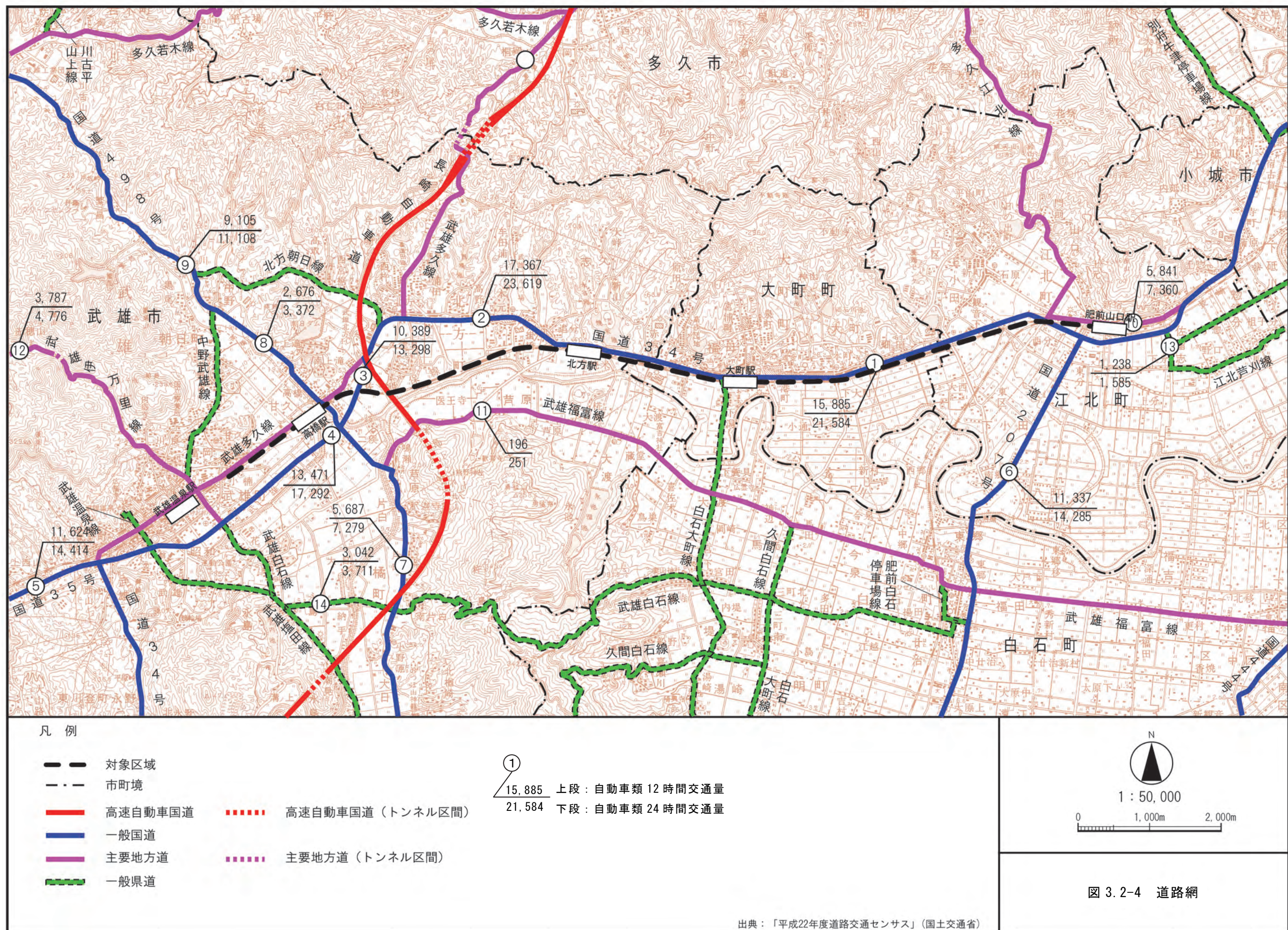
平成 22 年度道路交通センサスによる交通量調査結果は、表 3.2-10 に示すとおりである。また、道路網の状況及び交通量調査地点の位置は、図 3.2-4 に示すとおりである。平日 24 時間交通量が最も多い区間は、一般国道 34 号の武雄市北方町志久地点で、23,619 台/日となっている。

表 3.2-10 交通量調査結果 (平成 22 年度道路交通センサス)

地点番号	路線名	調査地点	区調査番号 ※	12 自 時 間 交 通 量 (台)	24 自 時 間 交 通 量 (台)	昼 夜 率	大12 型時 車間 混入 率 (%)
1	一般国道 34 号	杵島郡大町町大町	10150	15,885	21,584	1.36	11.3
2		武雄市北方町志久	10160	17,367	23,619	1.36	11.4
3		武雄市北方町大崎	10170	10,389	13,298	1.28	14.5
4		武雄市朝日町甘久	10180	13,471	17,292	1.28	12.6
5	一般国道 35 号	武雄市武雄町上西山	10210	11,624	14,414	1.24	8.3
6	一般国道 207 号	杵島郡江北町大字八町峰組倉庫砂置場	10680	11,337	14,285	1.26	13.9
7	一般国道 498 号	武雄市橋町大字片白 JA 佐賀橋支店横	11330	5,687	7,279	1.28	18.6
8		武雄市朝日町大字甘久小原バス停グローリーコーポⅢ	11340	2,676	3,372	1.26	8.5
9		武雄市朝日町大字中野山口宅あき地	11350	9,105	11,108	1.22	14.3
10	多久江北線	杵島郡江北町大字山口山下清武宅横空き地	40600	5,841	7,360	1.26	6.8
11	武雄福富線	武雄市北方町大字芦原医王寺バス停前	40610	196	251	1.28	12.2
12	武雄伊万里線	武雄市武内町真手野赤穂山公民館前	41210	3,787	4,776	1.26	3.3
13	江北芦刈線	杵島郡江北町大字佐留志谷口商店前	61560	1,238	1,585	1.28	5.7
14	武雄白石線	武雄市武雄町大字永島島越酒店前	61630	3,042	3,711	1.22	18.4

※ 調査単位区画番号：「平成 22 年度道路交通センサス」において、路線を調査単位区分に分割し、それぞれの区間に付けた番号。

出典：「平成 22 年度道路交通センサス」(国土交通省)



(2) 鉄道の状況

調査対象地域の鉄道網は、図 3.2-5 に示すとおりである。

調査対象地域では、J R 九州の長崎本線及び佐世保線の 2 路線が運行している。

調査対象地域の鉄道駅における乗車人員数は、表 3.2-11 に示すとおりである。

1 日平均乗車人員数が最も多いのは佐世保線の武雄温泉駅で、1,622 人/日となっている。

また、調査対象地域の鉄道駅における旅客列車運転本数は、表 3.2-12 に示すとおりである。1 日の運転本数が最も多いのは、肥前山口駅で、平日 138 本、休日 141 本となっている。

表 3.2-11 駅別 1 日平均乗車人員数（平成 22 年度）

（単位：人／日）

路線名		駅 名	乗車人員数
J R 九州	長崎本線	肥前山口	1,195
	佐世保線	大 町	319
		北 方	105
		高 橋	157
		武雄温泉	1,622

出典：「佐賀県統計年鑑平成 23 年版」（平成 24 年 7 月、佐賀県経営支援本部統計調査課）

表 3.2-12 駅別旅客列車運転本数

（単位：本／日）

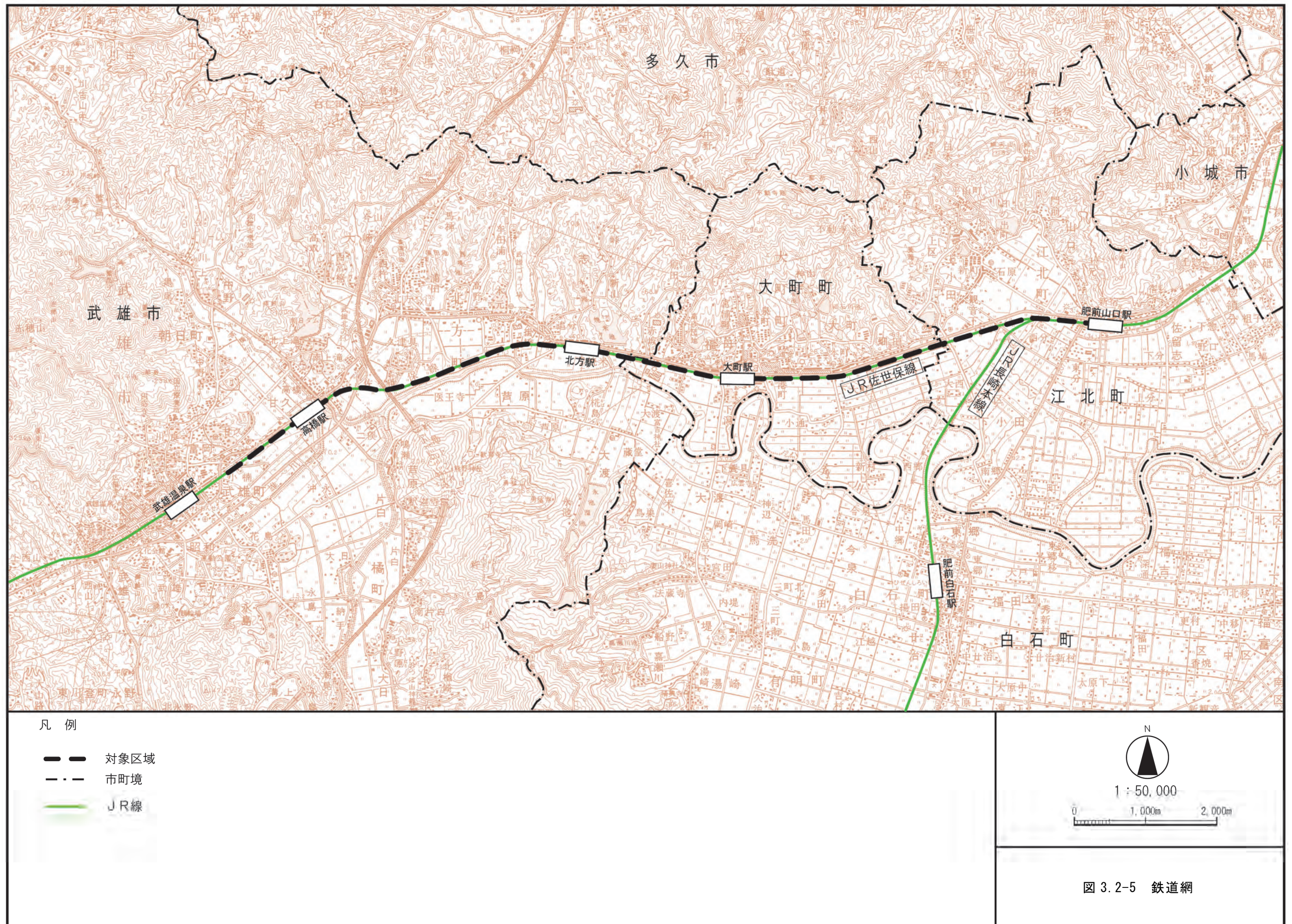
路線名		駅 名	平日	休日
J R 九州	長崎本線	肥前山口	138	141
	佐世保線	大 町	30	30
		北 方	30	30
		高 橋	30	30
		武雄温泉	67	70

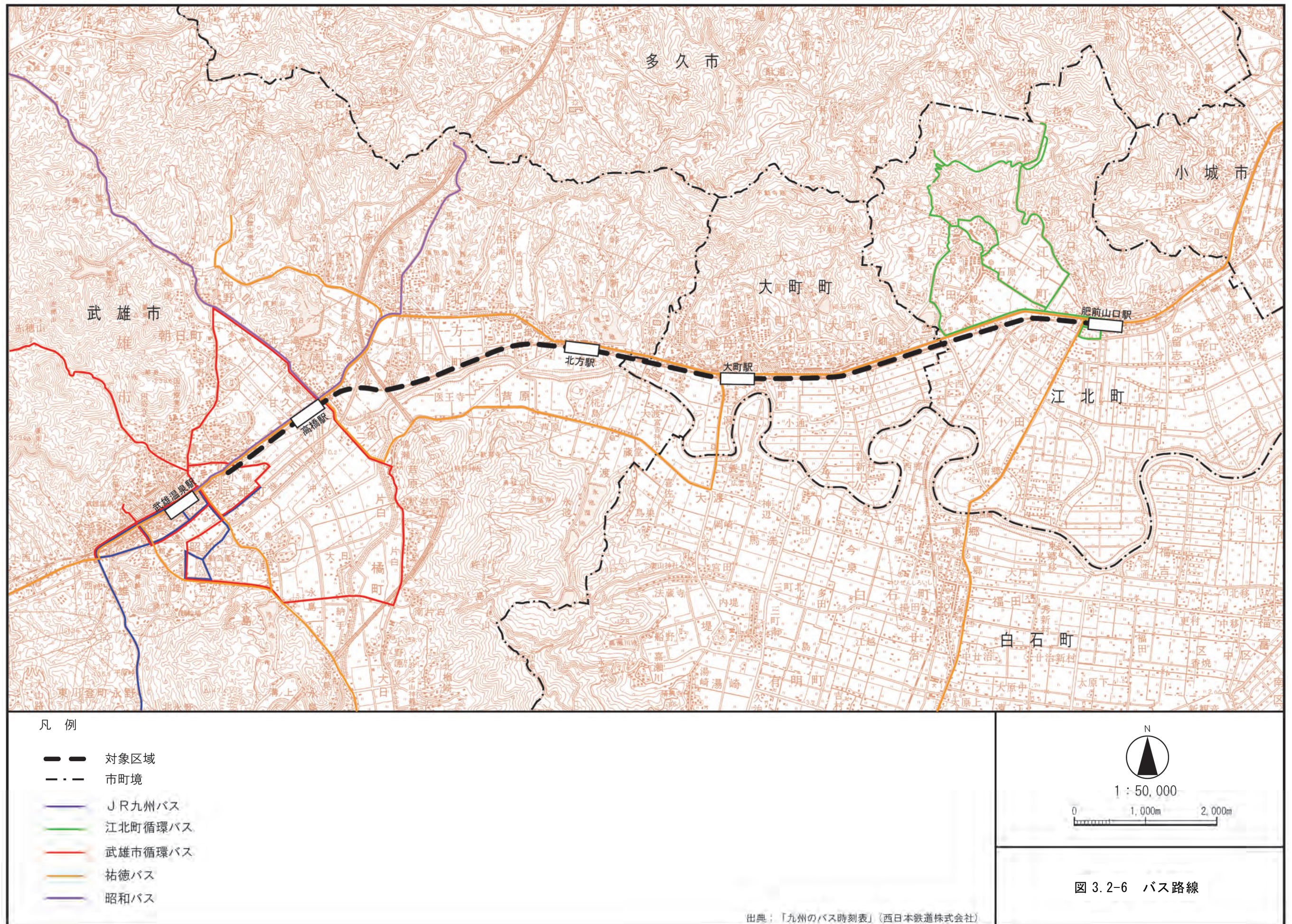
出典：「駅別時刻表」（J R 九州）

(3) 路線バスの状況

調査対象地域のバス路線は、図 3.2-6 に示すとおりである。

調査対象地域では、J R 九州バス、江北町循環バス、武雄市循環バス、祐徳バス及び昭和バスの 5 社が運行している。





6) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 教育施設の状況

江北町、大町町及び武雄市の教育施設等の状況は、表 3.2-13 に示すとおりである。また、調査対象地域に存在する教育施設等は表 3.2-14 及び図 3.2-7 に示すとおりである。

表 3.2-13 教育施設等の状況

保 育 所：平成23年4月11日現在
そ の 他：平成23年5月1日現在

種類 市町	保育所 (施設)	幼稚園 (施設)	小学校 (校)	中学校 (校)	高等学校 (校)	特別 支援学校 (校)	大学 (校)
佐賀県	218	109	181	103	45	10	2
江北町	2	1	1	1	0	0	0
大町町	1	1	1	1	1	0	0
武雄市	14	6	14	6	1	0	0

注 小学校数は、本校と分校の合計である。

出典：「佐賀県子育て応援情報 施設案内[保育園]」

(平成23年4月、佐賀県くらし環境本部こども未来課)

「平成23年度教育統計調査結果報告書 学校基本調査編」(平成24年3月、佐賀県)

表3.2-14 教育施設等

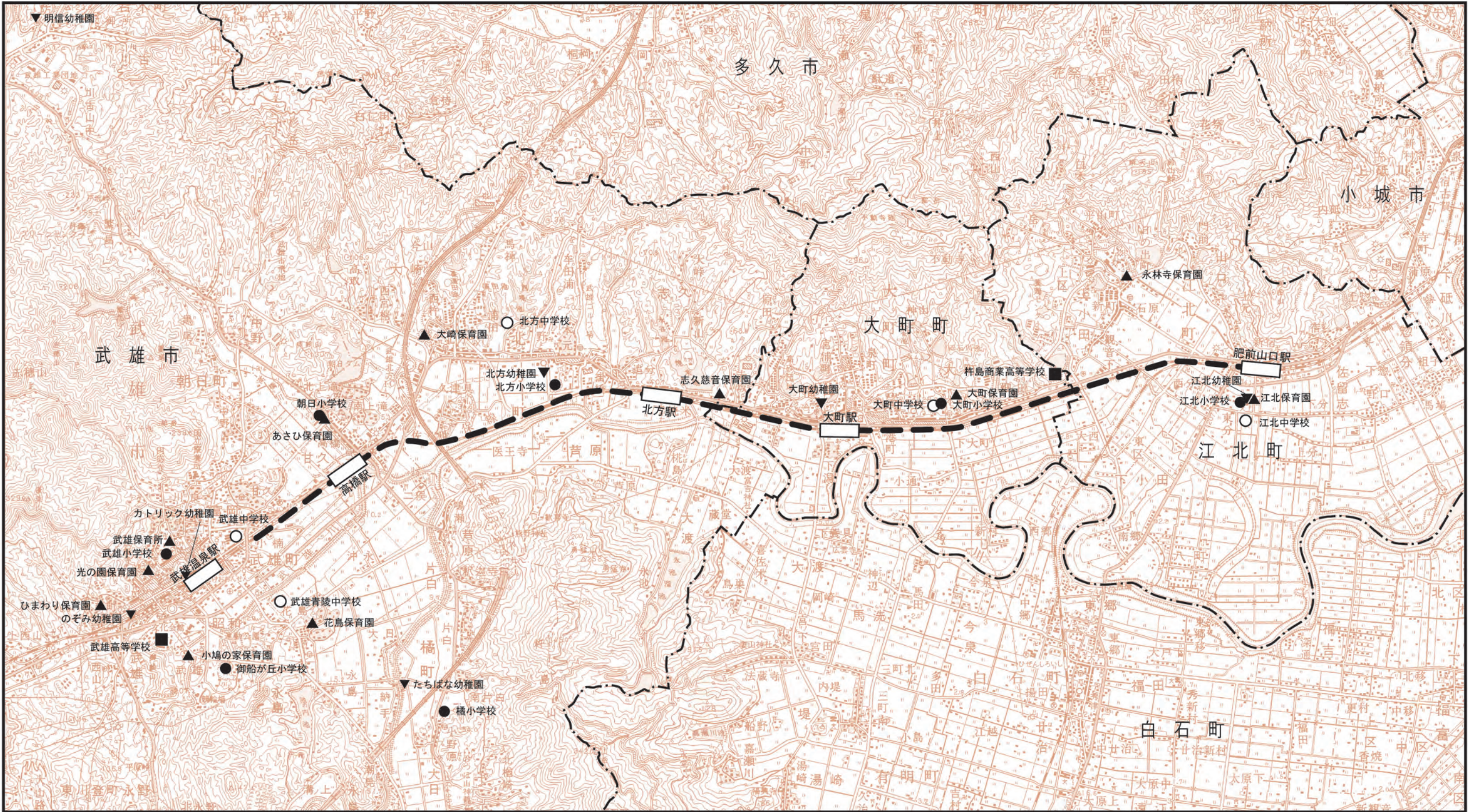
保 育 所：平成23年4月11日現在
そ の 他：平成23年5月1日現在

番号	種類	地区	名称	所在地
1	保育所	江北町	江北保育園	大字山口1184-1
2			永林寺保育園	大字上小田2378
3		大町町	大町保育園	大字大町1102
4			武雄保育所	武雄町大字富岡9107
5		武雄市	あさひ保育園	朝日町大字甘久1763-1
6			小鳩の家保育園	武雄町大字武雄5248
7			光の園保育園	武雄町大字富岡7640
8			花島保育園	武雄町大字永島14361
9			ひまわり保育園	武雄町大字武雄6685-2
10			志久慈音保育園	北方町大字志久5831-2
11			大崎保育園	北方町大字大崎1665-3
12	幼稚園	江北町	江北幼稚園	大字山口1153
13		大町町	大町幼稚園	大字福母2116
14		武雄市	北方幼稚園	北方町大字志久1591-4
15			武雄カトリック幼稚園	武雄町大字富岡8281
16			のぞみ幼稚園	武雄町大字武雄5680
17			たちばな幼稚園	橘町南片白10536
18			明信幼稚園	若木町大字川古8876
19	小学校	江北町	江北小学校	大字山口1128
20		大町町	大町小学校	大字大町5763
21		武雄市	武雄小学校	武雄町大字富岡9159
22			朝日小学校	朝日町大字甘久4354-1
23			橘小学校	橘町大字片白8718-1
24			御船が丘小学校	武雄町大字武雄4595
25			北方小学校	北方町大字志久1389
26	中学校	江北町	江北中学校	大字山口412
27		大町町	大町中学校	大字大町5427
28		武雄市	武雄青陵中学校	武雄町大字永島13233-2
29			武雄中学校	武雄町大字富岡11606
30			北方中学校	北方町大字志久2384-2
31	高等学校	大町町	杵島商業高等学校	大字大町2039
32		武雄市	武雄高等学校	武雄町大字武雄5540-2

出典：「佐賀県子育て応援情報 施設案内[保育園]」

(平成23年4月、佐賀県くらし環境本部こども未来課)

「平成23年度佐賀県の学校一覧表」(平成23年11月、佐賀県教育委員会教育情報化推進室)



凡 例

- | | | | |
|-------|------|---|------|
| — — | 対象区域 | ○ | 中学校 |
| - . - | 市町境 | ■ | 高等学校 |
| ▲ | 保育所 | | |
| ▼ | 幼稚園 | | |
| ● | 小学校 | | |

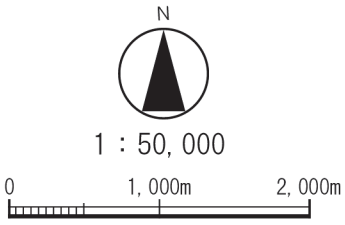


図 3.2-7 教育施設等

出典：「平成23年度佐賀県の学校一覧表」（平成23年11月、佐賀県教育委員会教育情報化推進室）
「子育て応援情報」（平成23年4月、佐賀県くらし環境本部こども未来課）

(2) 医療機関・福祉施設の状況

江北町、大町町及び武雄市の医療機関・福祉施設の状況は、表 3.2-15 に示すとおりである。また、調査対象地域に存在する医療機関・福祉施設は表 3.2-16、表 3.2-17 及び図 3.2-8 に示すとおりである。

表 3.2-15 医療機関・福祉施設の状況

福祉施設：平成 23 年 10 月 1 日現在
そ の 他：平成 22 年 10 月 1 日現在

地区 \ 種類	病 院	一 般 診療所	歯 科 診療所	福祉施設
佐賀県	110	699	422	344
江北町	3	5	4	5
大町町	2	4	3	5
武雄市	6	48	23	27

出典：「平成 22 年医療施設調査・病院報告」
(平成 24 年 3 月、佐賀県健康福祉本部医務課)
「平成 23 年版佐賀県統計年鑑」
(平成 24 年 7 月、佐賀県経営支援本部統計調査課)

表 3.2-16 医療機関（病院）

平成 22 年 10 月 1 日現在

番号	種類	市町	施設名	所在地	病床数
1	病 院	江北町	古賀小児科内科病院	大字上小田 280-1	28
2			古賀病院	大字上小田 1150	60
3			医療法人 武岡病院	大字山口 1282	30
4		大町町	大町町立病院	大字大町 8878-1	60
5			順天堂病院	大字福母 707-2	115
6		武雄市	副島整形外科病院	武雄町大字富岡 7641-1	58
7			園田病院	武雄町大字武雄 4017	210
8			新武雄病院	武雄町大字富岡 12628	135
9			医療法人敬和会持田病院	武雄町大字武雄 5858-1	47
10			医療法人篠田整形外科	武雄市朝日町大字甘久 206-3	19

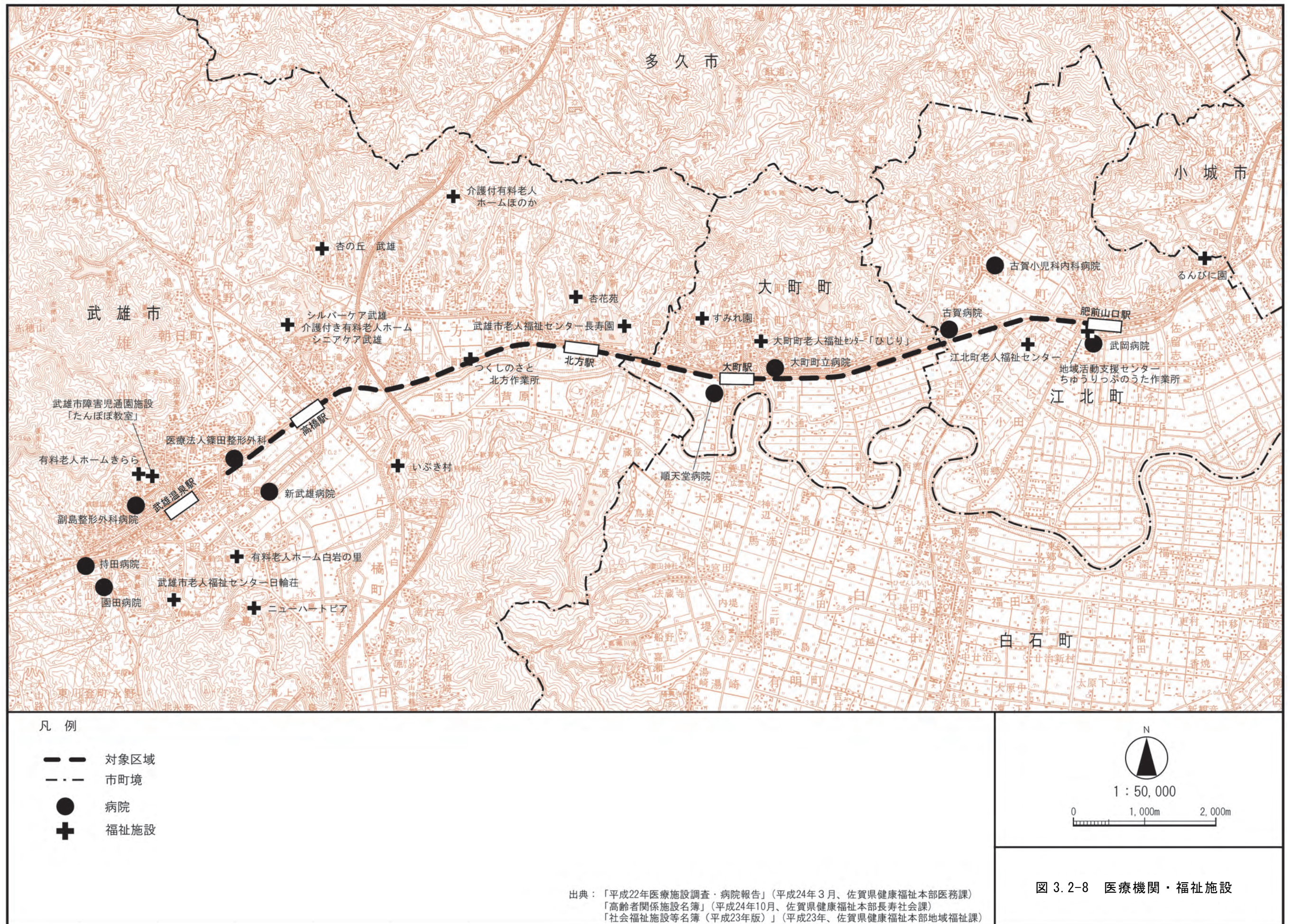
出典：「平成 22 年医療施設調査・病院報告」（平成 24 年 3 月、佐賀県健康福祉本部医務課）
「佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム 99 佐賀ネット」（佐賀県健康福祉本部医務課）

表 3.2-17 福祉施設

平成 23 年 10 月 1 日現在

番号	種類	市町	施設名	所在地
1	養護老人ホーム	武雄市	シルバーケア武雄	朝日町大字甘久 4269-28
2	ケアハウス	江北町	るんびに園	大字惣領分 4153
3		大町町	すみれ園	大字福母 3031-1
4	老人福祉 センター	江北町	江北町老人福祉センター	大字山口 2645-1
5		大町町	大町町老人福祉センター 「ひじり」	大字福母 2431-28
6		武雄市	武雄市老人福祉センター 日輪荘	武雄町大字武雄 4341
7			武雄市老人福祉センター 長寿園	北方町大字志久 5772-3
8	特別養護 老人ホーム	江北町	るんびに園	大字惣領分 4153
9		大町町	すみれ園	大字福母 3031-1
10		武雄市	杏花苑	北方町大字志久 4528-6
11	有料老人ホーム	武雄市	ニューハートピア	武雄町大字永島 15750-1
12			有料老人ホーム きらら	武雄町大字富岡 9576-1
13			介護付有料老人ホームシニアケアたけお	朝日町大字甘久 4269-28
14			有料老人ホーム白岩の里	武雄町大字永島 15027-1
15			介護付有料老人ホームほのか	北方町大字大崎 2367-3
16			杏の丘 武雄	北方町大字大崎 5025-49
17	地域活動支援センター	江北町	地域活動支援センター ちゅうりっぷのうた作業所	大字山口 1399-1
18	児童サービス	武雄市	武雄市障害児通園施設 「たんぼぼ教室」	武雄町大字富岡9107
19	就労継続支援 (B型)	武雄市	つくしのさと北方作業所	北方町大字志久1241-4
20	短期入所	江北町	特別養護老人ホームるんびに園	大字惣領分 4153
21		武雄市	障害福祉サービス事業 杏花苑	北方町大字志久 4528-6
22	知的障害者通所 授産施設	武雄市	いぶき村	橘町大字芦原5683-15

出典：「社会福祉施設等名簿（平成 23 年版）」（平成 23 年、佐賀県健康福祉本部地域福祉課）



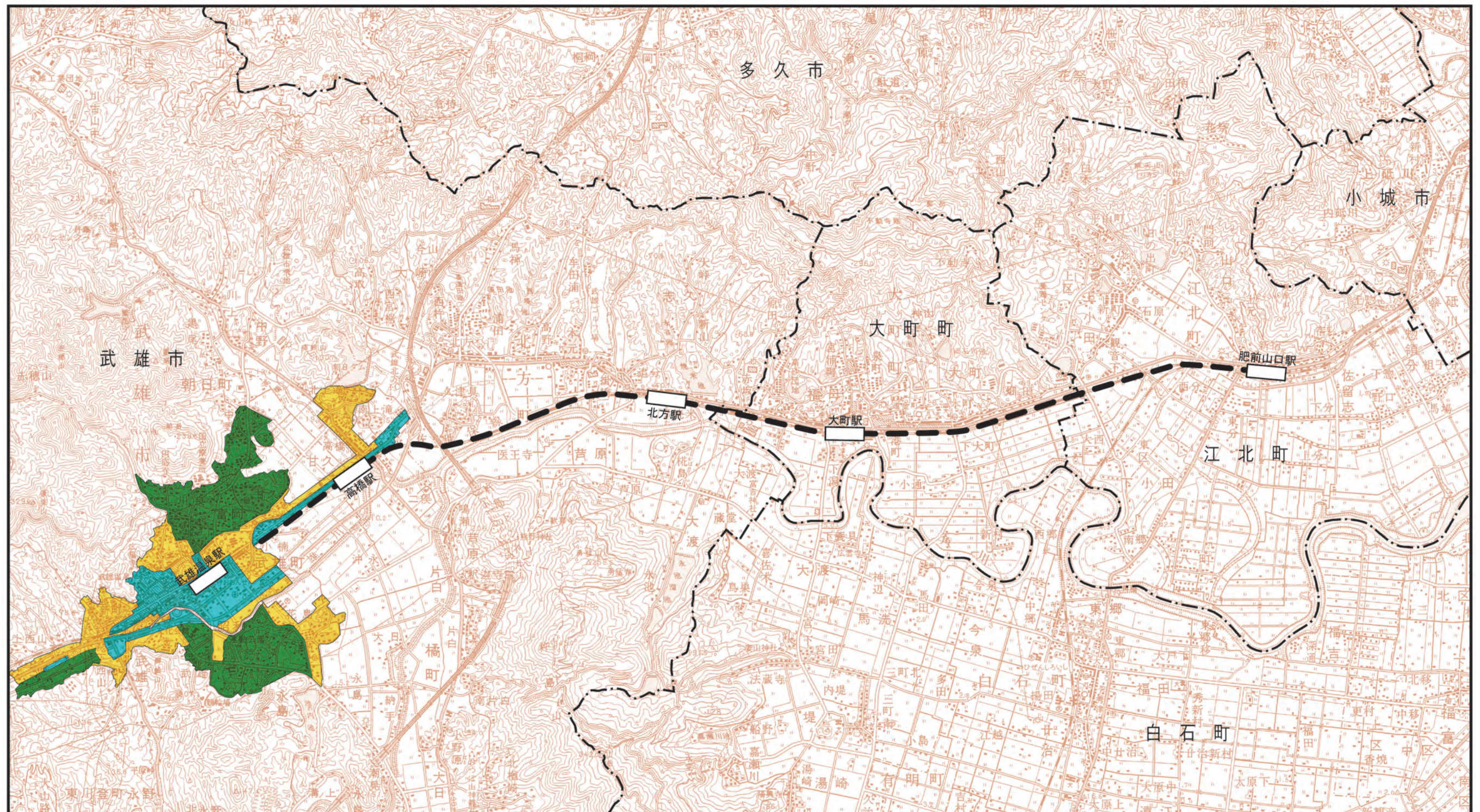
7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型

調査対象地域における「環境基本法」(平成5年11月19日、法律第91号)第16条第1項及び第2項の規定に基づく「騒音に係る環境基準の地域類型指定」(平成24年3月30日、佐賀県告示第120号)、(平成24年3月30日、武雄市告示第32号)による地域の類型は図3.2-9に示すとおりである。また、騒音に係る環境基準は表3.1-9(p.3.1-14)に示すとおりである。

(2) 騒音規制法に基づく自動車騒音に係る許容限度に係る区域の区分

調査対象地域における「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日、総理府令第15号)の規定に基づく「指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の別表の備考に規定するa区域、b区域及びc区域」(平成24年3月30日、佐賀県告示第121号)、(平成24年3月30日、武雄市告示第35号)による区域の区分は図3.2-10に示すとおりである。また、自動車騒音に係る許容限度(要請限度)は表3.1-10(p.3.1-15)に示すとおりである。



凡 例

- — 対象区域
- . - 市町境
- A類型
- B類型
- C類型

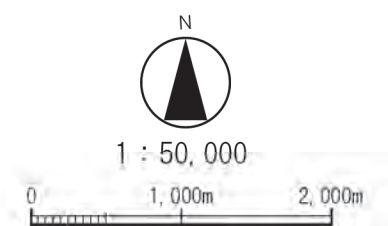
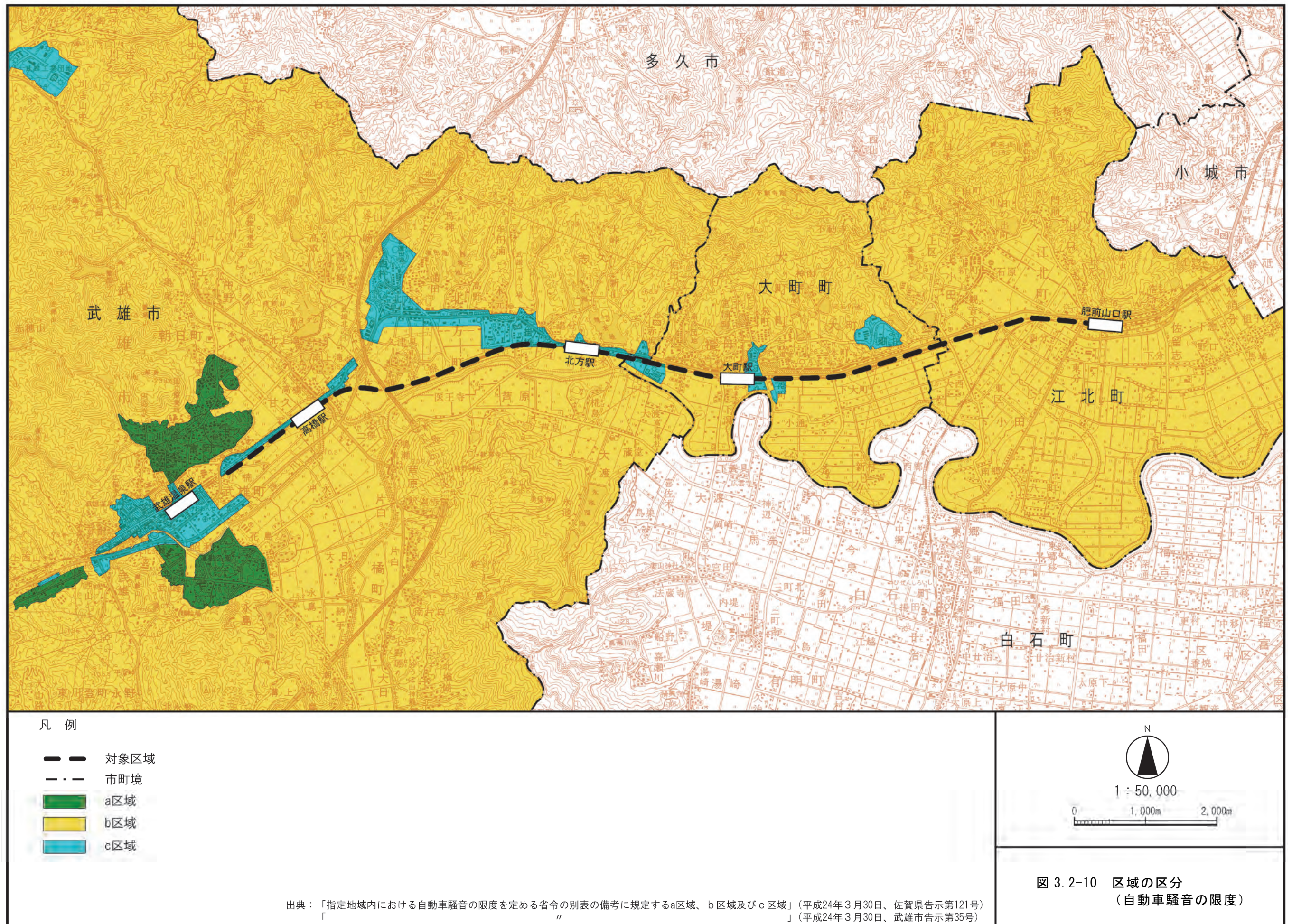


図 3.2-9 地域の類型
(騒音に係る環境基準)

出典：「騒音に係る環境基準の地域類型指定」(平成24年3月30日、佐賀県告示第120号)
「 」(平成24年3月30日、武雄市告示第32号)



(3) 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域

佐賀県では「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日、法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第 1 号に規定する区域」（平成 4 年 7 月 30 日、佐賀県告示第 400 号）、（平成 24 年 3 月 30 日、武雄市告示第 34 号）により、特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を、「騒音規制法に基づく騒音の規制地域により定められた第一種区域、第二種区域、第三種区域の全域及び第四種区域のうち定められた施設※の敷地の境界線から 80m 以内の区域」と指定している。

なお、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年、厚生省・建設省告示 1 号）は、表 3.2-18 に示すとおりである。

※ 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム

表 3.2-18 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別	区域	基準
基準値	第 1 号区域	85デシベルを超える大きさのものでないこと。
	第 2 号区域	
作業時刻	第 1 号区域	午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと。
	第 2 号区域	午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと。
1 日当たりの作業時間	第 1 号区域	1 日 10 時間を超えないこと。
	第 2 号区域	1 日 14 時間を超えないこと。
作業の期間	第 1 号区域	連続して 6 日を超えないこと。
	第 2 号区域	
作業日	第 1 号区域	日曜日その他の休日でないこと。
	第 2 号区域	

注 1 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。

- ・くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（アースオーガーと併用する作業を除く。）
- ・びょう打機を使用する作業
- ・さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。）
- ・空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- ・コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- ・バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
- ・トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業
- ・ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業

注 2 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値。

注 3 基準値を超える大きさの騒音を発生する場合に勧告又は命令を行うに当たり、1 日における作業時間を「1 日当たりの作業時間」欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができる。

注 4 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

注 5 規制区域は以下に示すとおりである。

1 号区域：第一種区域、第二種区域及び第三種区域の全域並びに第四種区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から 80m までの区域

（ア）学校 （イ）保育所 （ウ）病院、患者を収容する施設を有する診療所 （エ）図書館
（オ）特別養護老人ホーム

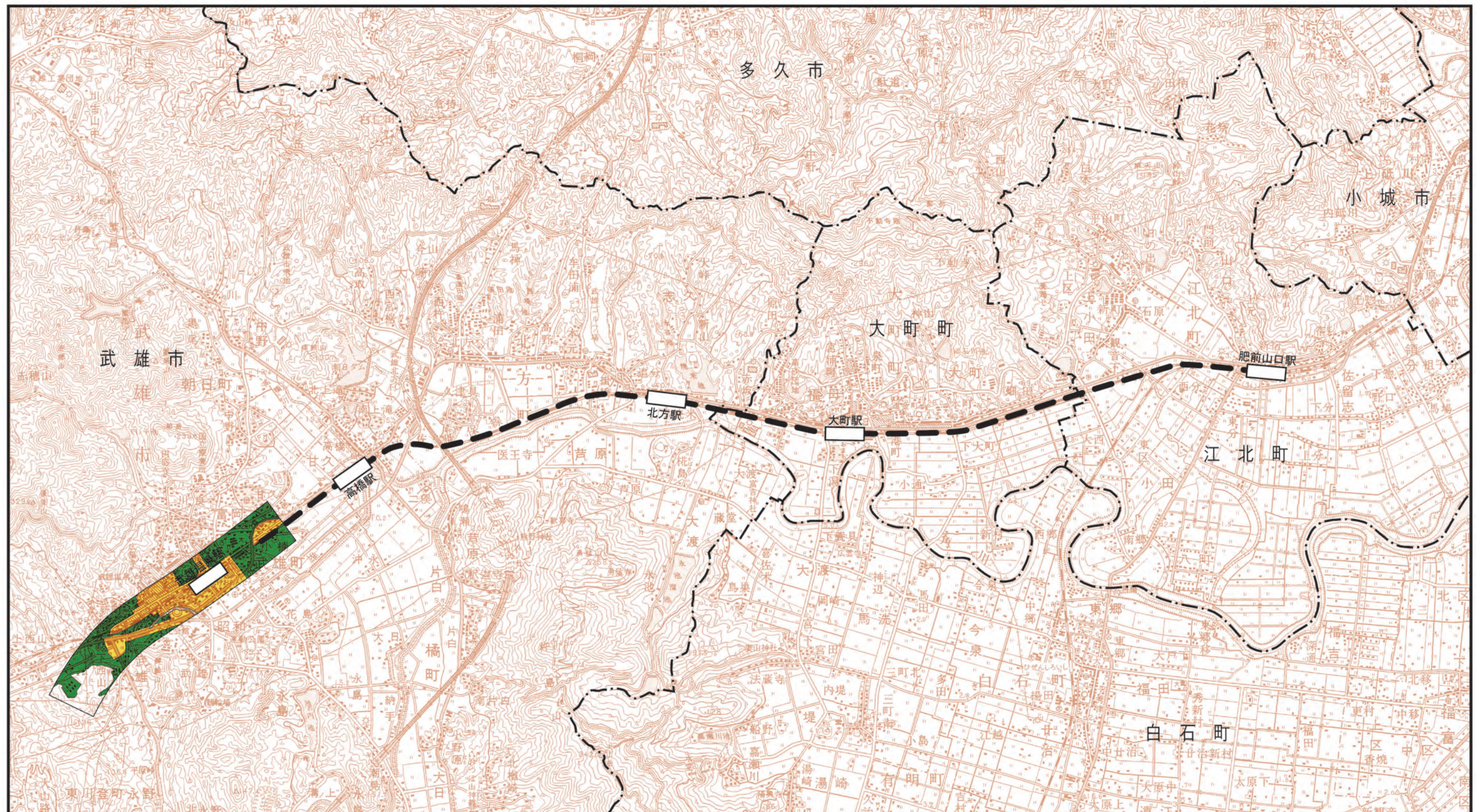
2 号区域：第四種区域のうち、第 1 号区域を除く区域

(4) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型

調査対象地域における「環境基本法」(平成5年11月19日、法律第91号)第16条第1項及び第2項の規定に基づく「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年3月30日、佐賀県告示第120号)による地域の類型は図3.2-11に示すとおりである。また、新幹線鉄道騒音に係る環境基準は表3.1-11(p.3.1-16)に示すとおりである。

(5) 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

調査対象地域では、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年12月20日、環大一第174号)に該当する新設又は改良は実施されていない。



凡 例

- — 対象区域
- . - 市町境
- I 類型
- II 類型

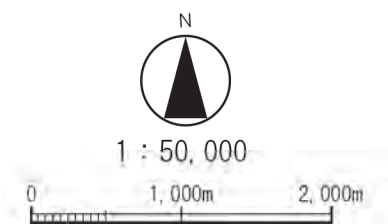
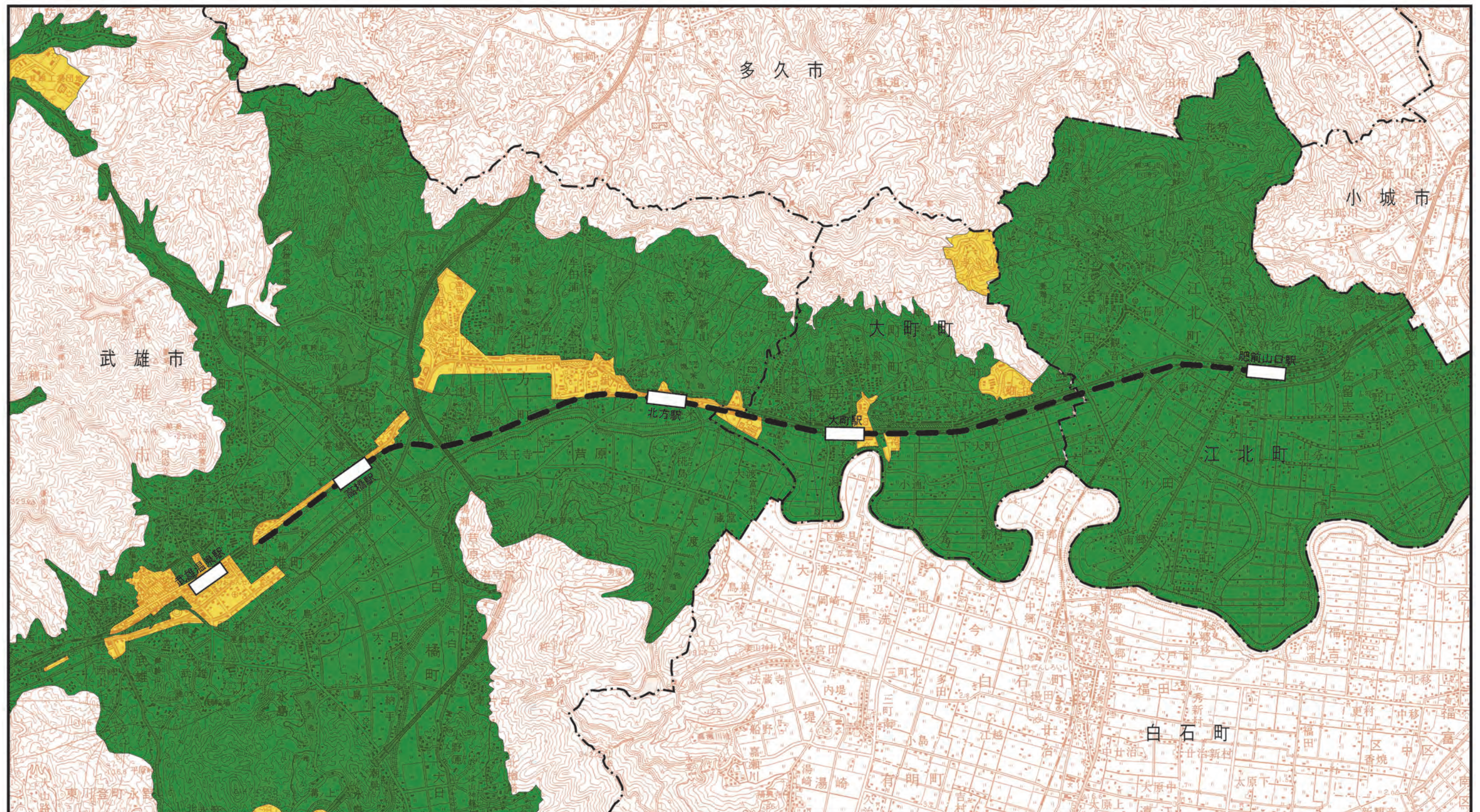


図 3.2-11 地域の類型
(新幹線鉄道騒音の環境基準)

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年3月30日、佐賀県告示第120号)

(6) 振動規制法に基づく道路交通振動の限度に係る区域の区分

調査対象地域における「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日、総理府令第 58 号)の規定に基づく「振動規制法施行規則別表第 2 の備考の 1 に規定する区域及び同備考の 2 に規定する時間」(平成 4 年 7 月 30 日、佐賀県告示第 404 号)、(平成 24 年 3 月 30 日、武雄市告示第 38 号)による区域の区分は図 3.2-12 に示すとおりである。また、道路交通振動の限度(要請限度)は表 3.1-14 (p.3.1-18)に示すとおりである。



凡 例

- — 対象区域
- . - 市町境
- 第一種地域
- 第二種地域

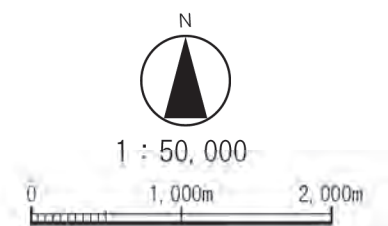


図 3.2-12 区域の区分
(道路交通振動の限度)

出典：「振動規制法施行規則別表第2の備考の1に規定する区域及び同備考の2に規定する時間」(平成4年7月30日、佐賀県告示第404号)
(平成24年3月30日、武雄市告示第38号)

(7) 振動規制法に基づく特定建設作業に関する規制に係る区域

佐賀県では「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日、法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、「振動規制法施行規則別表第 1 の付表の第 1 号に規定する区域」（平成 4 年 7 月 30 日、佐賀県告示第 403 号）、（平成 24 年 3 月 30 日、武雄市告示第 37 号）により、「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準により第一種区域として定められた区域の全域及び第二種区域のうち定められた施設※の敷地境界線から 80m 以内の区域」と指定している。

なお、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日、総理府令第 58 号）に基づく「特定建設作業の規制に関する基準」は、表 3.2-19 に示すとおりである。

※ 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム

表 3.2-19 特定建設作業の規制に関する基準

規制種別	区域	基準
基準値	第 1 号区域	75デシベルを超える大きさのものでないこと。
	第 2 号区域	
作業時刻	第 1 号区域	午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと。
	第 2 号区域	午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと。
1 日当たりの作業時間	第 1 号区域	1 日 10 時間を超えないこと。
	第 2 号区域	1 日 14 時間を超えないこと。
作業の期間	第 1 号区域	連続して 6 日を超えないこと。
	第 2 号区域	
作業日	第 1 号区域	日曜日その他の休日でないこと。
	第 2 号区域	

注 1 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。

- ・くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（アースオーガーと併用する作業を除く。）
- ・びょう打機を使用する作業
- ・さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。）
- ・空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- ・コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- ・バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
- ・トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業
- ・ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業

注 2 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値。

注 3 基準値を超える大きさの騒音を発生する場合に勧告又は命令を行うに当たり、1 日における作業時間を「1 日当たりの作業時間」欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができる。

注 4 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

注 5 規制区域は以下に示すとおりである。

1 号区域：第一種区域の全域及び第二種区域のうち工業地域で次に掲げる施設の敷地の境界線から 80m までの区域

（ア）学校 （イ）保育所 （ウ）病院、患者を収容する施設を有する診療所 （エ）図書館
（オ）特別養護老人ホーム

2 号区域：第二種区域のうち、第 1 号区域以外の区域

(8) 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の種類の指定状況

調査対象地域における環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日、法律第 91 号）に基づく水質汚濁に係る環境基準の種類の指定状況は図 3.1-10（p. 3.1-24）に示すとおりであり、六角川の大日堰より上流の区間が A 類型で、下流の区間が D 類型に指定されている。また、水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準（河川））は表 3.1-19（pp. 3.1-28～3.1-29）及び表 3.1-20（p. 3.1-30）に示すとおりである。

(9) 水質汚濁防止法に基づく指定地域

調査対象地域は、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日、法律第 138 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定による指定地域を定める「水質汚濁防止法施行令」（昭和 46 年 6 月、政令第 188 号）第 4 条の 2 第 1 項で定められた指定地域に該当しない。

なお、佐賀県においては、総量規制の指定地域は存在しない。

(10) 土壌汚染対策法に基づく指定地域

調査対象地域では、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日、法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく指定地域は存在しない。

(11) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息等保護区

調査対象地域には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日、法律第 75 号）に基づき指定された野生生物の生息地及び生息等保護区は存在しない。

(12) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等

調査対象地域における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日、法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区の指定状況は、図 3.2-13 に示すとおりである。

調査対象地域では、「高野」、「鬼の鼻山」及び「水堂」の 3 つが鳥獣保護区として指定されている。

(13) 自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域

調査対象地域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日、法律第 85 号）に基づく「原生自然環境保全地域」及び「自然環境保全地域」は存在しない。

(14) 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区

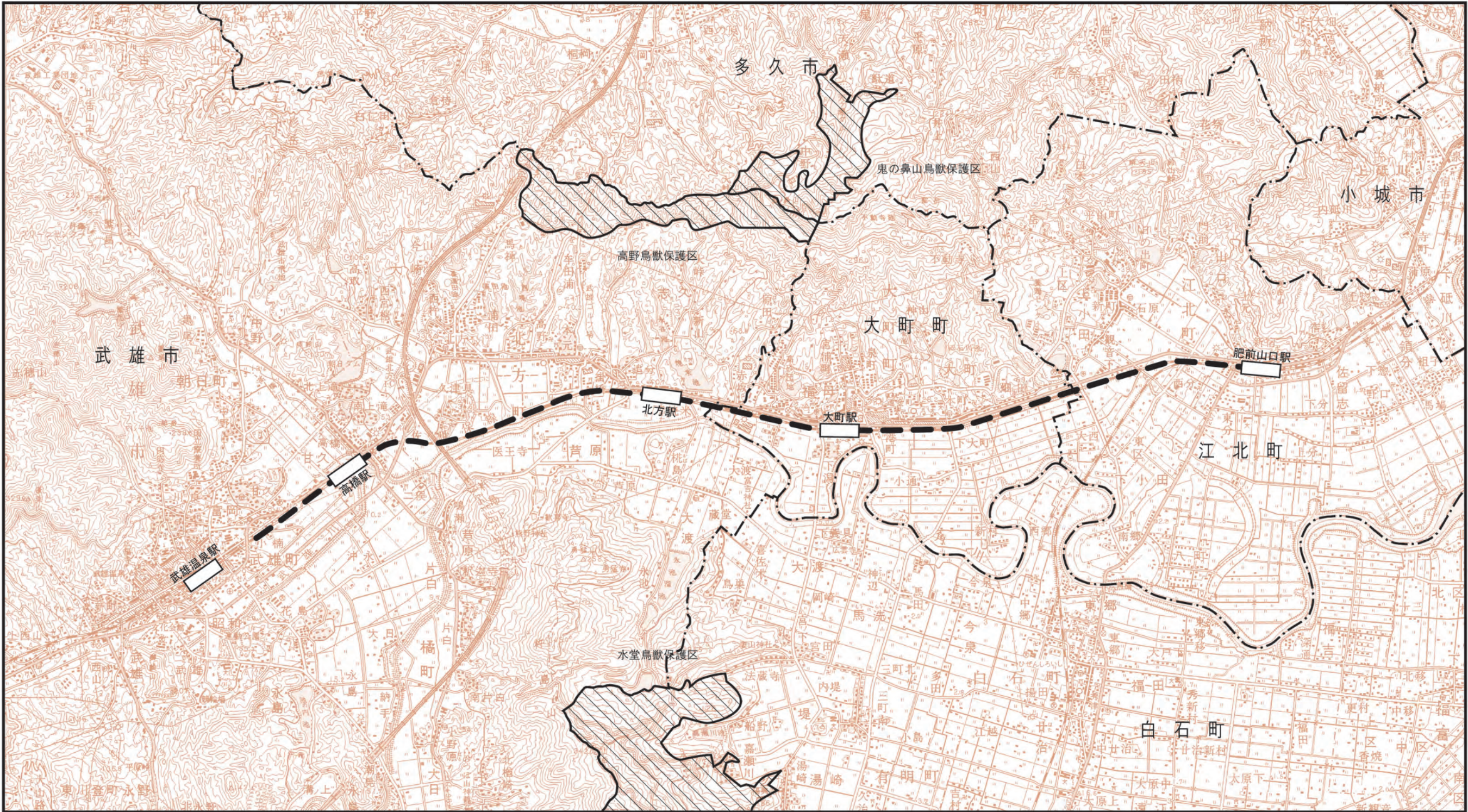
調査対象地域における「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月 1 日、法律第 72 号)に基づく「特別緑地保全地区」は存在しない。

(15) 自然公園法に基づく公園

調査対象地域には、「自然公園法」(昭和 32 年 6 月 1 日、法律第 161 号)に基づく「国立公園」、「国定公園」及び佐賀県立自然公園条例(昭和 32 年 12 月 27 日、佐賀県条例第 50 号)に基づく「県立自然公園」は存在しない。

(16) 都市計画法に基づく風致地区

調査対象地域には、「都市計画法」(昭和 43 年 6 月 15 日、法律第 100 号)に基づく「風致地区」は存在しない。



凡 例

- 対象区域
- 市町境
- 鳥獣保護区

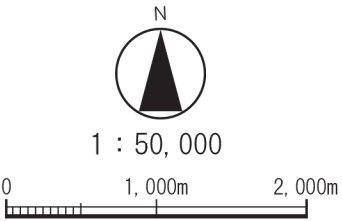


図 3.2-13 鳥獣保護区

出典：「鳥獣保護区等位置図」（平成23年11月、佐賀県農林水産商工本部生産者支援課）

(17) 文化財保護法等に基づく名勝又は天然記念物

調査対象地域には「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日、法律第 214 号)に基づき指定されている国指定天然記念物として「カササギ生息地」が存在し、「佐賀県文化財保護条例」(昭和 51 年 3 月 30 日、条例第 22 号)に基づき指定されている県指定天然記念物として「大聖寺のまき」が存在している。

調査対象地域の史跡・文化財等の状況は表 3.2-20 に、埋蔵文化財等の状況は表 3.2-21 に、その位置は図 3.2-14 に示すとおりである。

表 3.2-20(1) 史跡・文化財等一覧(国・県指定)

番号	名称	区分	指定年月
1	木造四天王立像	国指定重要文化財(彫刻)	昭和25年 8 月29日
2	木造釈迦如来坐像	県指定重要文化財(彫刻)	昭和60年 3 月20日
3	銅造薬師如来立像(承安貳年十月日の銘あり)		昭和34年 3 月20日
4	源頼朝加判平盛時奉書	県指定重要文化財(古文書)	昭和28年11月 3 日
5	鶴田家文書(因幡守勝系)		平成 9 年 5 月 9 日
6	武雄温泉新館及び楼門	国指定重要文化財(建造物)	平成17年 7 月22日
7	銅銚	県指定重要文化財(考古資料)	昭和52年 3 月11日
8	潮見古墳出土遺物		昭和54年 3 月31日
9	矢ノ浦古墳出土変形獣帯鏡		昭和55年 3 月21日
10	矢ノ浦経塚出土遺物		昭和55年 3 月21日
11	茂手遺跡出土有鉤釧形銅製品		昭和57年 3 月19日
12	みやこ遺跡出土木製鞍前輪		平成元年 3 月27日
13	釈迦寺遺跡出土遺物		平成 3 年 3 月30日
14	武雄の荒踊(※中野の荒踊)	国指定重要無形民俗文化財	昭和52年 5 月17日
15	面浮立絵馬	県指定重要有形民俗文化財	昭和54年 3 月31日
16	おつぼ山神籠石	国指定史跡	昭和41年 6 月21日
17	潮見古墳	県指定史跡	昭和54年 3 月31日
18	矢ノ浦古墳		昭和55年 3 月21日
19	多蛇古墳(一号墳)		平成 6 年 3 月31日
—	カササギ生息地	国指定天然記念物	大正12年 3 月 7 日
20	大聖寺のまき	県指定天然記念物	昭和53年 3 月20日
21	如蘭塾塾舎及び寄宿舍、如蘭塾迎賓館	国登録有形文化財(建造物)	平成11年 9 月 7 日
22	桑原家住宅主屋		平成17年 8 月 2 日
23	旧武雄呂主鍋島氏別邸庭園(御船山楽園)	国登録記念物	平成22年 2 月22日
24	土井家住宅	国重要文化財(建造物)	昭和49年 2 月 5 日
25	武雄鍋島家洋学関係資料	国指定重要文化財(歴史資料)	平成26年 8 月21日

出典:「佐賀県の文化財紹介」(平成 24 年 6 月、佐賀県教育庁文化財課)

表 3.2-20(2) 史跡・文化財等一覧（市指定）

番号	名称	区分	指定年月
26	武雄の大楠	市指定天然記念物	昭和45年 7 月15日
27	武雄神社の肥前鳥居	市指定重要文化財	昭和48年 2 月20日
28	潮見神社の懸仏		昭和48年 2 月20日
29	銅鐘		昭和49年 4 月15日
30	石造八並の塔		昭和49年 4 月15日
31	円応寺の半鐘		昭和54年 4 月12日
32	志久七囃子浮立	市指定重要無形民俗文化財	昭和58年12月17日
33	西福寺の半鐘	市指定重要文化財	昭和60年 4 月22日
34	塚崎の大楠	市指定天然記念物	昭和60年 4 月22日
35	大日の皮浮立	市指定重要無形民俗文化財	昭和62年 4 月 1 日
36	円応寺アーチ型石門	市指定重要文化財	平成 5 年 4 月30日
37	円応寺鳥居型石門		平成 5 年 4 月30日
38	木造後藤貴明公像		平成 7 年 5 月 2 日
39	武雄供日の流鏑馬行事	市指定重要無形民俗文化財	平成 7 年11月 8 日
40	有馬之戦役死者慰霊碑	市指定重要文化財	平成10年 4 月 3 日
41	俱利伽羅龍王碑		平成11年 4 月30日
42	陽刻線描宝塔		平成15年 3 月27日
43	大副の磨崖十三仏種子	市指定史跡	平成22年 3 月29日
44	川古窯ノ谷下窯跡		平成23年 3 月25日

出典：「武雄市の文化財」（平成 27 年 6 月、武雄市教育委員会文化・学習課文化財係）

表 3.2-21(1) 埋蔵文化財等一覧(江北町(1))

遺跡 番号	遺跡の名称	所在地	旧 石 器	縄 文	弥 生	古 墳	奈 良	平 安	中 世	近 世	近 代	備 考
江 001	白木遺跡	大字山口字白木、前久保		散								
江 002	笠山遺跡	大字山口字笠山		散								
江 003	笠山Ⅱ遺跡	大字山口字笠山		墳								
江 004	宝満遺跡	大字山口字宝満		散								
江 005	峯ノ上北遺跡	大字山口字峯ノ上	散	散			散	散				
江 006	峯ノ上南遺跡	大字山口字峯ノ上		散								
江 007	峯ノ上古墳群	大字山口字峯ノ上、上久保				古						
江 008	上久保遺跡	大字山口字上久保		散								
江 009	東百合野遺跡	大字山口字東百合野		散								
江 010	葉山遺跡	大字山口字葉山		散								
江 011	西百合野遺跡	大字山口字西百合野		集					集			
江 012	横谷遺跡	大字山口字横谷		散								
江 013	大谷遺跡	大字山口字大谷		散								
江 014	浦山古墳群	大字山口字浦山、大字上小田字小坂				古						
江 015	西浦遺跡	大字山口字西浦、浦山		散	散	散	散	散				
江 016	鹿ノ口遺跡	大字上小田字鹿ノ口、小田山		散		散			散			
江 017	岩屋遺跡	大字上小田字岩屋、菖蒲谷		散		散			散			
江 018	菖蒲谷遺跡	大字上小田字菖蒲谷		散	散							
江 019	丸尾遺跡	大字上小田字丸尾		散								
江 020	岳遺跡	大字上小田字岳		散	散	散			散			
江 021	団子前遺跡	大字上小田字団子前		散	散				散	散		
江 022	道徳遺跡	大字上小田字道徳		散					社			
江 023	山中遺跡	大字上小田字山中		散	散	散			社			
江 024	乙宮山城跡	大字上小田字山中							城			
江 025	大森遺跡	大字上小田字大森		散	散	散						
江 026	焼石遺跡	大字上小田字焼石、権現		散	集				城・集			
江 027	馬場北遺跡	大字上小田字馬場北			集	散	散	散	集			
江 028	馬場南遺跡	大字上小田字馬場南			集	散	散	散	集			
江 029	猶原遺跡	大字上小田字猶原、松本		散	散	散						
江 030	猶原古墳群	大字上小田字猶原、松本、山中				古						
江 031	谷川遺跡	大字上小田字谷川、松本		散	散	散	散	散	散			
江 032	畑分遺跡	大字上小田字畑分		散	散	散	散	散	散			
江 033	田尻遺跡	大字上小田字田尻、鈴山		散	散	散	散	散	散			
江 034	城野山城跡	大字山口字田尻							城			
江 035	柳谷遺跡	大字山口字柳谷、田尻		散	散							
江 036	柳谷古墳群	大字山口字柳谷				古						別称「宮原古墳群」
江 037	土元古墳群	大字山口字新山、柳谷、土元				古						別称「新山古墳群」
江 038	浦ノ谷遺跡	大字山口字浦ノ谷、土元			散							
江 039	御嶽山遺跡	大字山口字新山、大字惣領分字一本松								烽・散		
江 040	菓籠遺跡	大字惣領分字菓籠		散								
江 041	片平遺跡	大字惣領分字片平			散	散						
江 042	宿浦遺跡	大字惣領分字宿浦、一本松	散		墳	墳	散	散	散			

※ 散：散布地、窯：窯跡、城：城館跡、古：古墳、墳：墳墓、集：集落跡、社：社寺跡、経：経塚、
出：出土地、祭：祭祀遺跡、神：神籠石、郷：郷倉跡、役：役所跡、生：生産遺跡、信：信仰遺跡、
烽：烽火台跡

出典：「佐賀県遺跡地図」（平成22年3月、佐賀県教育委員会）

表 3.2-21(2) 埋蔵文化財等一覧(江北町(2))

遺跡 番号	遺跡の名称	所在地	旧 石 器	縄 文	弥 生	古 墳	奈 良	平 安	中 世	近 世	近 代	備 考
江 043	惣領分一本松遺跡	大字惣領分字一本松							集			
江 044	谷頭遺跡	大字佐留志字谷頭、丸尾							散			
江 045	高砂遺跡	大字佐留志字高砂		散					散			
江 046	佐留志一本松遺跡	大字佐留志字一本松							集			
江 047	堤雄峰火台跡	大字惣領分上惣、大字佐留志字一本松								烽		
江 048	山口一本杉遺跡	大字山口字一本杉				墳						
江 049	山口四本杉遺跡	大字山口字四本杉							散			
江 050	山口城跡	大字山口字黒木							城・散			
江 051	佐留志遺跡	大字佐留志字三本松							集	集		
江 052	佐留志城跡	大字佐留志字三本松							城・散			
江 053	祖子分遺跡	大字惣領分字五本松、切田籠、村内、江口							集	集		

※ 散：散布地、窯：窯跡、城：城館跡、古：古墳、墳：墳墓、集：集落跡、社：社寺跡、経：経塚、
出：出土地、祭：祭祀遺跡、神：神籠石、郷：郷倉跡、役：役所跡、生：生産遺跡、信：信仰遺跡、
烽：烽火台跡

出典：「佐賀県遺跡地図」（平成 22 年 3 月、佐賀県教育委員会）

表 3.2-21(3) 埋蔵文化財等一覧（大町町）

遺跡 番号	遺跡の名称	所在地	旧 石 器	縄 文	弥 生	古 墳	奈 良	平 安	中 世	近 世	近 代	備 考
大 001	鬼ノ鼻遺跡	大字大町字杉谷竈、大字福母字前髪山、古場山	散									
大 002	前髪山遺跡	大字福母字前髪山	散									
大 003	弁天遺跡	大字大町字弁天竈、杉谷竈	散	散					城			
大 004	不動寺遺跡	大字大町字不動寺竈							集			
大 005	古場山遺跡	大字福母字古場山							城			
大 006	大久保遺跡	大字福母字大久保		散		散			散			
大 007	大山神社遺跡	大字福母字中尾				散						
大 008	中尾遺跡	大字福母字中尾		散	散	散			散			
大 009	弥護原遺跡	大字福母字弥護原		散								
大 010	仏法堤経塚	大字福母字仏法						経				湮滅
大 011	福母城跡	大字福母字城山							城			
大 012	神山遺跡	大字大町字紫原竈、砥石川竈、高尾竈		散								
大 013	込堂遺跡	大字大町字紫原竈、今寺竈、杉谷竈		散		散						
大 014	開田遺跡	大字福母字開田			散							
大 015	千場遺跡	大字福母字千場			散							
大 016	福母六本柳遺跡	大字福母字六本柳			散							
大 017	慈雲山遺跡	大字福母字慈雲山、古八幡、市場			散	散	散	散	散			
大 018	福母山陣跡	大字福母字城山							城			
大 019	鬼塚古墳群	大字福母字古八幡				古						
大 020	福母一本杉遺跡	大字福母字一本杉			散	散	散	散	散			
大 021	寺口遺跡	大字大町字杉谷竈				散						
大 022	杉谷遺跡	大字大町字杉谷竈		散	散	散	散	散	散			
大 023	今寺遺跡	大字大町字今寺竈		散	散	散	散	散	散			
大 024	道金塚古墳	大字大町字今寺竈				古						湮滅
大 025	花浦遺跡	大字大町字花浦竈			散	散	散	散	散			
大 026	川原山遺跡	大字大町字川原山竈、一本黒木竈		散	散	散			散			
大 027	小通砦跡	大字大町字小通竈							城			
大 028	中小場遺跡	大字大町字中小場竈、不動寺竈		散								
大 029	大畑ヶ竈古墳群	大字大町字大畑ヶ竈、峯山竈				古						
大 030	堤谷遺跡	大字大町字堤谷竈		散	散							
大 031	横辺田代官所跡	大字大町字浦川内竈、竹山竈								役		
大 032	正治山遺跡	大字大町字正治山竈、三本松竈				散	散	散	散			

※ 散：散布地、窯：窯跡、城：城館跡、古：古墳、墳：墳墓、集：集落跡、社：社寺跡、経：経塚、出：出土地、祭：祭祀遺跡、神：神籠石、郷：郷倉跡、役：役所跡、生：生産遺跡、信：信仰遺跡、烽：烽火台跡

出典：「佐賀県遺跡地図」（平成 22 年 3 月、佐賀県教育委員会）

表 3. 2-21 (4) 埋蔵文化財等一覧 (武雄市(1))

遺跡 番号	遺跡の名称	所在地	旧 石 器	縄 文	弥 生	古 墳	奈 良	平 安	中 世	近 世	近 代	備 考
武 017	宮崎遺跡	若木町大字川戸字宮崎		散								
武 018	次郎ヶ谷遺跡	若木町大字川戸字次郎ヶ谷		散								
武 023	道免木遺跡	若木町大字川戸字道免木		散								湮滅
武 024	九浦遺跡	若木町大字川戸字九浦		散								
武 025	万場遺跡	若木町大字川戸字万場、九浦		散								
武 026	向畑遺跡	若木町大字川戸字向畑		散								
武 066	菅ノ谷遺跡	若木町大字川戸字菅ノ谷		散								
武 141	岩名口遺跡	武雄町大字武雄字岩名口		散								
武 174	柿ノ元遺跡	若木町大字川古字柿ノ元		散								湮滅
武 175	商人山窯跡群	若木町大字川古字林副、中島								窯		陶磁器窯跡
武 176	火口谷窯跡	若木町大字川古字戸別当								窯		陶磁器窯跡
武 177	中山遺跡	若木町大字川戸字中山		散								
武 178	黒肌遺跡	北方町大字大崎字黒肌		散								
武 179	勢屯山陣跡	北方町大字牧、白仁田							城			
武 180	牧窯跡群	北方町大字大崎字牧						窯				
武 181	戸別当遺跡	若木町大字川古字戸別当		散								陶磁器窯跡
武 182	見上尾窯跡	若木町大字川古字戸別当								窯		陶磁器窯跡
武 183	戸別当窯跡	若木町大字川古字戸別当								窯		陶磁器窯跡
武 184	川古窯ノ谷上窯跡	若木町大字川古字釜ヶ谷								窯		陶磁器窯跡
武 185	焼ヶ峯2号窯跡	朝日町大字中野字半上								窯		陶磁器窯跡
武 186	焼ヶ峯1号窯跡	朝日町大字中野字半上								窯		陶磁器窯跡
武 187	戸坂遺跡	朝日町大字中野字戸坂		散								
武 188	半上遺跡	朝日町大字中野字半上		散	散							
武 189	番人山古墳群	朝日町大字中野字伏原				古						
武 190	伏原遺跡	朝日町大字中野字伏原		散								
武 191	川上中小路遺跡	朝日町大字中野字中ノ小路		散	散	散						
武 192	川上鬼塚古墳	朝日町大字中野字中ノ小路				古						
武 193	丸山古墳	朝日町大字中野字中ノ小路				古						
武 194	天神原遺跡	北方町大字大崎字天神原			散	散	墳	墳				
武 195	舟木遺跡	北方町大字大崎字舟木				散						
武 196	大西遺跡	北方町大字大崎字大西				散						
武 197	八龍遺跡	北方町大字大崎字八龍			墳	墳	墳	墳	散			
武 198	高取遺跡	北方町大字大崎字高取		散	散							
武 199	大崎馬場遺跡	北方町大字大崎字馬場			散	散						
武 200	西浦遺跡	北方町大字大崎字西浦		散	墳・集	墳	集	集	集			
武 201	前城跡	北方町大字大崎字桜木							城			
武 202	経田遺跡	北方町大字大崎字経田、桜浪			散	散	集	集	集			
武 203	蓮池遺跡	北方町大字大崎字蓮池		散	散	散						
武 204	桜木遺跡	北方町大字大崎字桜木		散	散	散						
武 205	陳内遺跡	北方町大字大崎字陳内			散		散	散	散			
武 206	陳内古墳	北方町大字大崎字陳内				古						
武 207	松瀬戸遺跡	北方町大字大崎字松瀬戸		散	散	散						
武 208	立山遺跡	北方町大字大崎字立山、五反田、今山		散	散							
武 209	立山古墳群	北方町大字大崎字立山				古						
武 210	室ノ木遺跡	北方町大字大崎字室ノ木、今山			散	墳						

※ 散：散布地、窯：窯跡、城：城館跡、古：古墳、墳：墳墓、集：集落跡、社：社寺跡、経：経塚、
出：出土地、祭：祭祀遺跡、神：神籠石、郷：郷倉跡、役：役所跡、生：生産遺跡、信：信仰遺跡、
烽：烽火台跡

出典：「佐賀県遺跡地図」（平成 22 年 3 月、佐賀県教育委員会）

表 3. 2-21 (5) 埋蔵文化財等一覧 (武雄市 (2))

遺跡 番号	遺跡の名称	所在地	旧 石器	縄 文	弥 生	古 墳	奈 良	平 安	中 世	近 世	近 代	備 考
武 211	東宮裾遺跡	北方町大字大崎字笹尾、今山元田、六反田、梅ノ尾、柳町、熊本、宮裾町			墳	墳						
武 212	牟田船遺跡	北方町大字大崎字牟田船、平松、小田町			散	散						
武 213	永畑遺跡	北方町大字大崎字永畑、岩ノ羽佐古、丁ノ坪、井手野元、苔ノ谷			散		集	集	城			
武 214	犬神遺跡	北方町大字大崎字犬神、永畑、苔ノ谷			散		集	集	集			
武 215	大崎館遺跡	北方町大字大崎字館、犬神			墳・集		集	集	集			
武 216	黒坊遺跡	北方町大字大崎字黒坊		散			集	集	集			
武 217	岩谷口遺跡	北方町大字大崎字岩谷口		散			集	集	集			
武 218	馬神城跡	北方町大字大崎字前田、車田							城			
武 219	車田遺跡	北方町大字大崎字車田、桑ノ元、番道田				墳						
武 220	浦田遺跡	北方町大字大崎字浦田			散	散						
武 222	中々遺跡	北方町大字大崎字中々			散	散						
武 223	大副遺跡	北方町大字大崎字大副、寺田、屋敷田、五ノ坪			墳・集	散	集	集	集			
武 224	大副古墳	北方町大字大崎字大副				墳						湮滅
武 225	北猪ノ熊遺跡	北方町大字大崎字猪ノ隈			散	散						
武 226	猪隈城跡	北方町大字大崎字猪ノ隈、武雄市朝日町大字甘久字猪熊							城			旧武雄市の猪熊城跡とは異なる
武 227	南猪ノ熊遺跡	朝日町大字甘久字猪ノ熊		散								
武 228	向野遺跡	北方町大字大崎字向野			墳	墳						
武 229	向野窯跡群	北方町大字大崎字向野				窯						
武 230	向野山城跡	北方町大字大崎字城ノ平							城			
武 231	下次遺跡	北方町大字大崎字下次			散				集			
武 232	上深町遺跡	北方町大字大崎字上深町			散							
武 233	北上滝遺跡	朝日町大字甘久字北上滝、権現ノ元		散	墳	墳						
武 234	八幡平遺跡	朝日町大字甘久字八幡平		散	散	散						
武 235	城之辻遺跡	朝日町大字甘久字城ノ辻		散	散	散						
武 236	森崎遺跡	朝日町大字甘久字森崎		散	集	墳						
武 237	大鹿遺跡	朝日町大字甘久字大鹿			散	散						
武 238	後田遺跡	朝日町大字甘久字後田、大鹿		散	墳							
武 239	久津具遺跡	北方町大字大崎字城ノ東平、城ノ西平、殿町、ソーケ田、筒園、清川、板取、北ノ平、世上町、榎木町、済水町			墳・集	墳	集	集	集			
武 240	久津具城跡	北方町大字大崎字城ノ東平、城ノ西平							城			
武 241	清川古墳	北方町大字大崎字清川				古						
武 242	烏帽子山陣跡	武雄町大字中野字黒尾							城			
武 243	川上古墳	朝田町大字中野字宮原				古						
武 244	館の上遺跡	朝日町大字中野字中館							城			

※ 散：散布地、窯：窯跡、城：城館跡、古：古墳、墳：墳墓、集：集落跡、社：社寺跡、経：経塚、
出：出土地、祭：祭祀遺跡、神：神籠石、郷：郷倉跡、役：役所跡、生：生産遺跡、信：信仰遺跡、
烽：烽火台跡

出典：「佐賀県遺跡地図」（平成 22 年 3 月、佐賀県教育委員会）

表 3. 2-21 (6) 埋蔵文化財等一覧 (武雄市 (3))

遺跡 番号	遺跡の名称	所在地	旧 石 器	縄 文	弥 生	古 墳	奈 良	平 安	中 世	近 世	近 代	備 考
武 245	黒尾神社裏遺跡	朝日町大字中野字館							城			
武 246	黒尾窯跡	朝日町大字中野字館									窯	陶磁器窯跡
武 247	馬ノ谷遺跡	朝日町大字中野字馬ノ谷		散		散						
武 248	牛ノ谷遺跡	朝日町大字中野字牛ノ谷		散								
武 249	藤田遺跡	朝日町大字中野字藤田		散	散	散						
武 250	柏岳陣跡	武雄町大字富岡字川良							城			
武 251	剣谷遺跡	朝日町大字中野字牛ノ谷				散						
武 252	観音山遺跡	朝日町大字中野字藤田		散	散	散						
武 253	中野観音山古墳	朝日町大字中野字藤田				古						湮滅
武 254	磐井砦跡	朝日町大字中野字藤田							城			
武 255	西田遺跡	朝日町大字中野字西田			散	散						
武 256	川良小城跡	武雄町大字富岡字川良							城			
武 257	赤坂遺跡	武雄町大字富岡字赤坂	散	散								
武 258	富岡中島遺跡	武雄町大字富岡字中島		散			散	散	散			
武 259	伝性院裏山城塞跡	武雄町大字富岡字川良							城	社		
武 260	赤尾遺跡	武雄町大字富岡字赤尾		散								
武 261	六ノ角遺跡	武雄町大字富岡字六ノ角		散								
武 262	向遺跡	武雄町大字富岡字向		散	散	散			散			
武 263	五ノ角遺跡	武雄町大字富岡字五ノ角		散		散			散			
武 264	諏訪山城跡	武雄町大字富岡字五ノ角							城			
武 265	山ノ上遺跡	武雄町大字富岡字山ノ上		散								
武 266	川良館跡	武雄町大字富岡字川良							城			
武 267	水谷遺跡	武雄町大字富岡字水谷、赤坂		集		散						
武 268	中野石棺群	朝日町大字中野字牛ノ谷、大字 甘久字柏岳			墳	墳						
武 269	笹尾山遺跡	朝日町大字中野字牛ノ谷	散	散	散	散						
武 270	笹尾山古墳	朝日町大字中野字牛ノ谷				古	経					別称「笹尾山 経塚」
武 271	柳ノ瀬遺跡	朝日町大字甘久字柳ノ瀬		散	散	散						
武 272	甘久淵ノ上遺跡	朝日町大字甘久字淵ノ上		散	散	散						
武 273	外久保遺跡	朝日町大字甘久字外久保		散	散	墳						
武 274	栗原遺跡	朝日町大字甘久字栗原		散	墳・集	墳・集	散	散				
武 275	多蛇古古墳 1 号墳	朝日町大字甘久字栗原				古						県史跡前方 後円墳
武 276	坂ノ上古墳	朝日町大字甘久字栗原				古						
武 277	田崎遺跡	朝日町大字甘久字田崎		散	墳・集	墳						
武 278	三坂遺跡	武雄町大字武雄字三坂		散								
武 279	清水堂遺跡	武雄町大字武雄字清水堂		散								
武 280	童堂遺跡	武雄町大字武雄字童堂		散								
武 281	原畑遺跡	武雄町大字武雄字原畑		散								
武 282	乙田遺跡	武雄町大字武雄字乙田					散		集			
武 283	北ノ浦遺跡	武雄町大字武雄字北ノ浦		散								
武 284	丸隈館跡	武雄町大字武雄							城			
武 285	富岡銅鏡出土地	武雄町大字富岡字六ノ角			出							
武 286	富岡城跡	武雄町大字富岡字西浦							城			
武 287	富岡山下遺跡	武雄町大字富岡字山下		散	散							

※ 散：散布地、窯：窯跡、城：城館跡、古：古墳、墳：墳墓、集：集落跡、社：社寺跡、経：経塚、
出：出土地、祭：祭祀遺跡、神：神籠石、郷：郷倉跡、役：役所跡、生：生産遺跡、信：信仰遺跡、
烽：烽火台跡

出典：「佐賀県遺跡地図」（平成 22 年 3 月、佐賀県教育委員会）

表 3. 2-21 (7) 埋蔵文化財等一覧 (武雄市 (4))

遺跡 番号	遺跡の名称	所在地	旧 石 器	縄 文	弥 生	古 墳	奈 良	平 安	中 世	近 世	近 代	備 考
武 288	梶原遺跡	武雄町大字富岡字梶原		散	墳・集	散			集			
武 289	祇園山古墳群	武雄町大字富岡字梶原				古						
武 290	小楠遺跡	武雄町大字富岡字野田、竹下		散	墳	散						
武 291	竹下古墳群	武雄町大字富岡字竹下				古						湮滅力
武 292	門町遺跡	武雄町大字富岡字門町			集	集						
武 293	三本松古墳	武雄町大字富岡字楠町				古						湮滅
武 294	枯木ノ塔古墳	武雄町大字武雄字枯木ノ塔				古						湮滅
武 295	武雄城跡	武雄町大字武雄字小路								城		
武 296	三ノ丸窯跡	武雄町大字武雄字小路								窯		陶磁器窯跡
武 297	舳岳遺跡	武雄町大字武雄字小路							祭			
武 298	武雄古城跡	武雄町大字武雄字小路							城			
武 299	武雄邑主別邸跡	武雄町大字武雄字迎田、小路、尾ノ上		散						城		
武 300	狩祭遺跡	武雄町大字武雄字狩祭		散								
武 301	四十九重遺跡	武雄町大字武雄字四十九重		散		墳・集						
武 302	野間鬼塚古墳	武雄町大字武雄字四十九重				古						ほぼ湮滅
武 303	永島白岩遺跡	武雄町大字永島字野間				墳		経				ほぼ湮滅
武 304	白岩古墳	武雄町大字永島字白岩				古						湮滅
武 305	白岩遺跡	武雄町大字永島字白岩				散						湮滅
武 306	矢ノ浦遺跡	武雄町大字永島字野間				墳						湮滅
武 307	矢ノ浦古墳	武雄町大字永島字野間				古		経				県史跡前方後円墳
武 308	花島地頭館跡	武雄町大字永島字野間							城			
武 309	上ノ山古墳	武雄町大字永島字野間				古						
武 310	野間峠遺跡	武雄町大字武雄字四十九重、大字永島字野間			散	集						
武 311	野間古墳群	武雄町大字武雄字四十九重、大字永島字知財				古						
武 312	和田遺跡	武雄町大字永島字和田			散	散						
武 313	花島古墳	武雄町大字永島字和田				古						
武 314	木下遺跡	武雄町大字永島字木下			墳	墳						
武 315	正現寺古墳	武雄町大字永島字木下				古						別称「聖権寺古墳」湮滅
武 316	島山城跡	武雄町大字永島字木下							城			
武 317	島山古墳	武雄町大字永島字木下				古						
武 318	村ノ内遺跡	武雄町大字永島字村内			散	散						
武 319	花島観音山古墳	武雄町大字永島字村内				古						
武 320	池ノ内古墳群	武雄町大字永島字知財、山田、丸熊				古						
武 321	剣塚古墳	武雄町大字永島字山田				古						
武 322	永島古墳	武雄町大字永島字鳥越				古						
武 323	幸牟田遺跡	武雄町大字永島字幸牟田				散						
武 324	大別当遺跡	武雄町大字永島字大別当				散						
武 325	納手古墳群	武雄町大字永島字梅坂				古						
武 326	溝ノ上西古墳群	武雄町大字永島字溝ノ上				古						
武 327	溝ノ上東古墳群	武雄町大字永島字溝ノ上				古						
武 328	玉江遺跡	橋町大字永島字北上野			祭	集	集					

※ 散：散布地、窯：窯跡、城：城館跡、古：古墳、墳：墳墓、集：集落跡、社：社寺跡、経：経塚、
出：出土地、祭：祭祀遺跡、神：神籠石、郷：郷倉跡、役：役所跡、生：生産遺跡、信：信仰遺跡、
烽：烽火台跡

出典：「佐賀県遺跡地図」（平成 22 年 3 月、佐賀県教育委員会）

表 3.2-21(8) 埋蔵文化財等一覧(武雄市(5))

遺跡番号	遺跡の名称	所在地	旧石器	縄文	弥生	古墳	奈良	平安	中世	近世	近代	備考
武 329	北上野遺跡	橋町大字永島字北上野			散							
武 330	潮見城跡	武雄町大字永島字潮見、溝ノ上							城			
武 331	長泉寺古墳群	橋町大字永島字潮見				古						
武 332	潮見古墳群	橋町大字永島字潮見				古						
武 333	潮見古墳	橋町大字永島字潮見				古						県史跡
武 334	橋公業館跡	橋町大字永島字潮見							城			
武 335	感応院古墳群	橋町大字永島字潮見				古						
武 336	潮見遺跡	橋町大字永島字潮見			集	集			集			
武 337	郷ノ木遺跡	橋町大字大日字郷ノ木			墳・集					集		
武 338	潮見山下遺跡	橋町大字永島字潮見							集	集		
武 339	市場遺跡	橋町大字永島字北上野			集	集				墳		
武 340	板橋遺跡	橋町大字片白字二俣							集	集		
武 341	二俣遺跡	橋町大字片白字二俣							集			
武 342	樽正津遺跡	北方町大字芦原字樽正津							散			
武 343	山西古墳群	北方町大字芦原字山西				古						
武 344	貝良木遺跡	北方町大字芦原字貝良木、丁ノ坪			墳	散	散	散	散			
武 345	樋ノ口遺跡	橋町大字芦原字樋ノ口			散	散						
武 346	鳴瀬遺跡	橋町大字芦原字鳴瀬			散	散						
武 347	林副遺跡	橋町大字芦原字林副					集					
武 348	鳴瀬古墳群	橋町大字芦原字樋ノ口、鳴瀬、一本楸、二本楸、山西、大字片白字片白				古						
武 349	釈迦寺遺跡	橋町大字芦原字山西、大字片白字片白、釈迦寺		散	墳	墳	散	散				
武 351	鳴瀬甕窯跡A	橋町大字芦原字山西			散	散					窯	陶磁器窯跡
武 352	庄ノ前遺跡	橋町大字片白字志田町				散			集			
武 353	長島荘政所跡	橋町大字片白字片白							城			
武 354	片白北遺跡	橋町大字片白字片白		散	墳	墳						
武 355	片白遺跡	橋町大字片白字片白、馬場		散	散	散	散	散				
武 356	皿山窯跡	橋町大字片白字片白									窯	陶磁器窯跡 湮滅
武 357	東福寺古墳群	橋町大字片白字片白				古						前方後円墳を含む
武 358	井手橋遺跡	橋町大字大日字大日、納手					散	散	散			
武 359	牛島氏館跡	橋町大字片白字茂手							城			
武 360	中村氏館跡	橋町大字片白字茂手							城			
武 361	渋江氏館跡	橋町大字片白字茂手							城			
武 362	納手遺跡	橋町大字片白字納手			墳・集	集			集	集		
武 363	茂手遺跡	橋町大字片白字茂手			墳・集	集			集	集		
武 364	みやこ遺跡	橋町大字大日字郷ノ木、潮見			墳・集	集	集	集	集	集		
武 365	小野原遺跡	橋町大字大日字小野原			集	散	散	散	散			
武 366	片白馬場遺跡	橋町大字片白字馬場			散	散						
武 367	南片白遺跡	橋町大字片白字片白		散	散	散						

※ 散：散布地、窯：窯跡、城：城館跡、古：古墳、墳：墳墓、集：集落跡、社：社寺跡、経：経塚、出：出土地、祭：祭祀遺跡、神：神籠石、郷：郷倉跡、役：役所跡、生：生産遺跡、信：信仰遺跡、烽：烽火台跡

出典：「佐賀県遺跡地図」（平成22年3月、佐賀県教育委員会）

表 3.2-21(9) 埋蔵文化財等一覧(武雄市(6))

遺跡 番号	遺跡の名称	所在地	旧 石 器	縄 文	弥 生	古 墳	奈 良	平 安	中 世	近 世	近 代	備 考
武 368	立石古墳群	橘町大字片白字片白				古						
武 369	南片白古墳群	橘町大字片白字片白				古						
武 370	橘小学校校庭遺跡	橘町大字大日字浦田							社			玉泉寺跡
武 371	おつぼ山神籠石	橘町大字大日字浦田、草場				神						国史跡
武 372	おつぼ山第二経塚	橘町大字大日字浦田						経				
武 373	おつぼ山第一経塚	橘町大字大日字浦田						経				
武 374	おつぼ山石棺群	橘町大字大日字浦田			墳	墳						
武 375	小野原旧窯跡	橘町大字大日字浦田									窯	陶磁器窯跡
武 376	形右エ門窯跡	橘町大字大日字浦田									窯	陶磁器窯跡
武 377	おつぼ山第一水門遺跡	橘町大字大日字浦田	散	散					社			
武 378	おつぼ山南麓遺跡	橘町大字大日字浦田			墳							
武 379	北檜崎古墳群	橘町大字大日字草場				古						
武 380	草場遺跡	橘町大字大日字草場	散	散	墳	墳						
武 381	薬師山古墳	橘町大字大日字檜崎				古						
武 382	南檜崎遺跡	橘町大字大日字檜崎	散		墳	墳						
武 383	権現山古墳群	橘町大字大日字檜崎				古						
武 384	多利谷遺跡	北方町大字大崎字多利谷		散								
武 385	床並遺跡	北方町大字大崎字床並		散								
武 386	仏坊山遺跡	北方町大字志久字中峠							城			
武 387	中峠遺跡	北方町大字志久字中峠		散								
武 388	西堤遺跡	北方町大字志久字西堤、浦田			散							
武 389	熊副遺跡	北方町大字志久字熊副			散							
武 390	林崎遺跡	北方町大字志久字林崎			散				散			
武 391	高野遺跡	北方町大字志久字高野、道祖堤			散	古	散	散	集			
武 392	木ノ元遺跡	北方町大字志久字木ノ元、高野			墳		集	集	集			
武 393	勘町遺跡	北方町大字志久字勘町			散	散			散			
武 394	干給遺跡	北方町大字志久字干給			散	散			集			
武 395	天神免遺跡	北方町大字志久字天神免、城ヶ平			散	散			散			
武 396	志久城跡	北方町大字志久字城ノ平、天神免、干給							城			
武 397	内扇遺跡	北方町大字志久字内扇			散				散			
武 398	野副遺跡	北方町大字志久字野副、上掛橋			散	散	集	集	集			
武 399	上掛橋遺跡	北方町大字志久字上掛橋			散		集	集	集			
武 400	長三構跡	北方町大字大崎字下掛橋							城	郷		
武 401	追分遺跡	北方町大字志久字追分、中尾、清水			散				散			
武 402	追分古墳	北方町大字志久字追分				墳						湮滅
武 403	西ノ浦遺跡	北方町大字志久字西ノ浦		散					散			
武 404	長谷山遺跡	北方町大字志久字長谷山		散					散			
武 405	下休場遺跡	北方町大字志久字下休場		散					散			

※ 散：散布地、窯：窯跡、城：城館跡、古：古墳、墳：墳墓、集：集落跡、社：社寺跡、経：経塚、出：出土地、祭：祭祀遺跡、神：神籠石、郷：郷倉跡、役：役所跡、生：生産遺跡、信：信仰遺跡、烽：烽火台跡

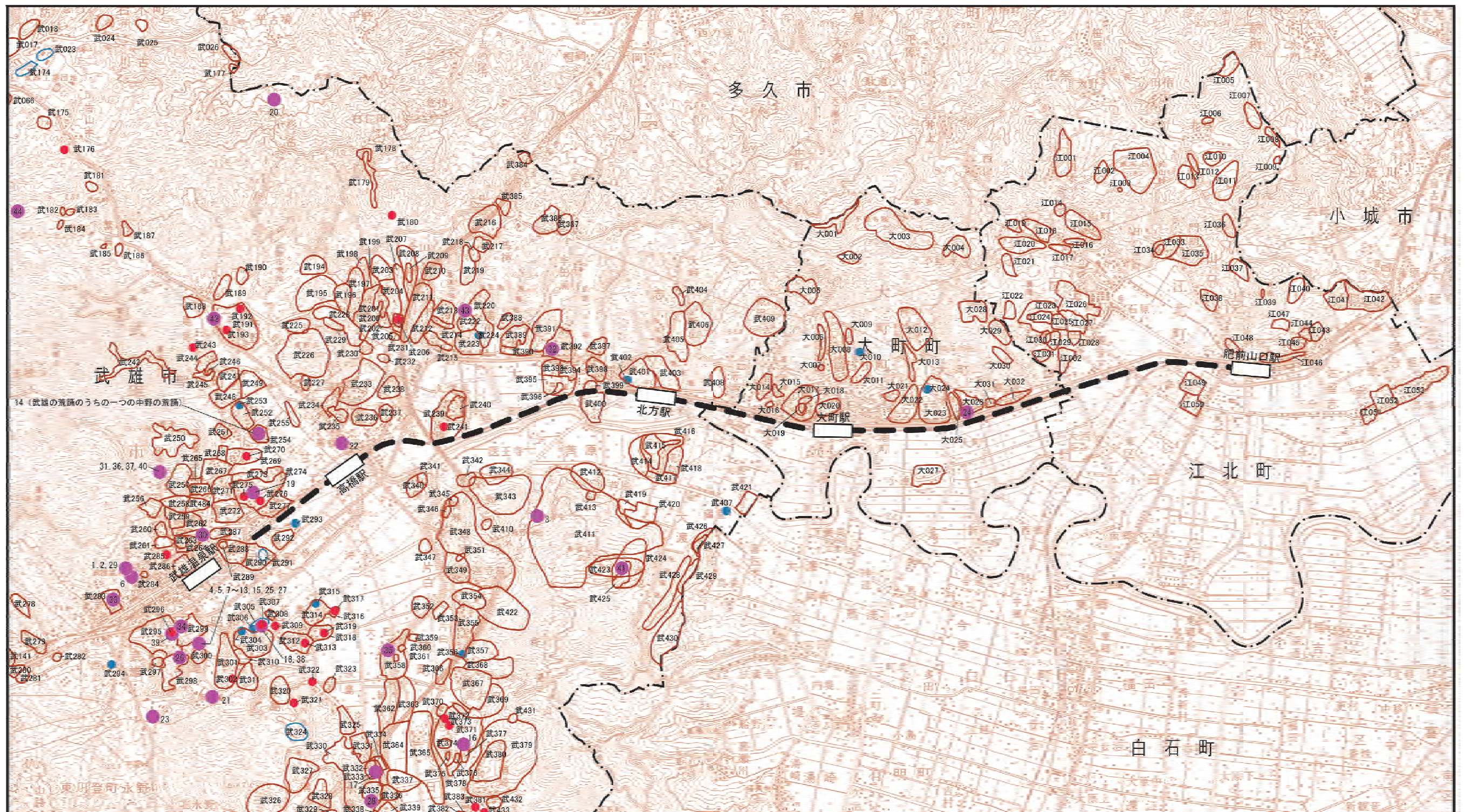
出典：「佐賀県遺跡地図」（平成 22 年 3 月、佐賀県教育委員会）

表 3.2-21 (10) 埋蔵文化財等一覧（武雄市(7)）

遺跡 番号	遺跡の名称	所在地	旧 石器	縄 文	弥 生	古 墳	奈 良	平 安	中 世	近 世	近 代	備 考
武 406	火保田遺跡	北方町大字志久字火保田、野中		散					散			
武 407	石塚	北方町大字大渡字二本谷							塚			湮滅
武 408	東中谷遺跡	北方町大字志久字東中谷			散							
武 409	小通遺跡	北方町大字志久字小通、原田、 池田谷道江		散		散			散			
武 410	鳴瀬山頂古墳群	北方町大字芦原字鍾撞谷、橘町 大字芦原字山西、谷内平 48 林 班				古						
武 411	勇猛山古墳群	北方町大字大渡字永池、平原、 大字芦原字山東、谷内、別法、 一本松、三本松、五本松二角				古						
武 412	久治浦遺跡	北方町大字芦原字一本松、三本 松			墳	散	散	散	散			
武 413	後藤氏館跡	北方町大字芦原字山東							城			別称「芦原館 跡」
武 414	境町遺跡	北方町大字芦原字境町			散				散			
武 415	椎島山城跡	北方町大字芦原字西平、北平							城			
武 416	椎島山遺跡	北方町大字芦原字西平、東平、 北平			墳	墳	集	集	散			
武 417	長町遺跡	北方町大字芦原字長町、五本松 一角、六本松二角			散				散			
武 418	天神面遺跡	北方町大字芦原天神面、新ヶ江			散				散			
武 419	芦原五本松遺跡	北方町大字芦原字五本松一角、 五本松二角、六本松二角			墳	散			散			
武 420	芦原鍋島氏館跡	北方町大字芦原字五本松一角							城	役		
武 421	大渡二本谷遺跡	北方町大字大渡字二本谷							社			
武 422	片白古墳群	橘町大字片白字片白				古						
武 423	勇猛寺古墳群	北方町大字大渡字永池、平原				古						
武 424	勇猛山遺跡	北方町大字大渡字永池							社	社		
武 425	勇猛寺遺跡	北方町大字大渡字永池					散	散	社			
武 426	箕具崎古墳群	北方町大字大渡字一本松				古						
武 427	喜佐木城跡	北方町大字大渡字一本松							城			
武 428	永池古墳群	北方町大字大渡字永池				古						
武 429	箕具山古墳群	北方町大字大渡字永池				古						
武 430	栗岡山古墳群	北方町大字大渡字鍋野				古						
武 431	立岩遺跡	橘町大字片白字片白				生			信			石切場跡
武 432	檜崎北遺跡	橘町大字大日字檜崎			散							
武 433	南檜崎古墳	橘町大字大日字檜崎				古						
武 484	寺内遺跡	武雄町大字富岡字寺内		散			散	散	散			

※ 散：散布地、窯：窯跡、城：城館跡、古：古墳、墳：墳墓、集：集落跡、社：社寺跡、経：経塚、
出：出土地、祭：祭祀遺跡、神：神籠石、郷：郷倉跡、役：役所跡、生：生産遺跡、信：信仰遺跡、
烽：烽火台跡

出典：「佐賀県遺跡地図」（平成 22 年 3 月、佐賀県教育委員会）



凡 例

- 対象区域
- - - 市町境
- 有形文化財等
- 埋蔵文化財
- 埋蔵文化財(湮滅)

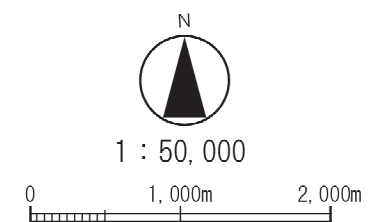
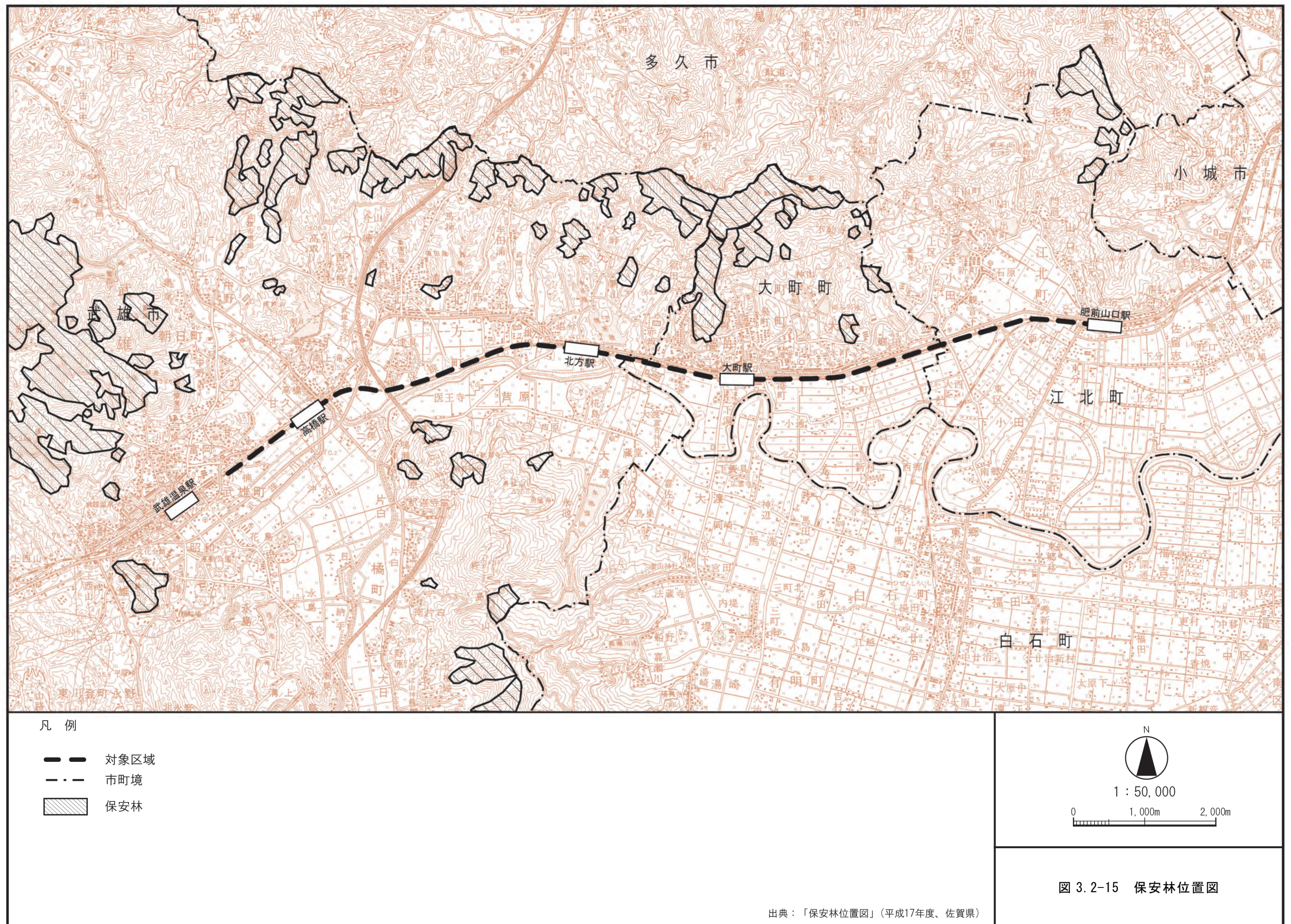


図 3.2-14 史跡・文化財等

出典：「佐賀県の文化財紹介」（平成24年 6 月、佐賀県教育庁文化財課）
「佐賀県遺跡地図」（平成22年 3 月、佐賀県教育委員会）
「武雄市の文化財」（平成27年 6 月、武雄市教育委員会文化・学習課文化財係）

(18) 森林法に基づく保安林

調査対象地域には、「森林法」(昭和 26 年 6 月 26 日、法律第 249 号)に基づく「保安林」は図 3.2-15 に示すとおりであり、最も近いもので対象区域から約 400m 離れている。



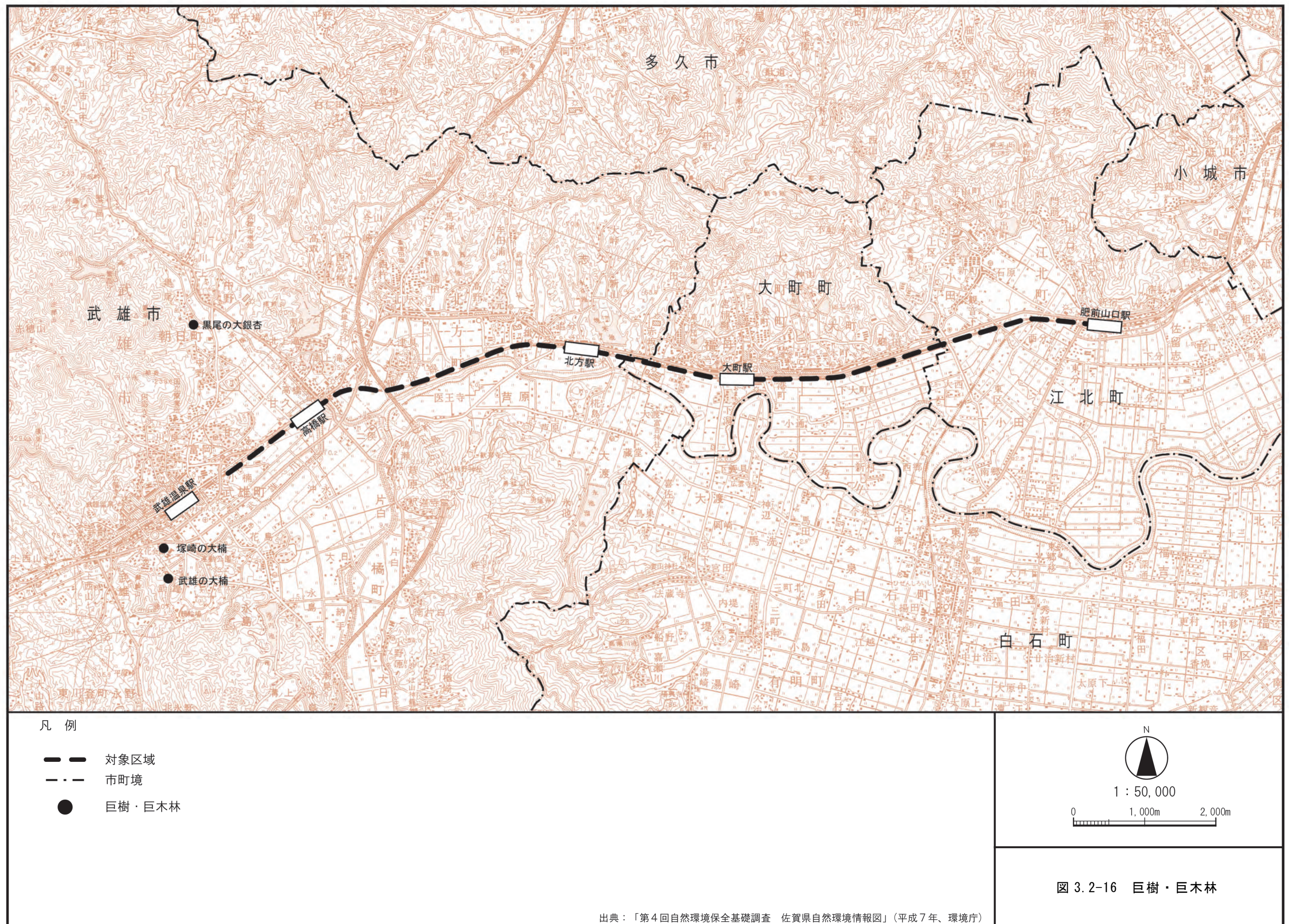
(19) 樹木・樹林の保存

調査対象地域には、「第4回自然環境保全基礎調査 佐賀県自然環境情報図」(平成7年、環境庁)によると、保全すべき「巨樹・巨木林」として、3本の樹木が指定されている。調査対象地域の「巨樹・巨木林」は表3.2-22及び図3.2-16に示すとおりである。また、「文化財保護法」(昭和25年5月30日、法律第214号)に基づく天然記念物は存在しないが、「佐賀県文化財保護条例」(昭和51年3月30日、条例第22号)に基づき指定されている県指定天然記念物としては、表3.2-20(p.3.2-33)及び図3.2-14(p.3.2-44)に示すとおり、「大聖寺のまき」が存在している。

表 3.2-22 巨樹・巨木林の指定状況

番号	市町	所在地	樹種名	幹周(主幹)	呼 称
1	武雄市	武雄神社 天神神社	クスノキ	2000mm	武雄の大楠
2		黒尾	イチョウ	800mm	黒尾の大銀杏
3		塚崎	クスノキ	1390mm	塚崎の大楠

出典：「第4回自然環境保全基礎調査 佐賀県自然環境情報図」(平成7年、環境庁)



(20) その他の環境を目標とした法令等による規制等

(a) 佐賀県環境基本計画

佐賀県では、豊かな環境の恵沢を受け、それを将来の世代に引き継いでいくため、平成 9 年に「佐賀県環境基本条例」（平成 9 年 3 月 27 日、佐賀県条例第 16 号）を策定した。この条例に基づき、平成 12 年 3 月、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に進めていくための大綱として「人と自然が共生できる豊かで潤いのあるふるさと佐賀の実現」を目指した「佐賀県環境基本計画」を策定し、環境に関する施策を推進してきた。

その後、環境に関する状況を含め、引き続き取り組んでいくべき課題や、気候変動や生物多様性など環境をめぐる今日的な課題に適切に対応するため、「佐賀県環境基本条例」の基本理念の下、平成 23 年に「第 2 期佐賀県環境基本計画」が策定された。

佐賀県環境基本計画では、佐賀県環境基本条例第 11 条に基づく「環境の保全に関する計画」であり、次のような役割を担っている。

- ・ 県における環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境の面から総合的・計画的に県行政を推進するための長期的な施策の大綱
- ・ 県民・C S O※・事業者・行政など、すべての主体が環境に関する施策・取組を計画、実施する際の指針となるもの

※ C S Oとは、Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県では N P O法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、P T Aといった組織・団体も含めて「C S O」と呼称している。

「第 2 期佐賀県環境基本計画」に定められている目標達成のための環境指標は、表 3.2-23 に示すとおりである。

表 3.2-23 環境指標

環境指標	現況 (H22)	目標 (H27)
●住宅用太陽光発電の設置件数	12,183 件	27,500 件 (H26)
●事業所用太陽光発電の設置	2.5MW	20MW (H26)
●メガソーラーの設置	-	30MW (H26)
●二酸化窒素環境基準達成率	100%	100%
●有害大気汚染物質環境基準達成率	100%	100%
●自動車騒音に係る環境基準達成率	99.60%	100%
●河川環境基準達成率 (BOD)	100%	100%
●河川環境基準(生活環境項目) 全水域中の A 類型水域数	34/61 水域	38/61 水域
●污水处理人口普及率	73.4%	83.5%
●白石地区の地下水採取量	4,558 千 m ³ /年 (H21)	3,000 千 m ³ /年
●嘉瀬川ダム建設事業が完成し、筑後川下流土地改良事業による送水が可能になることから、地表水への転換を図る	嘉瀬川ダム試験湛水開始 (H22) 土地改良事業工事進捗 H22 まで 91%	嘉瀬川ダム完成 (H23) 白石平野への送水開始 (H24)
●1 人 1 日当たりごみ排出量	869g/人・日	831g/人・日
●一般廃棄物のリサイクル率	17.0% (H21)	21.20%
●産業廃棄物のリサイクル率	51.7% (H21)	53.00%
●産業廃棄物の最終処分量	85 千 t (H21)	70 千 t
●環境保全型農業に新たに取り組む農家数	237 戸/年 (H21)	250 戸/年 (H26)
●施設園芸における脱石油・省石油型機械・装置の普及割合	35%	80% (H26)
●間伐材の搬出量	21,000 m ³	40,000 m ³ (H26)
●生物多様性上重要な地域の選定	-	10 地域
●有明海水質 (A 類型環境基準 COD75%値【2mg/L】)	3.2mg/L	向上
●有明海水質 (II 類型環境基準 T-N 平均値【0.3mg/L】)	0.25mg/L	維持
●有明海水質 (II 類型環境基準 T-P 平均値【0.03mg/L】)	0.037mg/L	向上
●污水处理人口普及率 (有明海流域)	73.4%	83.0%
●山、海での有明海再生に寄与する活動参加者数	7,108 人	8,200 人 (H26)
●宿泊観光客数	2,132 千人 (H21)	2,597 千人 (H26)
●観光農園、市民農園、オーナー園、農産加工体験施設の箇所数	74 箇所	85 箇所
●本県において環境を守る取組が進んでいると思う割合	35.9% (H21) ※	50%
●森林整備面積	26,912ha	43,000ha (H26)
●多自然川づくり整備延長	91.1km (H21)	115km
●クリーク護岸の整備延長	750km	914km
●間伐材等の利用量 (クリーク護岸整備への杉丸太、板材の使用量)	-	34,000 m ³
●都市公園面積	12.0 m ² /人 (H21)	12.5 m ² /人 (H25)
●「22 世紀に残す佐賀県遺産」の認定市町数	11 市町	15 市町 (H26)
●システムを活用したデマンド交通取り組み地区数	-	4 地区 (H26)
※参考値:平成 22 年度「佐賀県くらしの実感調査」		
【 】内は水質環境基準値		

出典:「第 2 期佐賀県環境基本計画」(平成 23 年 10 月、佐賀県くらし環境本部環境課)

(b) 佐賀県環境の保全と創造に関する条例

「佐賀県環境基本条例」(平成9年3月27日、佐賀県条例第16号)に規定する基本理念にのっとり、人の健康や生活環境に係る被害の防止及び自然環境保全に必要な措置を定め、県民すべての参加のもと、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会及び人と自然が共生するうまいのある社会を形成するため、環境保全と創造に向けた取り組みを推進し、もって県民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めている。条例の概略については、以下に示すとおりである。

【規制基準について】

事業所に対する大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動等の規制基準を規定しており、これらの基準は指定事業所等の設置許可や変更の許可基準となっている。

【届出制度について】

特定行為や特定施設及び揚水施設を設置、構造の変更等をする際に届出が義務づけられている。

【保全地域の指定、保全計画の決定について】

自然環境を保全することが特に必要な区域を佐賀県環境保全地域として指定している。また、この地域に関する保全計画が定められている。

【罰則等について】

特定施設から水、粉じんを排出する者、騒音、振動又は悪臭を発生させている者が、規制基準に適合しないものを排出又は発生させていると認められる場合は、改善を勧告、命令することができ、従わない場合は、当該特定施設の一時停止を命ずることができる。これらの命令に違反した者に対しては、懲役又は罰金などの罰則制度を設けている。

8) その他の事項

(1) 公害苦情

調査対象地域における平成 22 年度の公害苦情の発生件数は、表 3.2-24 に示すとおりである。

平成 22 年度に江北町が受けた公害苦情件数は 5 件、大町町は苦情なし、武雄市は 3 件となっている。

表 3.2-24 公害苦情の件数（平成 22 年度）

公害の 種類 市町	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	合計
佐賀県	95	120	4	45	0	0	56	88	409
江北町	1	0	0	3	0	0	1	0	5
大町町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
武雄市	1	0	0	1	0	0	0	1	3

出典：「平成 23 年版 佐賀県環境白書」

(平成 24 年 3 月、佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課)

(2) 廃棄物の発生状況及び処理施設等の状況

(a) 廃棄物の発生状況

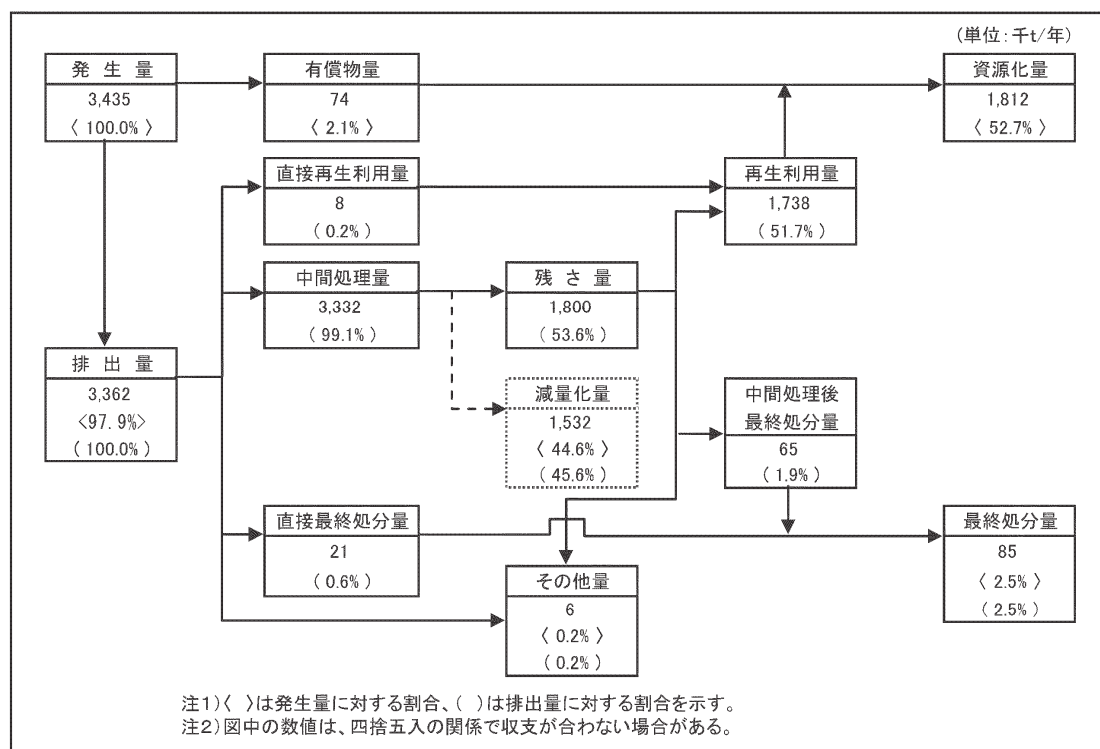
佐賀県から発生した産業廃棄物の処理・処分状況は、表 3.2-25 及び図 3.2-17 に示すとおりである。

平成 21 年度については、排出量 3,362 千トン、再生利用量 1,738 千トン（排出量に対する構成比 51.7%、以下同じ。）、減量化量 1,532 千トン（45.6%）、最終処分量 85 千トン（2.5%）、その他量 6 千トン（0.2%）となっている。

表 3.2-25 産業廃棄物の処理・処分状況（佐賀県）

区 分	平成 16 年度		平成 21 年度		増減率 (%)
	量 (千 t)	構成比 (%)	量 (千 t)	構成比 (%)	
排出量	3,583	100.0	3,362	100.0	-6.2
再生利用量	1,676	46.8	1,738	51.7	3.7
減量化量	1,757	49.0	1,532	45.6	-12.8
最終処分量	140	3.9	85	2.5	-39.3
その他量	10	0.3	6	0.2	-40.0

出典：「佐賀県廃棄物処理計画」（平成 23 年 12 月、佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課）



出典：「平成 22 年度佐賀県産業廃棄物実態調査報告書（平成 21 年実績）」
 （平成 23 年 5 月、佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課）

図 3.2-17 産業廃棄物の発生・処理状況の詳細（平成 21 年度）

(b) 廃棄物処理施設の状況

江北町、大町町及び武雄市を含む佐賀県西部の4市5町（伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町）では、ごみの処理・処分を共同で行う広域処理を行うことが決まっている。なお、処理施設については現在建設中である。

この地域の一般廃棄物処理施設としては焼却工場を3施設（伊万里市環境センター、杵藤クリーンセンター、有田町クリーンセンター）、最終処分場を5施設（伊万里市環境センター、クリーンパーク有田、有田町東不燃物捨場、有田町西不燃物捨場、杵藤クリーンセンター）がある（平成21年3月現在）。

この地域の産業廃棄物処理施設の概要は、表3.2-26及び図3.2-18に示すとおりである。

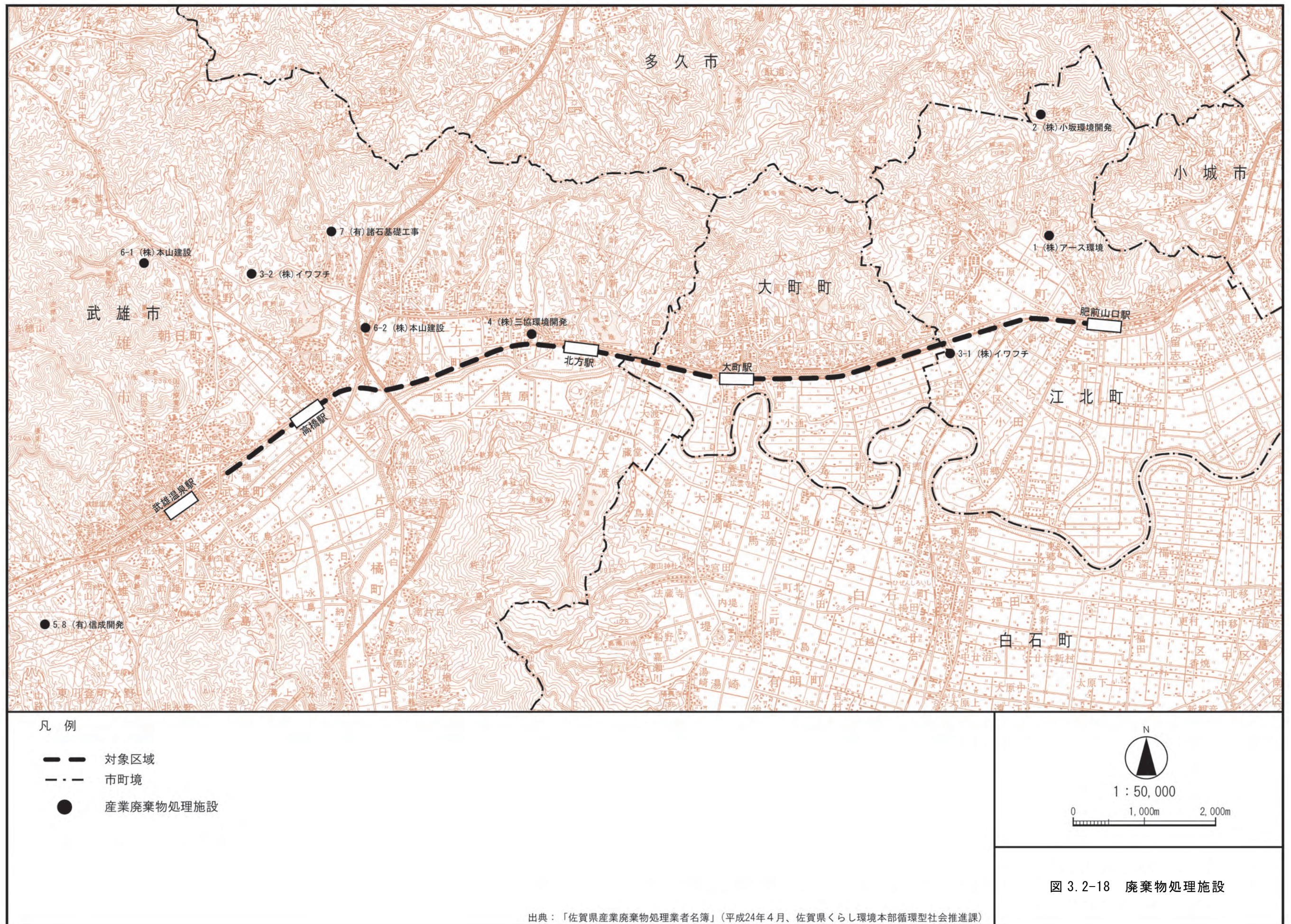
表 3.2-26 調査対象地域の産業廃棄物処理施設

番号	氏 名	施設所在地	種類	備 考
1	(株)アース環境	江北町大字山口	破砕	廃プラ、木くず、繊維くず、ガラス屑等、がれき類
			圧縮梱包	廃プラ、紙くず、繊維くず、金属くず
2	(株)小坂環境開発	江北町山口花祭	破砕	がれき類
			安定型	廃プラ、金属くず、ガラス屑等、がれき類、石綿含有産廃
3-1	(株)イワフチ	江北町下小田	破砕	廃プラ
			圧縮	廃プラ、紙くず、金属くず
3-2		武雄市北方町大崎	破砕	廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス屑等
			圧縮	廃プラ、紙くず
4	(株)三協環境開発	武雄市北方町志久	焼却 (乾燥)	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、紙くず、木くず、動植物性残渣
			脱水	汚泥
			圧縮	金属くず、廃プラ、紙くず、繊維くず
			破砕	廃プラ、紙くず、木くず
			中和	廃酸、廃アルカリ
5	(有)信成開発	武雄市武雄町大字武雄	焼却	紙くず、木くず
			破砕	廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス屑等、がれき類
			圧縮・切断	金属くず
			圧縮	廃プラ、紙くず、繊維くず、ゴムくず
			溶融	廃プラ
6-1	(株)本山建設	武雄市朝日町	焼却	紙くず、木くず
		破砕	がれき類	
6-2		武雄市北方町大崎	破砕	木くず
7	(有)諸石基礎工事	武雄市朝日町	焼却	紙くず、木くず
			安定型	廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラス屑等、がれき類、石綿含有産廃
8	(有)信成開発	武雄市武雄町	安定型	廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラス屑等、がれき類、石綿含有産廃

※1 非公開希望の業者は掲載していない。

※2 種類欄の安定型は安定型最終処分施設を示し、それ以外は中間処理施設を示す。

出典：「佐賀県産業廃棄物処理業者名簿」（平成24年4月、佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課）



(c) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

建設副産物に係る関係法令等については、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月 2 日、法律第 110 号）により、基本的な枠組みが決められている。

この建設副産物のうち、原材料として再利用、再生利用が不可能なものは、廃棄物として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日、法律第 137 号）に従い適正に処理を行うことが義務づけられている。

建設副産物のうち、原材料として利用の可能性のあるもの（コンクリート塊、アスファルト塊等）及びそのまま原材料となるもの（建設発生土）は、再生資源として「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年 4 月 26 日、法律第 48 号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日、法律第 104 号）、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日、法律第 100 号）及び「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 5 年 1 月 12 日、建設省）等に従い、再生資源のリサイクル等を行うことが規定されている。

佐賀県は、「佐賀県産業廃棄物適正処理指導要綱」（平成 4 年 4 月 1 日、佐賀県告示第 184 号）を制定し、産業廃棄物の適正な処理を推進している。

また、「佐賀県廃棄物処理計画」（平成 23 年 12 月、佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課）により、廃棄物の減量化の達成と循環型社会づくりへ向けて、3 R の推進、適正処理の推進、循環型社会形成のための基礎整備を推進していくことが定められている。「佐賀県廃棄物処理計画」の減量化目標は、表 3.2-27 に示すとおりである。

表 3.2-27 佐賀県廃棄物処理計画の減量化目標

		平成 21 年度現状値	平成 27 年度目標値	増 減
一般 廃棄物	総排出量（千トン）	273	257	△5.9%
	リサイクル率（%）	17.0	21.2	4.2 ポイント
	最終処分量（千トン）	21	18	△14.3%
	一人一日当たりごみ 排出量（g）	869 （全国都道府県で 第 3 位の少なさ）	831 （全国順位の向上を 目指す）	△4.4%
産業 廃棄物	総排出量（千トン）	3,362	3,166	△5.9%
	リサイクル率（%）	51.7	53.0	1.3 ポイント
	最終処分量（千トン）	85	70	△17.6%

出典：「佐賀県廃棄物処理計画書」（平成 24 年 4 月、佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課）

(3) 地すべり防止区域

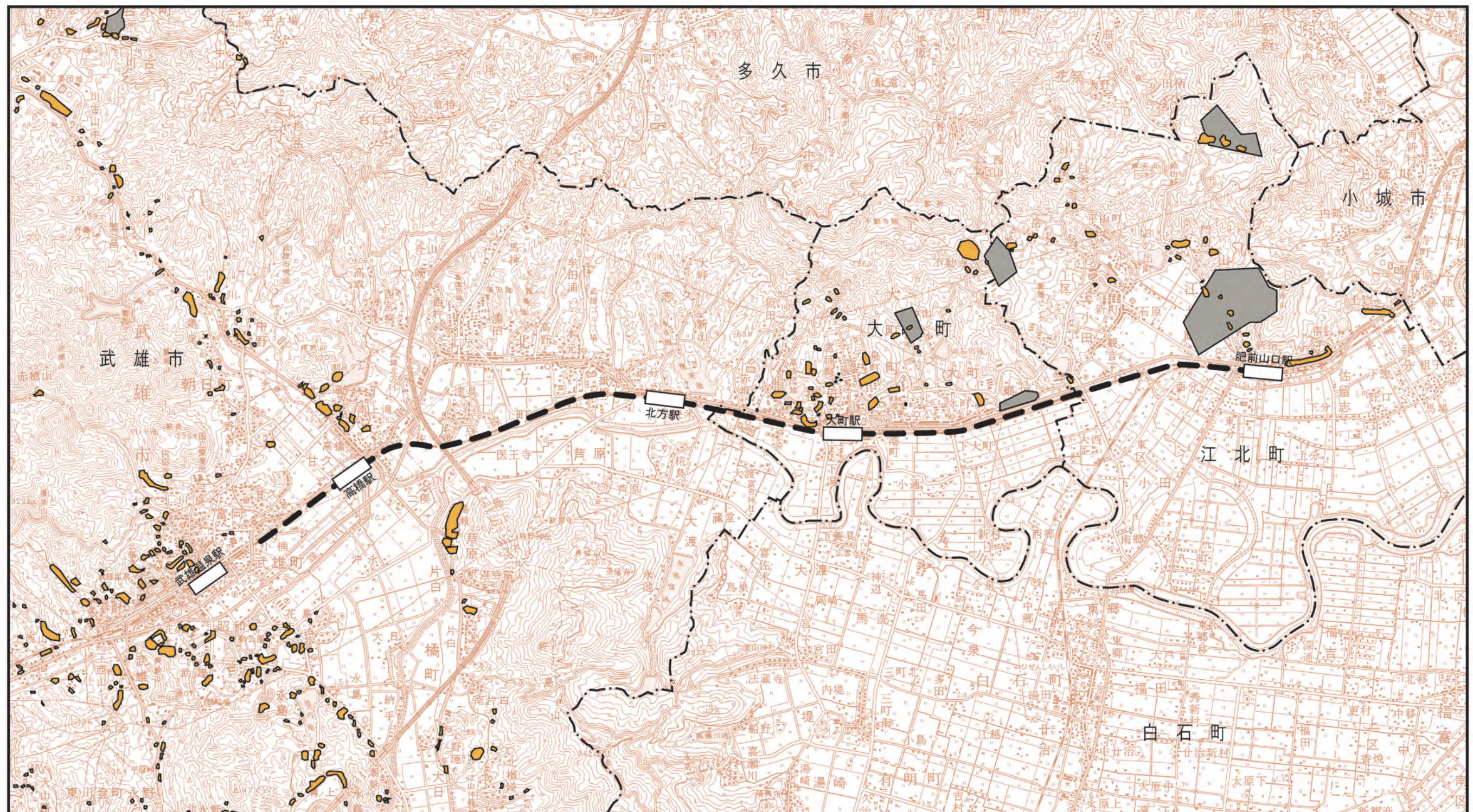
調査対象地域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年 3 月 31 日、法律第 30 号）に基づく「地すべり危険区域」は、図 3.2-19 に示すとおりである。

(4) 急傾斜地崩壊危険区域

調査対象地域における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日、法律第 57 号）に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の状況は、図 3.2-19 に示すとおりである。

(5) 砂防指定地

調査対象地域には、「砂防法」（明治 30 年 3 月 30 日、法律第 29 号）に基づく「砂防指定地」は存在しない。



凡 例

- 対象区域
- - - 市町境
- 地すべり危険区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

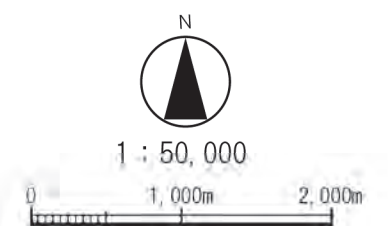


図 3.2-19 地すべり危険区域及び急傾斜崩壊危険区域

出典：「土砂災害危険箇所マップ（江北町）」（平成17年、佐賀県 県土まちづくり本部）
「土砂災害危険箇所マップ（大町）」（平成17年、佐賀県 県土まちづくり本部）
「土砂災害危険箇所マップ（武雄市）」（平成17年、佐賀県 県土まちづくり本部）

(6) 上下水道の整備の状況

(a) 上水道の整備状況

江北町、大町町及び武雄市の上水道の整備状況は、表3.2-28に示すとおりである。

また、武雄市の上水道の水源は、松浦川水系鳥海川、古川、岡方川、蜂ノ巣川、狩立川、六角川水系六角川となっている。

表 3.2-28 上水道整備状況（平成 22 年度）

項 目	佐賀県			
		江北町	大町町	武雄市
行政区域内総人口 (A) (人)	859,076	9,736	7,430	51,483
給水人口 (B) (人)	774,448	9,729	7,424	51,133
普及率 (B)/(A) (%)	90.1	99.9	99.9	99.3
現在給水世帯数 (世帯)	283,768	3,530	2,909	17,213
管路延長 (km)	5,889	97	48	483

出典：「平成 22 年度 佐賀県の水道（平成 23 年 3 月 31 日現在）」

（平成 24 年 3 月、佐賀県健康福祉本部）

(b) 下水道等の整備状況

江北町、大町町及び武雄市の下水道等の整備状況は、表3.2-29に示すとおりである。公共下水道普及率は、江北町は44.9%、大町町は0%、武雄市は1.5%となっている。

表 3.2-29 下水道等整備状況（平成 21 年度末）

項 目		佐賀県			
			江北町	大町町	武雄市
行政人口 (H22.3.31 現在) (人)		859,400	9,653	7,593	51,498
公共下水道	処理人口 (人)	419,811	4,338	0	760
	普及率 (%)	48.8	44.9	0.0	1.5
農業集落排水	処理人口 (人)	65,473	1,982	0	10,759
	普及率 (%)	7.6	20.5	0.0	20.9
漁業集落排水	処理人口 (人)	4,424	0	0	0
	普及率 (%)	0.5	0	0.0	0
小計	処理人口 (人)	489,708	6,320	0	11,519
	普及率 (%)	57	65.5	0.0	22.4
浄化槽	処理人口 (人)	122,692	546	2,009	14,710
	普及率 (%)	14.3	5.7	26.5	28.6
合計	処理人口 (人)	612,400	6,866	2,009	26,229
	普及率 (%)	71.3	71.1	26.5	50.9

※1 処理人口は、処理区域内の行政人口

※2 浄化槽には、コミュニティ・プラント及び小規模集合処理施設による処理人口を含む。

出典：「佐賀県の汚水処理人口普及状況（平成 21 年度末現在）」

（佐賀県県土づくり本部下水道課）